

第6号議案

第11回通常総会の招集及び開催について

(案)

定款・業務規程の一部変更、2021年度の事業計画及び予算の決定等について審議するため、定款第17条第2項に定める第11回通常総会を、以下のとおり、招集、開催する。

(1) 開催日時

2021年3月2日(火) 午前10時00分開始

(2) 開催場所

電力広域的運営推進機関 会議室
(東京都江東区豊洲六丁目2番15号)

(3) 目的事項

<決議事項>

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 業務規程一部変更の件
- 第3号議案 2021年度事業計画決定の件
- 第4号議案 2021年度予算決定の件
- 第5号議案 役員選任の件
- 第6号議案 本総会議決事項の修正等に関する委任の件

<報告事項>

- (1) 送配電等業務指針一部変更の件
- (2) 会費滞納を行った会員の名称の公表及び勧告の件

(4) 招集通知の発送及びウェブ公表予定日

2021年2月8日 招集ご通知(別紙)

以 上

【添付資料】

別紙：第11回通常総会招集ご通知

第 11 回通常総会 招集ご通知

2021年2月8日

電力広域的運営推進機関

2021年2月8日

会 員 各 位

東京都江東区豊洲六丁目2番15号
電力広域的運営推進機関
理 事 長 金 本 良 嗣

第11回通常総会招集ご通知

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本機関の第11回通常総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

今回の開催に際しまして、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、総会会場に人が集まる形式を避けて開催したく、ご理解とご協力のほどお願い申し上げます。

他方、総会は会員の皆様に対して、本機関の活動についてお時間をいただき説明をさせていただく数少ない場でございます。前回同様下記について取り組んでまいります。

①事前に議案についての説明動画を配信させていただきます。

②事前に議案への質問を受け付け、当日、ご質問を可能な限り回答いたします。

③本総会はインターネットライブ中継を行います。

議決権を保有している会員の皆様におかれましては、別添総会参考書類をご覧いただき、**2021年3月1日（月曜日）17時40分までに、会員情報管理システム（一部の会員におかれては書面）により議決権を行使いただけますようお願い申し上げます。**

敬具

記

1. 日 時 2021年3月2日（火曜日）午前10時00分

2. 場 所 電力広域的運営推進機関 会議室
（東京都江東区豊洲六丁目2番15号）

会員の皆様の感染リスクを避けるため、特別のご事情がある場合を除きご来場をお控えいただければ幸いです。なお、事前質問の受付・インターネットライブ中継については、本機関ウェブサイト（<https://www.occto.or.jp/>）にてお知らせ申し上げます。

3. 目的事項

議決事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 業務規程一部変更の件
- 第3号議案 2021年度事業計画決定の件
- 第4号議案 2021年度予算決定の件
- 第5号議案 役員選任の件
- 第6号議案 本総会議決事項の修正等に関する委任の件

報告事項

- （1）送配電等業務指針一部変更の件
- （2）会費滞納を行った会員の名称の公表及び勧告の件

以上

-
- 1. 一部の会員におかれましては、議決権行使書（書面）を送付しております。書面による議決権行使と電磁的方法（会員情報管理システム）による議決権行使が重複した場合には、電磁的方法による議決権行使を有効といたします。
 - 2. 議決権の集約について、定款第24条第5項の定めによりグループ会社間で集約先を変更する場合は、あらかじめ、同条第4項各号に掲げる会員が連名により、集約先の会員の名称を記載した任意様式の届出を提出してください。
 - 3. 複数の電気事業ライセンスを保有している会員が、ライセンスごとに議決権の不統一行使を行う際は、2021年2月22日（月曜日）17時40分までに不統一行使を行うこと及びその理由を、本機関までお知らせください。
 - 4. 総会参考書類に修正が生じた場合は、本機関ウェブサイト（<https://www.occto.or.jp/>）でお知らせいたします。

電力広域的運営推進機関

(別添)

総会参考書類

<議決事項>

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の内容

定款の一部について、別紙1のとおり、変更いたしたいと存じます。

2. 変更の理由

新業務への対応に関する変更等を行うためとなります。

第2号議案 業務規程一部変更の件

1. 変更の内容

業務規程の一部について、別紙2のとおり、変更いたしたいと存じます。

2. 変更の理由

新業務への対応に関する変更等を行うためとなります。

第3号議案 2021年度事業計画決定の件

2021年度の事業計画について、別紙3のとおりにいたしたいと存じます。

第4号議案 2021年度予算決定の件

2021年度の予算について、別紙4のとおりにいたしたいと存じます。

第5号議案 役員選任の件

理事長金本良嗣、理事寺島一希、内藤淳一及び監事千葉彰は2021年3月末日をもって、監事高木佳子は2021年4月9日をもって、任期満了となります。以上の任期満了に伴い、役員5名の選任をお願いいたしたいと存じます。候補者は次のとおりです。

1. 理事長候補者

氏名	現職
大山 力 (おおやま つとむ)	横浜国立大学大学院 教授

2. 理事候補者

氏名	現職
寺島 一希 (てらしま かずき)	本機関理事（再任）
内藤 淳一 (ないとう じゅんいち)	本機関理事（再任）

3. 監事（非常勤）候補者

氏名	現職
高木 佳子 (たかぎ よしこ)	弁護士 ・ 本機関監事（再任）
千葉 彰 (ちば あきら)	公認会計士 ・ 本機関監事（再任）

【参考事項】役員候補者略歴等

1. 理事長候補者

氏名 (年齢)	最終出身校 略歴
大山 力 (65歳)	【最終出身校】 1983年 3月 東京大学大学院工学系研究科電気工学専門課程博士課程 (工学博士) 【略歴】 1983年 4月 横浜国立大学 工学部 講師 1985年10月 横浜国立大学 工学部 助教授 1987年 米国テキサス大学アーリントン校 客員助教授 (2年間) 1998年 4月 横浜国立大学 工学部 教授 2001年 4月 横浜国立大学 大学院工学研究院 教授 (現在に至る)

2. 理事候補者

氏名 (年齢)	最終出身校 略歴
寺島 一希 (62歳)	【最終出身校】 1982年 3月 横浜国立大学工学部情報工学科卒業 【略歴】 1982年 4月 電源開発(株)入社 2003年 4月 経営企画部経営企画グループメンバー(副部長) 2008年 7月 水力・送変電部大間幹線建設所長 2010年10月 水力・送変電部送変電室長 2011年12月 流通システム部長 2013年 7月 流通システム部長(兼)経営企画部審議役 2013年12月 審議役(流通システム・電力システム改革に関する事項担当) 2015年 4月 電力広域的運営推進機関 理事
内藤 淳一 (64歳)	【最終出身校】 1979年 3月 早稲田大学理工学部電気工学科卒業 【略歴】 1979年 4月 東京電力(株)入社 1999年 7月 千葉支店設備計画部長 2001年 7月 技術部送電サービスセンター所長 2006年 6月 技術部電力系統利用協議会出向 2010年 6月 執行役員・系統運用部長 2012年 6月 執行役員・電力流通本部副本部長 2014年 6月 フェロー 2015年 4月 電力広域的運営推進機関 理事

3. 監事（非常勤）候補者

氏名 (年齢)	最終出身校 略歴
高木 佳子 (76歳)	【最終出身校】 1968年 3月 一橋大学法学部卒業 【略歴】 1972年 4月 弁護士登録（第二東京弁護士会所属） 1977年 4月 星二良法律事務所パートナー就任 1998年10月 濱田松本法律事務所（現 森・濱田松本法律事務所） にパートナーとして参加 2002年 7月－2005年 3月 内閣府・情報公開審査会（現 内閣府・情報公開・個人情報 保護審査会）委員 2005年 4月－2006年 3月 第二東京弁護士会会長・日本弁護士連合会副会長 2009年 1月 高木佳子法律事務所（現 T&Tパートナーズ法律事務所） 開設 2014年 6月 公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター理事 2015年 4月 電力広域的運営推進機関 監事
千葉 彰 (67歳)	【最終出身校】 1977年 3月 学習院大学法学部卒業 【略歴】 1989年 3月 公認会計士登録 2000年 8月 監査法人太田昭和センチュリー（現：EY新日本有限責任監査 法人）社員就任 2007年 5月 新日本監査法人（現：EY新日本有限責任監査法人）代表社員 就任 2015年 7月 千葉公認会計士事務所開設 2017年 4月 電力広域的運営推進機関 監事

第6号議案 本総会議決事項の修正等に関する委任の件

本総会にて議決した議案（定款一部変更の件、業務規程一部変更の件、2021年度事業計画決定及び2021年度予算決定）の内容については、若干の修正が必要となる可能性がありますので、議案の趣旨に反しない範囲での修正等を理事会に一任していただきたく存じます。

<報告事項>

(1) 送配電等業務指針一部変更の件

1. 変更の内容

送配電等業務指針の一部について、別紙5のとおり、変更いたしたいと存じます。なお、本件は2021年2月4日に本機関の理事会において議決済みであり、経済産業大臣に変更認可申請を行う予定です。

2. 変更の理由

広域系統整備計画策定及び届出等に関する変更を行うためとなります。

(2) 会費滞納を行った会員の名称の公表及び勧告の件

定款第54条の規定に定める会費について、会費滞納者に対し定款第57条の規定に基づく会員の名称を公表いたしました。

また、会費滞納者に対し業務規程第179条第1項の規定に基づく勧告を行うとともに同条第2項の規定に基づき対象となった電気供給事業者の氏名又は商号、指導又は勧告の内容及びその理由を公表いたしました。

さらに、会費滞納者に対する名称の公表及び勧告を行った旨を経済産業大臣に報告いたしました。

記

1. 対象となった会員の名称及び電気供給事業者の商号
株式会社エックスパワー

2. 会費滞納年度

- (1) 2018年度会費1万円（消費税不課税）
- (2) 2019年度会費1万円（消費税不課税）
- (3) 2020年度会費1万円（消費税不課税）

3. 勧告の内容

- (1) 2021年1月27日（勧告文書発出日から2週間後）までに2018年度会費1万円（消費税不課税）、2019年度会費1万円（消費税不課税）及び2020年度会費1万円（消費税不課税）の合計3万円（消費税不課税）を当機関に納入すること。
- (2) 本勧告文書の内容を社内において周知徹底するとともに、今後、定款第54条第1項の規定を遵守するために必要かつ適切な措置を講じること（社内体制を整備することを含む。）。
- (3) (2)の実施のために講じた具体的な措置について、2021年1月27日（勧告文書発出日から2週間後）までに、当機関に対し、報告を行うこと。
- (4) (3)で報告した措置の実施状況について、当機関が必要と認める場合には、継続して報告を行うこと。

4. 公表日

2021年1月13日

< 参照条文 >

○定款（抄）

（会費）

第54条 会員は、毎年度費の請求通知を受けてから1月以内に、会費を納入しなければならない。

2 会費の額は、員ごとに平等し総開催及びへ事務連絡に係る費用並び会員数等を基礎として、理事の議決より定める。

3 本機関は、既納の会費返還しない。

（滞納者への対応）

第57条 本機関は、会員が、会費、特別会費、容量拠出金若しくは電源入札拠出金の滞納又はその不当な減額を行った場合、理事会の議決を経て、当該会員の名称を公表することができる。

○業務規程（抄）

（指導・勧告の実施）

第179条 本機関は、電気供給事業者が次の各号に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、法第28条の40第6号に基づき、当該電気供給事業者に対する指導又は勧告を行う。

一～七 （略）

八 電気供給事業者が、法令、本機関の定款、本規程又は送配電等業務指針に照らして不適切な行為を行っていることが認められるとき

九 （略）

2 本機関は、前項の指導又は勧告を行ったときは、遅滞なく、対象となった電気供給事業者の氏名又は商号、指導又は勧告の内容及びその理由を公表する。

定款一部変更の件

変更の概要は下記のとおりです。

記

1. 新業務への対応に関する規定の変更

【該当条文：第 28 条（変更）、

附則（令和 年 月 日）第 1 条第 2 項、第 2 条（新設）】

- ・ 広域機関は、新たに加わる業務のための準備を行う旨規定
- ・ 広域機関役員のうち理事の定数を、5 人以内とする旨規定

2. 広域系統整備に関する規定の変更

2－1. 広域系統整備計画策定及び届出に関する変更

【該当条文：第 5 条第 5 号の 3（新設）】

- ・ 広域機関の業務として、広域系統整備交付金交付業務を実施するため、広域系統整備計画を策定する旨規定

2－2. 広域系統整備交付金交付に関する変更

【該当条文：第 5 条第 5 号の 2、第 56 条の 2（新設）】

- ・ 広域機関の業務として、広域系統整備交付金を広域系統整備計画に基づき系統増強等を行う事業者に交付する旨規定
- ・ 広域機関は、広域系統整備交付金交付に要する費用に充てるため、卸電力取引所から翌日市場における値差収益の納付を受ける旨規定

3. 災害復旧費用の相互扶助に関する規定の変更

【該当条文：第 5 条第 9 号、第 7 条第 2 項第 14 号、

第 36 条第 5 項第 10 号、第 56 条の 3（新設）

第 57 条（変更）】

- ・ 広域機関の業務として、災害等扶助交付金を交付する旨規定
- ・ 広域機関は、災害等扶助交付金交付に要する費用に充てるため、一般送配電事業者に災害等扶助拠出金を求めることができる旨規定

以上

電力広域的運営推進機関 定款 新旧対照表

変 更 前（変更点の下線）	変 更 後（変更点の下線）
平成27年4月1日施行 令和3年2月1日変更	平成27年4月1日施行 令和 年 月 日変更
定款	定款
電力広域的運営推進機関	電力広域的運営推進機関

変 更 前 (変更点の下線)	変 更 後 (変更点の下線)
(変更履歴) 平成27年4月1日施行 平成28年4月1日変更 平成29年3月31日変更 平成30年4月1日変更 令和元年7月1日変更 令和2年2月1日変更 令和2年5月1日変更 令和2年7月8日変更	(変更履歴) 平成27年4月1日施行 平成28年4月1日変更 平成29年3月31日変更 平成30年4月1日変更 令和元年7月1日変更 令和2年2月1日変更 令和2年5月1日変更 令和2年7月8日変更 令和3年2月1日変更

変 更 前（変更点に下線）		変 更 後（変更点に下線）	
（設立の根拠） 第4条 本機関は、電気事業法（昭和39年法律第170号、<u>以下「法」という。</u>）により設立する。 （業務内容） 第5条 （略） 一～四 （略） （新設） 五 入札の実施その他の方法により発電用の電気工作物を維持し、及び運用する者を募集する業務その他の発電用の電気工作物の設置を促進するための業務を行うこと。 （新設） （新設） 六～八 （略） （新設） 九 （略） （用語） 第7条 （略） 2 （略） 一～七 （略） 八 「連系線」とは、一般送配電事業者たる会員の供給区域間を常時接続する250キロボルト以上の送電線及び交直変換設備をいう。 九 「広域連系系統」とは、次のアからエに掲げる流通設備をいう。 ア～エ （略） 十～十二 （略） 十三 「電源入札等」とは、将来の一定期間における需要に対する供給力が不足することが明らかになった後、入札の実施その他の方法により、発電用の電気工作物の新増設並びに当該電気工作物の維持及び運用、既存の発電用の電気工作物の維持及び運用、又は休止若しくは廃止している発電用の電気工作物の再起動並びに当該電気工作物の維持及び運用を行う者を募集するための仕組みをいう。 （新設）	（設立の根拠） 第4条 本機関は、電気事業法（昭和39年法律第170号、<u>以下「法」という。</u>）により設立する。 （業務内容） 第5条 （略） 一～四 （略） 四の二 <u>法第33条の2第3項の規定による検討及び送付を行うこと。</u> 五 入札の実施その他の方法により発電用の電気工作物を維持し、及び運用する者その他の供給能力を有する者を募集する業務その他の供給能力の確保を促進するための業務を行うこと。 五の二 <u>法第97条第1項の卸電力取引所から法第99条の8の規定による納付を受け、変電用、送電用及び配電用の電気工作物の整備及び更新に関する費用の一部に充てるための交付金を交付すること。</u> 五の三 <u>前号に掲げる業務（以下「広域系統整備交付金交付業務」という。）を実施するため、法第28条の47第1項に規定する広域系統整備計画を策定すること。</u> 六～八 （略） 九 <u>電気工作物の災害その他の事由による被害からの復旧に関する費用（以下「災害等復旧費用」という。）の一部に充てるための交付金（以下「災害等扶助交付金」という。）を交付すること。</u> 十 （略） （用語） 第7条 （略） 2 （略） 一～七 （略） 八 「連系線」とは、一般送配電事業者たる会員の供給区域間を常時接続する250キロボルト以上の交流送電線、200キロボルト以上の直流送電線及び交直変換設備をいう。 九 「広域連系系統」とは、次のアからエまでに掲げる流通設備をいう。 ア～エ （略） 十～十二 （略） 十三 「電源入札等」とは、将来の一定期間における需要に対する供給力が不足することが明らかになった後、入札の実施その他の方法により、発電用の電気工作物の新増設並びに当該電気工作物の維持及び運用、既存の発電用の電気工作物の維持及び運用又は休止若しくは廃止している発電用の電気工作物の再起動並びに当該電気工作物の維持及び運用を行う者その他の供給能力を有する者を募集するための仕組みをいう。 十四 「災害等復旧費用の相互扶助」とは、<u>法第28条の40第2項の規定により、災害等扶助交付金を交付するための仕組みをいう。</u> （脱退） 第10条 （略） 一～五 （略） 六 <u>法第27条の12において準用する法第14条第1項の許可（送電事業の全部の廃止に係るものに限る。）を受けた場合</u> 七 （略） 八 <u>法第27条の29において準用する法第27条の25第1項の届出（発電事業の廃止に係るもの</u>	（設立の根拠） 第4条 本機関は、電気事業法（昭和39年法律第170号、<u>以下「法」という。</u>）により設立する。 （業務内容） 第5条 （略） 一～四 （略） 四の二 <u>法第33条の2第3項の規定による検討及び送付を行うこと。</u> 五 入札の実施その他の方法により発電用の電気工作物を維持し、及び運用する者その他の供給能力を有する者を募集する業務その他の供給能力の確保を促進するための業務を行うこと。 五の二 <u>法第97条第1項の卸電力取引所から法第99条の8の規定による納付を受け、変電用、送電用及び配電用の電気工作物の整備及び更新に関する費用の一部に充てるための交付金を交付すること。</u> 五の三 <u>前号に掲げる業務（以下「広域系統整備交付金交付業務」という。）を実施するため、法第28条の47第1項に規定する広域系統整備計画を策定すること。</u> 六～八 （略） 九 <u>電気工作物の災害その他の事由による被害からの復旧に関する費用（以下「災害等復旧費用」という。）の一部に充てるための交付金（以下「災害等扶助交付金」という。）を交付すること。</u> 十 （略） （用語） 第7条 （略） 2 （略） 一～七 （略） 八 「連系線」とは、一般送配電事業者たる会員の供給区域間を常時接続する250キロボルト以上の交流送電線、200キロボルト以上の直流送電線及び交直変換設備をいう。 九 「広域連系系統」とは、次のアからエまでに掲げる流通設備をいう。 ア～エ （略） 十～十二 （略） 十三 「電源入札等」とは、将来の一定期間における需要に対する供給力が不足することが明らかになった後、入札の実施その他の方法により、発電用の電気工作物の新増設並びに当該電気工作物の維持及び運用、既存の発電用の電気工作物の維持及び運用又は休止若しくは廃止している発電用の電気工作物の再起動並びに当該電気工作物の維持及び運用を行う者その他の供給能力を有する者を募集するための仕組みをいう。 （新設）	（設立の根拠） 第4条 本機関は、電気事業法（昭和39年法律第170号、<u>以下「法」という。</u>）により設立する。 （業務内容） 第5条 （略） 一～四 （略） 四の二 <u>法第33条の2第3項の規定による検討及び送付を行うこと。</u> 五 入札の実施その他の方法により発電用の電気工作物を維持し、及び運用する者その他の供給能力を有する者を募集する業務その他の供給能力の確保を促進するための業務を行うこと。 五の二 <u>法第97条第1項の卸電力取引所から法第99条の8の規定による納付を受け、変電用、送電用及び配電用の電気工作物の整備及び更新に関する費用の一部に充てるための交付金を交付すること。</u> 五の三 <u>前号に掲げる業務（以下「広域系統整備交付金交付業務」という。）を実施するため、法第28条の47第1項に規定する広域系統整備計画を策定すること。</u> 六～八 （略） 九 <u>電気工作物の災害その他の事由による被害からの復旧に関する費用（以下「災害等復旧費用」という。）の一部に充てるための交付金（以下「災害等扶助交付金」という。）を交付すること。</u> 十 （略） （用語） 第7条 （略） 2 （略） 一～七 （略） 八 「連系線」とは、一般送配電事業者たる会員の供給区域間を常時接続する250キロボルト以上の交流送電線、200キロボルト以上の直流送電線及び交直変換設備をいう。 九 「広域連系系統」とは、次のアからエまでに掲げる流通設備をいう。 ア～エ （略） 十～十二 （略） 十三 「電源入札等」とは、将来の一定期間における需要に対する供給力が不足することが明らかになった後、入札の実施その他の方法により、発電用の電気工作物の新増設並びに当該電気工作物の維持及び運用、既存の発電用の電気工作物の維持及び運用又は休止若しくは廃止している発電用の電気工作物の再起動並びに当該電気工作物の維持及び運用を行う者その他の供給能力を有する者を募集するための仕組みをいう。 十四 「災害等復旧費用の相互扶助」とは、<u>法第28条の40第2項の規定により、災害等扶助交付金を交付するための仕組みをいう。</u> （脱退） 第10条 （略） 一～五 （略） 六 <u>法第27条の12において準用する法第14条第1項の許可（送電事業の全部の廃止に係るものに限る。）を受けた場合</u> 七 （略） 八 <u>法第27条の29において準用する法第27条の25第1項の届出（発電事業の廃止に係るもの</u>

変 更 前（変更点に下線）		変 更 後（変更点に下線）	
限る。）をした場合 九（略） 2（略） （会員の責務） 第11条（略） 2（略） 一 本機関が、<u>法第28条の40第6号に基づき、指導又は勧告を行ったときは、これに従うこと。</u> 二 本機関が、<u>法第28条の42に基づき、報告又は資料の提出を求めたときは、遅滞なくこれに応ずること。</u> 三 <u>法第28条の43に基づき、本機関に対し、常時その維持し、及び運用する発電用の電気工作物の発電に係る電気の量に係る情報、その供給する電気の周波数の値に係る情報その他の業務規程で定める情報を提供すること。</u> 四 <u>法第28条の44に基づき、小売電気事業者である会員が営む小売電気事業、一般送配電事業者たる会員が営む一般送配電事業又は特定送配電事業者である会員が営む特定送配電事業に係る電気の供給の状況が悪化し、又は悪化するおそれがある場合において、本機関が、当該電気の需給の状況を改善する必要があると認めるときに、業務規程で定めるところにより行う指示に従うこと。</u> 3（略）	限る。）をした場合 九（略） 2（略） （会員の責務） 第11条（略） 2（略） 一 本機関が法第28条の40第1項第6号の規定により指導又は勧告を行ったときは、これに従うこと。 二 本機関が法第28条の42第1項の規定により報告又は資料の提出を求めたときは、遅滞なくこれに応ずること。 三 法第28条の43の規定により、本機関に対し、常時その維持し、及び運用する発電用の事業用電気工作物の発電に係る電気の量に係る情報、その供給する電気の周波数の値に係る情報その他の業務規程で定めるものを提供すること。 四 法第28条の44第1項の規定により、小売電気事業者たる会員が営む小売電気事業、一般送配電事業者たる会員が営む一般送配電事業又は特定送配電事業者たる会員が営む特定送配電事業に係る電気の需給の状況が悪化し、又は悪化するおそれがある場合において、本機関が、当該電気の需給の状況を改善する必要があると認めるときに、業務規程で定めるところにより行う指示に従うこと。 3（略）	（会員に対する制裁） 第12条（略） 一～六（略） 七 前各号に掲げられるもののほか、送配電等業務の円滑な実施を著しく阻害すると認められる行為を行ったとき 2～4（略） 5 会員は、第1項の規定により会員の権利の停止又は制限の制裁を科された場合においても、その期間中、前条第1項から第3項までに規定する会員としての責務を全て履行しなければならない。	（異議の申立て） 第16条（略） 2（略） 3 前条第1項の規定は、本機関が前項の規定に基づき会員に対する制裁を議決したときに準用する。 4 第1項、第2項及び前条第1項の規定は、会員が第2項の規定に基づき理事会で議決された制裁について不服があるときに準用する。この場合において、「前条第1項の規定による通知を受けた日」は「前項の規定により準用される前条第1項の規定を受けた日」と、「規律調査会」は「理事会」と、「理事会」は「総会」と読み替えるものとする。

変 更 前（変更点に <u>下線</u> ）		変 更 後（変更点に <u>下線</u> ）											
（審議事項） 第18条（略） 一～六（略） 七 第16条第4項により準用される同条第1項に基づく異議の申立てをした会員に対する制裁の可否及び内容の決定 八 第30条第3項により読み替えて準用される第16条第1項に基づく異議の申立てをした役員又は役員であった者に対する処分等の措置の可否及び内容の決定 九（略） 2（略） 一（略） 二 前号のほか、理事会が必要と認める事項 3（略）		（決議事項） 第18条（略） 一～六（略） 七 第16条第4項において準用する同条第1項の規定による異議の申立てをした会員に対する制裁の可否及び内容の決定 八 第30条第3項において読み替えて準用する第16条第1項の規定による異議の申立てをした役員又は役員であった者に対する処分等の措置の可否及び内容の決定 九（略） 2（略） 一（略） 二 前号に掲げるもののほか、理事会が必要と認める事項 3（略）											
				（議決権） 第23条 総会の日の30日前の時点における会員を、議決権を有する会員とする。ただし、当該会員が第3項若しくは次条第4項により議決権を有しない会員となる場合は第12条第1項により議決権の制限若しくは停止の制裁を科された場合は、この限りではない。 2 前項にかかわらず、本機関は、必要と認める場合は、前項の期日後に会員となった者の全部又は一部について、議決権を有する者と定めることができる。 3（略）	（議決権の配分） 第24条（略） 2・3（略） 4 前項にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、当該会員の総体を一の会員とみなすこととし、次項により、当該会員のうちの一の会員がその議決権を有し、他の会員はこれとみなすものとする。 一・二（略） 5（略）	（役員の定数等） 第28条 本機関には、役員として、理事長1人、理事4人以内及び監事2人以内を置く。 2（略）	（役員の定数等） 第28条 本機関には、役員として、理事長1人、理事5人以内及び監事2人以内を置く。 2（略）						
								（役員の行動規範等） 第30条（略） 2（略） 3 本機関は、役員又は役員であった者が、第1項の行動規範に違反したときその他必要があると認めるときは、第13条から第16条の規定を準用し、当該役員又は役員であった者に対し、必要な処分等の措置を科すものとする。この場合、第13条から第16条における「会員」は「役員又は役員であった者」と、「制裁」は「処分等の措置」と読み替えるものとする。	（役員の行動規範等） 第30条（略） 2（略） 3 本機関は、役員又は役員であった者が、第1項の行動規範に違反したときその他必要があると認めるときは、第13条から第16条までの規定を準用し、当該役員又は役員であった者に対し、必要な処分等の措置を科すものとする。この場合、第13条から第16条までの「会員」は「役員又は役員又は役員であった者」と、「制裁」は「処分等の措置」と読み替えるものとする				
										別紙：役員行動規範		別紙：役員行動規範	
										第7条 役員は、法第28条の30に基づき、刑法（明治40年法律第45号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する者とみなされることを踏まえ、国家公務員倫理規程（平成12年政令第101号）その他の法令を踏まえ、業務上、業務外を問わず、適切に行動しなければならない		第7条 役員は、法第28条の30の規定により、刑法（明治40年法律第45号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する者とみなされることを踏まえ、国家公務員倫理規程（平成12年政令第101号）その他の法令を踏まえ、業務上、業務外を問わず、適切に行動しなければならない	

変 更 前（変更点に下線）		変 更 後（変更点に下線）	
	い。	らない。	
(理事会の構成・役割) 第36条 (略) 2～4 (略) 5 (略) 一～九 (略) (新設) <u>十～十七</u> (略)		(理事会の構成・役割) 第36条 (略) 2～4 (略) 5 (略) 一～九 (略) <u>十 災害等復旧費用の相互扶助に関する事項</u> <u>十一～十八</u> (略)	
(評議員会の尊重義務) 第40条 (略) 2 第36条第5項第1号のうち定款、予算、業務規程、決算、事業計画及び事業報告書に関する事項並びに同項第2号から第6号及び第8号の事項は、理事会の議決に先だって、評議員会の議決を経なければならない。 (評議員会の設置) 第43条 (略) 2 (略) 3 評議員会は、次の各号に掲げる事項について、一定の期間ごとに確認し、必要に応じ第47条に基づき理事長に対し意見を述べる。 一～七 (略)		(評議員会の尊重義務) 第40条 (略) 2 第36条第5項第1号のうち定款、予算、業務規程、決算、事業計画及び事業報告書に関する事項並びに同項第2号から第6号まで及び第8号の事項は、理事会の議決に先だって、評議員会の議決を経なければならない。 (評議員会の設置) 第43条 (略) 2 (略) 3 評議員会は、次の各号に掲げる事項について、一定の期間ごとに確認し、必要に応じ第47条の規定により理事長に対し意見を述べる。 一～七 (略)	
(評議員会の議事) 第45条 (略) 2・3 (略) 4 前項にかかわらず、第51条に規定する評議員の辞任勧告に関する議事は、全評議員の4分の3以上の賛成により決する。 (容量拠出金) 第55条の2 (略) 2 (略) 3 一般送配電事業者又は小売電気事業者たる会員は、前項に基づく本機関の求めに応じ、必要な情報を提出しなければならない。 4 (略) 5 一般送配電事業者又は小売電気事業者たる会員は、第1項に基づく本機関からの容量拠出金の請求を受けてから1か月以内に容量拠出金を納入しなければならない。		(評議員会の議事) 第45条 (略) 2・3 (略) 4 前項の規定にかかわらず、第51条に規定する評議員の辞任勧告に関する議事は、全評議員の4分の3以上の賛成により決する。 (容量拠出金) 第55条の2 (略) 2 (略) 3 一般送配電事業者又は小売電気事業者たる会員は、前項の規定による本機関の求めに応じ、必要な情報を提出しなければならない。 4 (略) 5 一般送配電事業者又は小売電気事業者たる会員は、第1項の規定による本機関からの容量拠出金の請求を受けてから1か月以内に容量拠出金を納入しなければならない。	
(電源入札拠出金) 第56条 (略) 2 (略) 3 一般送配電事業者たる会員は、前各項に基づく本機関の求めに応じ、指定された期限までに電源入札拠出金を納入しなければならない。		(電源入札拠出金) 第56条 (略) 2 (略) 3 一般送配電事業者たる会員は、 <u>第1項の規定による本機関の求めに応じ、指定された期限までに電源入札拠出金を納入しなければならない。</u>	
(新設) 第57条 第58条 第59条 第60条 第61条 第62条 第63条 第64条 第65条 第66条 第67条 第68条 第69条 第70条 第71条 第72条 第73条 第74条 第75条 第76条 第77条 第78条 第79条 第80条 第81条 第82条 第83条 第84条 第85条 第86条 第87条 第88条 第89条 第90条 第91条 第92条 第93条 第94条 第95条 第96条 第97条 第98条 第99条 第100条		(地域間売買取引の決済に係る利益の納付) <u>第56条の2</u> 本機関は、広域系統整備交付金交付業務に要する費用に充てるため、 <u>法第99条の8の規定により、卸電力取引所から翌日市場における地域間の売買取引の決済に係る収入からその決済に</u>	

変 更 前（変更点の下線）	変 更 後（変更点の下線）
	要する費用を控除した金額の納付を受けるものとする。
（新設）	（災害等扶助拠出金） 第 5 6 条の 3 本機関は、一般送配電事業者たる会員に対し、毎年度、災害等復旧費用の一部に充てるための交付に係る拠出金（以下「災害等扶助拠出金」という。）を求めることができる。 2 災害等扶助拠出金の額、納入期限その他の災害等扶助拠出金の納入に関する事項は、理事会の議決により定める。
	3 一般送配電事業者たる会員は、第 1 項の規定による本機関の求めに応じ、指定された期限までに災害等扶助拠出金を納入しなければならない。
（滞納者への対応） 第 5 7 条 本機関は、会員が、会費、特別会費、容量拠出金若しくは電源入札拠出金の滞納又はその不当な減額を行った場合、理事会の議決を経て、当該会員の名称を公表することができる。	（滞納者への対応） 第 5 7 条 本機関は、会員が、会費、特別会費、容量拠出金、電源入札拠出金若しくは災害等扶助拠出金の滞納又はその不当な減額を行った場合、理事会の議決を経て、当該会員の名称を公表することができる。
（財務諸表等の提出） 第 6 1 条 （略） 2 前項により承認を受けた財務諸表等は、本機関の事務所における備え置きその他の方法により公表する。	（財務諸表等の提出） 第 6 1 条 （略） 2 前項の規定により承認を受けた財務諸表等は、本機関の事務所における備え置きその他の方法により公表する。
（紛争解決パネル） 第 6 3 条 本機関が、法第 2 8 条の 4 0 第 7 号に規定する送配電等業務についての電気供給事業者の紛争の解決を行う場合において、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成 1 6 年法律第 1 5 1 号）に定める民間紛争解決手続を行うときは、同法第 2 条第 2 号に定める手続実施者として、本機関に、役職員以外の学識経験者、弁護士等によって構成する紛争解決パネルを置く。	（紛争解決パネル） 第 6 3 条 本機関が、法第 2 8 条の 4 0 第 1 項第 7 号に規定する送配電等業務についての電気供給事業者の紛争の解決を行う場合において、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成 1 6 年法律第 1 5 1 号）に定める民間紛争解決手続を行うときは、同法第 2 条第 2 号に定める手続実施者として、本機関に、役職員以外の学識経験者、弁護士等によって構成する紛争解決パネルを置く。
（新設）	附則（令和 年 月 日） （施行期日） 第 1 条 この定款は、経済産業大臣の認可を受けた日から施行する。 2 前項の規定にかかわらず、第 2 8 条の規定は、令和 4 年 4 月 1 日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。 （強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律に係る業務に関する準備行為） 第 2 条 本機関は、強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 4 9 号）の施行の日（令和 4 年 4 月 1 日）前において、同法第 3 条の規定による改正後の再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 2 3 年法律第 1 0 8 号）の規定により本機関が行う業務に必要な準備行為を行うものとする。

業務規程一部変更の件

変更の概要は下記のとおりです。

記

1. 新業務への対応に関する規定の変更

【該当条文：附則（令和 年 月 日）第2条（新設）】

- ・広域機関は、新たに加わる業務のための準備を行う旨規定

2. 広域系統整備に関する規定の変更

2－1. 広域系統整備計画策定及び届出に関する変更

【該当条文：第46条から第48条、第50条、第54条、第56条、
第58条、第59条、第60条、第62条、第63条、
第64条（変更）
第61条の2、第61条の3、第63条の2、
第63条の3（新設）】

- ・広域機関は、広域系統整備計画を策定し、広域系統整備交付金付の対象となった広域系統整備計画を、経済産業大臣へ届出等する旨規定

2－2. 広域系統整備交付金交付に関する変更

【該当条文：第59条（変更）、第64条の2（新設）】

- ・広域機関は、広域系統整備計画に基づき系統増強等を行う事業者に広域系統整備交付金を交付する旨規定

3. 系統アクセスに関する規定の変更

【該当条文：第90条から第96条、
附則（平成28年4月1日）第2条（削除）
附則（令和 年 月 日）第3条（新設）】

- ・リプレース案件系統連系募集プロセスの廃止のため、規定を変更

4. 災害復旧費用の相互扶助に関する規定の変更

【該当条文：第176条の7から第176条の15、
附則（令和 年 月 日）第4条（新設）】

- ・広域機関は、災害等扶助交付金を交付等する旨規定

以上

変 更 前（変更点に下線）	変 更 後（変更点に下線）
平成 2 7 年 4 月 1 日 施行 令和 年 月 日 変更 業務規程	平成 2 7 年 4 月 1 日 施行 令和 年 月 日 変更 業務規程

業務規程

電力広域的運営推進機関

業務規程

電力広域的運営推進機関

変 更 前 (変更点の下線)	変 更 後 (変更点の下線)
(変更履歴) 平成27年4月1日施行 平成27年4月28日変更 平成27年8月31日変更 平成28年4月1日変更 平成28年7月11日変更 平成29年4月1日変更 平成29年9月6日変更 平成30年4月1日変更 平成30年6月29日変更 平成30年10月1日変更 平成31年4月1日変更 令和元年7月1日変更 令和2年2月1日変更 令和2年7月8日変更 令和2年10月1日変更	(変更履歴) 平成27年4月1日施行 平成27年4月28日変更 平成27年8月31日変更 平成28年4月1日変更 平成28年7月11日変更 平成29年4月1日変更 平成29年9月6日変更 平成30年4月1日変更 平成30年6月29日変更 平成30年10月1日変更 平成31年4月1日変更 令和元年7月1日変更 令和2年2月1日変更 令和2年7月8日変更 令和2年10月1日変更 令和 年 月 日変更

変 更 前（変更点に <u>下線</u> ）		変 更 後（変更点に <u>下線</u> ）	
（用語） 第2条（略） 2（略） 一～十（略） 十一「周波数調整」とは、一般送配電事業者たる会員が、法第26条第1項に<u>基づき</u>、供給区域の周波数の維持に努めるため、需要に応じた電気の供給量を調整する業務をいう。 十二～十九（略） <u>二十</u>（略） <u>二十一</u>（略） <u>二十二</u>（略） <u>二十三</u>（略） <u>二十四</u>（略） <u>二十五</u>「系統連系希望者」とは、送電系統への連系等を希望する者（<u>ただし、一般送配電事業者は除く。</u>）をいう。 <u>二十六</u>（略） <u>二十七</u>（略） <u>二十八</u>（略） <u>二十九</u>（略） <u>三十</u>（略） <u>三十一</u>（略） <u>三十二</u>（略） <u>三十三</u>（略） <u>三十四</u>（略） <u>三十五</u>（略） <u>三十六</u>「<u>前日スポット取引</u>」とは、一般社団法人日本卸電力取引所（以下「卸電力取引所」という。）が運営する翌日受渡しの電気の取引をいう。 <u>三十七</u>（略） <u>三十八</u>（略） <u>三十九</u>（略） <u>四十</u>（略） <u>四十一</u>（略） <u>四十二</u>（略） <u>四十三</u>「間接送電権」とは、卸電力取引所が運営する<u>前日スポット取引</u>において、市場分断が発生した場合に、供給区域間の約定価格の差を精算する商品をいう。 <u>四十四</u>（略） （情報の管理） 第8条（略） 一～三（略） 四法人等から本機関への出向者（以下「出向者」という。）の出向元と本機関が締結する出向協定書等において、出向者が出向元に復帰した後、別紙2－1に定める職員行動規範第2条に反する行為をしたときの当該出向者への処分に関する事項等を定める。		（用語） 第2条（略） 2（略） 一～十（略） 十一「周波数調整」とは、一般送配電事業者たる会員が、法第26条第1項の<u>規定により</u>、供給区域の周波数の維持に努めるため、需要に応じた電気の供給量を調整する業務をいう。 十二～十九（略） <u>二十</u>（略） <u>二十一</u>（略） <u>二十二</u>（略） <u>二十三</u>（略） <u>二十四</u>（略） <u>二十五</u>「系統連系希望者」とは、送電系統への連系等を希望する者（一般送配電事業者を<u>除く。</u>）をいう。 <u>二十六</u>（略） <u>二十七</u>（略） <u>二十八</u>（略） <u>二十九</u>（略） <u>三十</u>（略） <u>三十一</u>（略） <u>三十二</u>（略） <u>三十三</u>（略） <u>三十四</u>（略） <u>三十五</u>（略） <u>三十六</u>「<u>翌日取引</u>」とは、一般社団法人日本卸電力取引所（以下「卸電力取引所」という。）が運営する翌日受渡しの電気の取引をいう。 <u>三十七</u>（略） <u>三十八</u>（略） <u>三十九</u>（略） <u>四十</u>（略） <u>四十一</u>（略） <u>四十二</u>（略） <u>四十三</u>「間接送電権」とは、卸電力取引所が運営する<u>翌日取引</u>において、市場分断が発生した場合に、供給区域間の約定価格の差を精算する商品をいう。 <u>四十四</u>（略） （情報の管理） 第8条（略） 一～三（略） 四法人等から本機関への出向者（以下「出向者」という。）の出向元と本機関が締結する出向協定書等において、出向者が出向元に復帰した後、別紙2－1に定める職員行動規範第2条の<u>規定に反する行為</u>をしたときの当該出向者への処分に関する事項等を定める。	

変 更 前（変更点に下線）		変 更 後（変更点に下線）	
2（略）	3 本機関は、役員又は職員が業務上作成又は取得した文書について、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第11条第1項から第3項の規定に準じた適正な管理及び公表を行う。	2（略）	3 本機関は、役員又は職員が業務上作成又は取得した文書について、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第11条第1項から第3項までの規定に準じた適正な管理及び公表を行う。
（事務局）		（事務局）	
第10条（略）		第10条（略）	
2 事務局は、理事長が法第28条の28に基づき任命する職員等で構成する。		2 事務局は、法第28条の28の規定により、理事長が任命する職員等で構成する。	
3～6（略）		3～6（略）	
7 各部等及び広域運用センターの業務分掌は、別表2-1の通りとする。		7 各部等及び広域運用センターの業務分掌は、別表2-1のとおりとする。	
8（略）		8（略）	
別紙2-1：職員行動規範		別紙2-1：職員行動規範	
第8条 職員は、法第28条の30に基づき、刑法（明治40年法律第45号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する者とみなされることを踏まえ、国家公務員倫理規程（平成12年政令第101号）その他の法令を踏まえ、業務上、業務外を問わず、適切に行動しなければならない。		第8条 職員は、法第28条の30の規定により、刑法（明治40年法律第45号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する者とみなされることを踏まえ、国家公務員倫理規程（平成12年政令第101号）その他の法令を踏まえ、業務上、業務外を問わず、適切に行動しなければならない。	
（職員等の確保等に関する中長期方針）		（職員等の確保等に関する中長期方針）	
第15条 本機関は、前3条を踏まえ役職員の登用、確保及び育成に関する中長期的な方針を定期的に定める。		第15条 本機関は、前3条の規定を踏まえ、役職員の登用、確保、配置及び育成に関する中長期的な方針を定期的に定める。	
（需要想定及び需要想定要領の検証）		（需要想定及び需要想定要領の検証）	
第20条（略）		第20条（略）	
2 本機関は、前項に基づき提出を受けた情報その他の本機関が業務を通じて得た情報及び知見に基づき、次の各号に掲げる事項について、過去の需要想定及び需要想定要領の検証を行う。		2 本機関は、前項の規定により提出を受けた情報その他の本機関が業務を通じて得た情報及び知見に基づき、次の各号に掲げる事項について、過去の需要想定及び需要想定要領の検証を行う。	
一～四（略）		一～四（略）	
（全国の経済見通しの策定）		（全国の経済見通しの策定）	
第22条（略）		第22条（略）	
2 本機関は、前項に基づいて策定した経済見通しを、毎年11月末日までに公表する。		2 本機関は、前項の規定により策定した経済見通しを、毎年11月末日までに公表する。	
（全国の需要想定 of 策定）		（全国の需要想定 of 策定）	
第23条（略）		第23条（略）	
2（略）		2（略）	
3 本機関は、前項の確認の結果、供給区域需要の想定が妥当でないと認めたときは、当該供給区域の一般送配電事業者たる会員に対して、期限を示した上で、供給区域需要の想定の見直し及び見直後の需要想定 of 提出を求める。本機関は、見直後の需要想定 of 提出を受けた場合には、前項に準じて、その妥当性を確認する。		3 本機関は、前項の確認の結果、供給区域需要の想定が妥当でないと認めたときは、当該供給区域の一般送配電事業者たる会員に対して、期限を示した上で、供給区域需要の想定の見直し及び見直後の需要想定 of 提出を求める。本機関は、見直し後の需要想定 of 提出を受けた場合には、前項の規定に準じて、その妥当性を確認する。	
4 本機関は、毎年1月末日までに、第2項及び第3項において妥当性を確認した全ての供給区域需要 of 想定 of 合計からなる全国の需要想定を策定する。		4 本機関は、毎年1月末日までに、第2項及び第3項の規定において妥当性を確認した全ての供給区域需要 of 想定 of 合計からなる全国の需要想定を策定する。	
5（略）		5（略）	
（供給計画 of 取りまとめ及び検討）		（供給計画 of 取りまとめ及び検討）	
第24条 本機関は、法第29条第2項に基づき、供給計画（法第29条第1項に基づき会員が経済産業大臣に届け出なければならない供給計画をいう。以下同じ。） of 取りまとめ及び検討 of 業務を行う。		第24条 本機関は、法第29条第2項の規定により、供給計画（法第29条第1項の規定により会員が経済産業大臣に届け出なければならない供給計画をいう。以下同じ。） of 取りまとめ及び検討 of 業務を行う。	
（供給計画 of 案に基づく調整）		（供給計画 of 案に基づく調整）	

変 更 前（変更点に下線）		変 更 後（変更点に下線）	
第26条 本機関は、前条に基づき提出を受けた供給計画の案について、需給バランスの確保、周波数の維持、適切な流通設備形成の観点その他送配電等業務指針に定める事項を考慮の上、その内容を <u>確認し、必要に応じ、会員に対し、期限を示した上で、供給計画の案の見直し及び見直し後の供給案の再提出を求める。</u> 2 （略） 3 本機関は、第1項の確認に当たり、会員の流通設備の整備計画（以下「 <u>流通設備計画</u> 」という。）について、第51条第1号に該当し計画策定プロセス（第50条に定める。）に関する検討が必要と認めるときは、 <u>同条に基づき同プロセスを開始する。</u>	第26条 本機関は、前条の規定により提出を受けた供給計画の案について、需給バランスの確保、周波数の維持、適切な流通設備形成の観点その他送配電等業務指針に定める事項を考慮の上、その内容を <u>確認し、必要に応じ、会員に対し、期限を示した上で、供給計画の案の見直し及び見直し後の供給計画の案の再提出を求める。</u> 2 （略） 3 本機関は、第1項の確認において、会員の流通設備の整備計画（以下「 <u>流通設備計画</u> 」という。）について、第51条第1号の <u>規定に該当すると認めるときは、第6章第3節に定める計画策定プロセスを開始する。</u>	第26条 本機関は、前条の規定により提出を受けた供給計画の案について、需給バランスの確保、周波数の維持、適切な流通設備形成の観点その他送配電等業務指針に定める事項を考慮の上、その内容を <u>確認し、必要に応じ、会員に対し、期限を示した上で、供給計画の案の見直し及び見直し後の供給計画の案の再提出を求める。</u> 2 （略） 3 本機関は、第1項の確認において、会員の流通設備の整備計画（以下「 <u>流通設備計画</u> 」という。）について、第51条第1号の <u>規定に該当すると認めるときは、第6章第3節に定める計画策定プロセスを開始する。</u>	第26条 本機関は、前条の規定により提出を受けた供給計画の案について、需給バランスの確保、周波数の維持、適切な流通設備形成の観点その他送配電等業務指針に定める事項を考慮の上、その内容を <u>確認し、必要に応じ、会員に対し、期限を示した上で、供給計画の案の見直し及び見直し後の供給計画の案の再提出を求める。</u> 2 （略） 3 本機関は、第1項の確認において、会員の流通設備の整備計画（以下「 <u>流通設備計画</u> 」という。）について、第51条第1号の <u>規定に該当すると認めるときは、第6章第3節に定める計画策定プロセスを開始する。</u>
第28条 本機関は、会員から供給計画の提出を受けたときは、法第29条第2項に基づき、経済産業省令に定める事項を取りまとめる。この場合、本機関は、必要に応じ、供給計画を提出した会員に対して、その根拠及び考え方を聴取することができる。 2・3 （略）	第28条 本機関は、会員から供給計画の提出を受けたときは、法第29条第2項の規定により、経済産業省令に定める事項を取りまとめる。この場合、本機関は、必要に応じ、供給計画を提出した会員に対して、その根拠及び考え方を聴取することができる。	第28条 本機関は、会員から供給計画の提出を受けたときは、法第29条第2項の規定により、経済産業省令に定める事項を取りまとめる。この場合、本機関は、必要に応じ、供給計画を提出した会員に対して、その根拠及び考え方を聴取することができる。	第28条 本機関は、会員から供給計画の提出を受けたときは、法第29条第2項の規定により、経済産業省令に定める事項を取りまとめる。この場合、本機関は、必要に応じ、供給計画を提出した会員に対して、その根拠及び考え方を聴取することができる。
第29条 本機関は、前条第1項及び第2項の結果を踏まえ取りまとめた供給計画に意見があるときは、次の各号に掲げるは、次の各号に掲げる検討結果を反映の上、経済産業省令で定めるところにより、意見を付して、毎年3月末日までに、毎年3月末日までに、経済産業大臣に送付する。 一～三 （略） 2・3 （略）	第29条 本機関は、前条の規定により取りまとめた供給計画に意見があるときは、次の各号に掲げる検討結果を反映の上、経済産業省令で定めるところにより、意見を付して、毎年3月末日までに、経済産業大臣に送付する。	第29条 本機関は、前条の規定により取りまとめた供給計画に意見があるときは、次の各号に掲げる検討結果を反映の上、経済産業省令で定めるところにより、意見を付して、毎年3月末日までに、経済産業大臣に送付する。	第29条 本機関は、前条の規定により取りまとめた供給計画に意見があるときは、次の各号に掲げる検討結果を反映の上、経済産業省令で定めるところにより、意見を付して、毎年3月末日までに、経済産業大臣に送付する。
（年度途中に電気事業者になった場合の供給計画の提出等） 第30条 （略） 2 本機関は、前項により会員から供給計画を受け取ったときは、前2条に <u>準じ、検討を行い、意見があるときは当該意見を付して、速やかに経済産業大臣に送付する。</u>	（年度途中に電気事業者になった場合の供給計画の提出等） 第30条 （略） 2 本機関は、前項の規定により会員から供給計画を受け取ったときは、前2条の <u>規定に準じて検討を行い、意見があるときは当該意見を付して、速やかに経済産業大臣に送付する。</u>	（年度途中に電気事業者になった場合の供給計画の提出等） 第30条 （略） 2 本機関は、前項の規定により会員から供給計画を受け取ったときは、前2条の <u>規定に準じて検討を行い、意見があるときは当該意見を付して、速やかに経済産業大臣に送付する。</u>	（年度途中に電気事業者になった場合の供給計画の提出等） 第30条 （略） 2 本機関は、前項の規定により会員から供給計画を受け取ったときは、前2条の <u>規定に準じて検討を行い、意見があるときは当該意見を付して、速やかに経済産業大臣に送付する。</u>
（供給計画の変更） 第31条 （略） 2 本機関は、前項により会員から変更した供給計画の変更した事項を受け取ったときは、第28条及び第29条に <u>準じ、検討を行い、意見があるときは当該意見を付して、速やかに経済産業大臣に送付する。</u>	（供給計画の変更） 第31条 （略） 2 本機関は、前項の規定により会員から変更した供給計画の変更した事項を受け取ったときは、第28条及び第29条に <u>準じて検討を行い、意見があるときは当該意見を付して、速やかに経済産業大臣に送付する。</u>	（供給計画の変更） 第31条 （略） 2 本機関は、前項の規定により会員から変更した供給計画の変更した事項を受け取ったときは、第28条及び第29条に <u>準じて検討を行い、意見があるときは当該意見を付して、速やかに経済産業大臣に送付する。</u>	（供給計画の変更） 第31条 （略） 2 本機関は、前項の規定により会員から変更した供給計画の変更した事項を受け取ったときは、第28条及び第29条に <u>準じて検討を行い、意見があるときは当該意見を付して、速やかに経済産業大臣に送付する。</u>
（供給計画等に関する情報の共有） 第32条 （略） 一～三 （略） 2 本機関は、供給計画に記載された発電所の建設計画に係る情報のうち、一般送配電事業者及び送電事業者たる会員による適切な流通設備計画の立案のために必要と考えられる情報を、当該一般送配電事業者及び送電事業者たる会員に共有する。 3 （略）	（供給計画等に関する情報の共有） 第32条 （略） 一～三 （略） 2 本機関は、供給計画に記載された発電所の建設計画に係る情報のうち、一般送配電事業者及び送電事業者たる会員による適切な流通設備計画の立案のために必要と考えられる情報を、当該一般送配電事業者及び送電事業者たる会員に共有する。	（供給計画等に関する情報の共有） 第32条 （略） 一～三 （略） 2 本機関は、供給計画に記載された発電所の建設計画及び休廃止計画に係る情報のうち、一般送配電事業者及び送電事業者たる会員による適切な流通設備計画の立案のために必要と考えられる情報を、当該一般送配電事業者及び送電事業者及び送電事業者たる会員に共有する。	（供給計画等に関する情報の共有） 第32条 （略） 一～三 （略） 2 本機関は、供給計画に記載された発電所の建設計画及び休廃止計画に係る情報のうち、一般送配電事業者及び送電事業者たる会員による適切な流通設備計画の立案のために必要と考えられる情報を、当該一般送配電事業者及び送電事業者及び送電事業者たる会員に共有する。
（容量オークション） 第32条の2 本機関は、法第28条の40第5号に基づき、 <u>容量市場において、沖縄地域及びその地域の離島を除く全国、並びに供給区域ごとの需要に対して、必要となる供給力（以下「必要供給力」という。）を確実に維持し提供することを約する電気供給事業者（以下「容量提供事業者」という。）を募集するため、次の各号に掲げる入札（以下総称して「容量オークション」という。）を実施する。</u>	（容量オークション） 第32条の2 本機関は、法第28条の40第5号の <u>規定により、容量市場において、沖縄地域及びその地域の離島を除く全国、並びに供給区域ごとの需要に対して、必要となる供給力（以下「必要供給力」という。）を確実に維持し提供することを約する電気供給事業者（以下「容量提供事業者」という。）を募集するため、次の各号に掲げる入札（以下総称して「容量オークション」という。）を</u>	（容量オークション） 第32条の2 本機関は、法第28条の40第5号の <u>規定により、容量市場において、沖縄地域及びその地域の離島を除く全国、並びに供給区域ごとの需要に対して、必要となる供給力（以下「必要供給力」という。）を確実に維持し提供することを約する電気供給事業者（以下「容量提供事業者」という。）を募集するため、次の各号に掲げる入札（以下総称して「容量オークション」という。）を</u>	（容量オークション） 第32条の2 本機関は、法第28条の40第5号の <u>規定により、容量市場において、沖縄地域及びその地域の離島を除く全国、並びに供給区域ごとの需要に対して、必要となる供給力（以下「必要供給力」という。）を確実に維持し提供することを約する電気供給事業者（以下「容量提供事業者」という。）を募集するため、次の各号に掲げる入札（以下総称して「容量オークション」という。）を</u>

変 更 前（変更点に下線）		変 更 後（変更点に下線）	
一・二（略） （事業者情報の登録申込みの審査及び登録完了の通知） 第32条の7（略） 2 本機関は、前項に<u>基づき</u>審査を行った結果、受け付けた登録申込みの内容が適切と認められた場合は、容量市場システムへ登録するとともに、登録が完了した旨及び容量市場システムへのログインに必要な情報を市場参加資格事業者へ通知する。 3 本機関は、第1項に<u>基づき</u>審査を行った結果、受け付けた登録申込みの内容が不適切と認められた場合は、その理由を市場参加資格事業者に通知し、容量市場システムへの登録は行わない。本機関は、市場参加資格事業者から事業者情報の登録の再申込みを受けたときは、再度、第1項に<u>準じ</u>審査を行う。		実施する。 一・二（略） （事業者情報の登録申込みの審査及び登録完了の通知） 第32条の7（略） 2 本機関は、前項の規定により<u>審査</u>を行った結果、受け付けた登録申込みの内容が適切と認められた場合は、容量市場システムへ登録するとともに、登録が完了した旨及び容量市場システムへのログインに必要な情報を市場参加資格事業者へ通知する。 3 本機関は、第1項の規定により<u>審査</u>を行った結果、受け付けた登録申込みの内容が不適切と認められた場合は、その理由を市場参加資格事業者に通知し、容量市場システムへの登録は行わない。本機関は、市場参加資格事業者から事業者情報の登録の再申込みを受けたときは、再度、第1項の規定に<u>準じて</u>審査を行う。	
（電源等情報の審査及び登録完了の通知） 第32条の9（略） 2（略） 3 本機関は、第1項に<u>基づき</u>審査を行った結果、受け付けた電源等情報の内容が適切と認められた場合は、容量市場システムへ登録するとともに、電源等情報の登録が完了した旨を通知する。 4 本機関は、第1項に<u>基づき</u>審査を行った結果、受け付けた電源等情報の内容が不適切と認められた場合は、その理由を市場参加資格事業者に通知し、容量市場システムへの登録は行わない。本機関は、市場参加資格事業者から電源等情報の登録の再申込みを受けたときは、再度、第1項に<u>準じ</u>審査を行う。		（電源等情報の審査及び登録完了の通知） 第32条の9（略） 2（略） 3 本機関は、第1項の規定により<u>審査</u>を行った結果、受け付けた電源等情報の内容が適切と認められた場合は、容量市場システムへ登録するとともに、電源等情報の登録が完了した旨を通知する。 4 本機関は、第1項の規定により<u>審査</u>を行った結果、受け付けた電源等情報の内容が不適切と認められた場合は、その理由を市場参加資格事業者に通知し、容量市場システムへの登録は行わない。本機関は、市場参加資格事業者から電源等情報の登録の再申込みを受けたときは、再度、第1項の規定に<u>準じて</u>審査を行う。	
（市場参加資格事業者の基本情報の変更又は取消の審査及び変更又は取消完了の通知） 第32条の11（略） 2（略） 3 本機関は、第1項に<u>基づき</u>審査を行った結果、受け付けた市場参加資格事業者の基本情報の変更又は取消の申込内容が適切と認められた場合は、必要な変更又は取消の手続きを行う。 4 本機関は、第1項に<u>基づき</u>審査を行った結果、市場参加資格事業者の基本情報の変更又は取消の申込内容が不適切と認められた場合は、その理由を当該市場参加資格事業者に通知し、容量市場システムへの登録は行わない。本機関は、市場参加資格事業者から市場参加資格事業者の基本情報の変更又は取消の再申込みを受けたときは、再度、第1項に<u>準じ</u>審査を行う。		（市場参加資格事業者の基本情報の変更又は取消の審査及び変更又は取消完了の通知） 第32条の11（略） 2（略） 3 本機関は、第1項の規定により<u>審査</u>を行った結果、受け付けた市場参加資格事業者の基本情報の変更又は取消の申込内容が適切と認められた場合は、必要な変更又は取消の手続きを行う。 4 本機関は、第1項の規定により<u>審査</u>を行った結果、市場参加資格事業者の基本情報の変更又は取消の申込内容が不適切と認められた場合は、その理由を当該市場参加資格事業者に通知し、容量市場システムへの登録は行わない。本機関は、市場参加資格事業者から市場参加資格事業者の基本情報の変更又は取消の再申込みを受けたときは、再度、第1項の規定に<u>準じて</u>審査を行う。	
（メインオークション募集要綱の策定及び公表） 第32条の12（略） 一～八（略） 九 本機関が第32条の41に<u>基づき</u>科す違約金及び容量市場への参加規制等（以下総称して「ペナルティ」という。）の内容 十・十一（略）		（メインオークション募集要綱の策定及び公表） 第32条の12（略） 一～八（略） 九 本機関が第32条の41の<u>規定により</u>科す違約金及び容量市場への参加規制等（以下総称して「ペナルティ」という。）の内容 十・十一（略）	
（メインオークション需要曲線の策定及び公表） 第32条の13（略） 本機関は、前項で策定した原案を国が関連する審議会等（以下「国の関連審議会等」という。）に提出し、その意見を求める。 本機関は、メインオークション募集要綱に定める予定公表期日において、前項で決定したメインオ		（メインオークション需要曲線の策定及び公表） 第32条の13（略） 2 本機関は、前項の規定により<u>策定した原案</u>を国が関連する審議会等（以下「国の関連審議会等」という。）に提出し、その意見を求める。 3（略） 4 本機関は、メインオークション募集要綱に定める予定公表期日において、前項の規定により決定し	

変 更 前（変更点到下線）		変 更 後（変更点到下線）	
ークション需要曲線を本機関のウェブサイトへの掲載等の方法によって公表する。		たメインオークション需要曲線を本機関のウェブサイトへの掲載等の方法によって公表する。	
（期待容量の審査及び登録完了等の通知） 第3 2 条の1 5 本機関は、前条において<u>期待容量の登録申込みを受け付けた場合は、市場参加資格事業者の基本情報に加え、第3 2 条の4 1に基づき</u>ペナルティの有無及びその他関連情報を勘案し、その内容の妥当性について審査する。 2 （略） 3 本機関は、第1 項に基づき審査を行った結果、受け付けた期待容量が適切と認められた場合は、当該期待容量を容量市場システムへ登録し、市場参加資格事業者に対して登録が完了した旨を通知する。 4 本機関は、第1 項に基づき<u>審査を行った結果、受け付けた期待容量が不適切と認められた場合は、その理由を当該市場参加資格事業者</u>に通知し、容量市場システムへの登録は行わない。本機関は、市場参加資格事業者から期待容量の登録の再申込みを受けたときは、再度、第1 項に<u>準じ審査を行う。</u> 5 本機関は、期待容量の登録申込みの受付期間中に限り、第3 項で<u>期待容量の登録を完了した市場参加資格事業者から、変更又は取消の申込みを受け付ける。その場合において、本機関は、第1 項に準じ審査を行う。</u> 6 （略）		（期待容量の審査及び登録完了等の通知） 第3 2 条の1 5 本機関は、前条の規定により<u>期待容量の登録申込みを受け付けた場合は、市場参加資格事業者の基本情報に加え、第3 2 条の4 1の規定によるペナルティの有無及びその他関連情報を勘案し、その内容の妥当性について審査する。</u> 2 （略） 3 本機関は、第1 項の規定により<u>審査を行った結果、受け付けた期待容量が適切と認められた場合は、当該期待容量を容量市場システムへ登録し、市場参加資格事業者に対して登録が完了した旨を通知する。</u> 4 本機関は、第1 項の規定により<u>審査を行った結果、受け付けた期待容量が不適切と認められた場合は、その理由を当該市場参加資格事業者</u>に通知し、容量市場システムへの登録は行わない。本機関は、市場参加資格事業者から期待容量の登録の再申込みを受けたときは、再度、第1 項の規定に<u>準じて審査を行う。</u> 5 本機関は、期待容量の登録申込みの受付期間中に限り、第3 項の規定により<u>期待容量の登録を完了した市場参加資格事業者から、変更又は取消の申込みを受け付ける。その場合において、本機関は、再度、第1 項の規定に準じて審査を行う。</u> 6 （略）	
（応札の受付、変更、取消） 第3 2 条の1 6 （略） 2 前項の受付の際に、本機関がメインオークション参加資格事業者に提出を求める情報（以下「<u>応札情報</u>」という。）は、<u>応札価格及び応札容量とする。ただし、応札容量は前条第6 項に基づき通知された応札の上限容量を超えないものとする。</u> 3・4 （略）		（応札の受付、変更、取消） 第3 2 条の1 6 （略） 2 前項の受付の際に、本機関がメインオークション参加資格事業者に提出を求める情報（以下「<u>応札情報</u>」という。）は、<u>応札価格及び応札容量とする。ただし、応札容量は前条第6 項の規定により通知された応札の上限容量を超えないものとする。</u> 3・4 （略）	
（容量確保契約の締結、変更及び解約） 第3 2 条の1 9 本機関は、前条に基づき公表したメインオークションの約定結果にしたがって、メインオークション募集要綱に基づき、容量提供事業者との間で、次の各号に掲げる事項と<u>する容量確保契約を締結する。</u> 一～九 （略） 2・3 （略）		（容量確保契約の締結、変更及び解約） 第3 2 条の1 9 本機関は、前条の規定により公表したメインオークションの約定結果にしたがって、メインオークション募集要綱に基づき、容量提供事業者との間で、次の各号に掲げる事項と<u>する容量確保契約を締結する。</u> 一～九 （略） 2・3 （略）	
（容量確保契約の締結結果の公表等） 第3 2 条の2 0 （略） 2・3 （略） 4 本機関は、前条第3 項に基づき、容量提供事業者との間で容量確保契約を変更又は解約した場合は、前各項に準じて、容量確保契約を変更又は解約後の情報公表、情報開示及び一般送配電事業者たる会員の情報提供を行う。		（容量確保契約の締結結果の公表等） 第3 2 条の2 0 （略） 2・3 （略） 4 本機関は、前条第3 項の規定により、容量提供事業者との間で容量確保契約を変更又は解約した場合は、前各項の規定に準じて、容量確保契約を変更又は解約後の情報公表、情報開示及び一般送配電事業者たる会員の情報提供を行う。	
（追加オークションの実施判断） 第3 2 条の2 1 （略） 2 本機関は、前項に基づき、追加オークションを実施する必要があると判断した場合、調達オークション又はリリースオークションのいずれかを実施する。 本機関は、前項に基づき、追加オークションを実施する場合、調達オークションで募集する供給力		（追加オークションの実施判断） 第3 2 条の2 1 （略） 2 本機関は、前項の規定により、追加オークションを実施する必要があると判断した場合、調達オークション又はリリースオークションのいずれかを実施する。 3 本機関は、前項の規定により、追加オークションを実施する場合、調達オークションで募集する供	

変 更 前（変更点に下線）	変 更 後（変更点に下線）
と価格の関係を示した曲線（以下「調達オークション需要曲線」という。）又はリリースオークションで募集する供給力と価格との関係を示した曲線（以下「リリースオークション供給曲線」という。）の原案を策定する。 4 本機関は、前項で策定した原案を国の関連審議会等に提出し、その意見を求める。 5 （略） 6 本機関は、前項で決定した調達オークション需要曲線又はリリースオークション供給曲線と併せて追加オークションを実施する旨を本機関のウェブサイトへの掲載等の方法によって公表する。	給力と価格の関係を示した曲線（以下「調達オークション需要曲線」という。）又はリリースオークションで募集する供給力と価格との関係を示した曲線（以下「リリースオークション供給曲線」という。）の原案を策定する。 4 本機関は、前項の規定により策定した原案を国の関連審議会等に提出し、その意見を求める。 5 （略） 6 本機関は、前項の規定により決定した調達オークション需要曲線又はリリースオークション供給曲線と併せて追加オークションを実施する旨を本機関のウェブサイトへの掲載等の方法によって公表する。
（調達オークション実施の場合のメインオークションに関する規定の準用） 第32条の22 第32条の14から第32条の20の規定は、調達オークションを実施する場合に準用する（ただし、第32条の12第1号アに掲げる事項は除く。）。この場合において、「メインオークション」とあるのは、「調達オークション」と読み替える。 2 （略）	（調達オークション実施の場合のメインオークションに関する規定の準用） 第32条の22 第32条の12、第32条の14から第32条の20まで（第32条の12第1号アを除く。）の規定は、調達オークションを実施する場合に準用する。この場合において、「メインオークション」とあるのは、「調達オークション」と読み替える。 2 （略）
（リリースオークション実施の場合のメインオークションに関する規定の準用） 第32条の23 第32条の12、第32条の16から第32条の20第1号ア、イ、第4号、第6号、第7号、第9号及び、第32条の19第1項第1号、第3号及び、第32条の19第1項第1号、第3号から第5号まで及び第7号を除く。）の規定は、リリースオークションを実施する場合に準用する。この場合において、「メインオークション」とあるのは「リリースオークション」、「締結」とあるのは「変更」、「容量提供事業者」とあるのは「容量リリース事業者」と読み替える。 2 （略）	（リリースオークション実施の場合のメインオークションに関する規定の準用） 第32条の23 第32条の12（第32条の12第1号ア及びイ、第4号、第6号、第7号並びに第9号を除く。）及び第32条の16から第32条の20まで（第32条の19第1項第1号、第3号から第5号まで及び第7号を除く。）の規定は、リリースオークションを実施する場合に準用する。この場合において、「メインオークション」とあるのは「リリースオークション」、「締結」とあるのは「変更」、「容量提供事業者」とあるのは「容量リリース事業者」と読み替える。 2 （略）
（電源等リストの審査及び登録完了の通知） 第32条の25 （略） 2 （略） 3 本機関は、第1項に基づき審査を行った結果、受け付けた電源等リストの内容が適切と認められた場合は、容量市場システムへ登録するとともに、電源等リストの登録が完了した旨を供給力確認対象事業者へ通知する。 4 本機関は、第1項に基づき審査を行った結果、受け付けた電源等リストの内容が不適切と認められた場合は、その理由を供給力確認対象事業者に通知し、容量市場システムへの登録は行わない。本機関は、供給力確認対象事業者から電源等リストの登録の再申込みを受けたときは、再度、第1項に準じ審査を行う。 5 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、供給力確認対象事業者から電源等リストの変更又は取消の申込みを受け付ける。その場合において、本機関は、再度、第1項に準じ審査を行う。ただし、送配電等業務指針に定める実需給年度中における変更又は取消の申込みについては、随時審査を行う。 6 （略）	（電源等リストの審査及び登録完了の通知） 第32条の25 （略） 2 （略） 3 本機関は、第1項の規定により審査を行った結果、受け付けた電源等リストの内容が適切と認められた場合は、容量市場システムへ登録するとともに、電源等リストの登録が完了した旨を供給力確認対象事業者へ通知する。 4 本機関は、第1項の規定により審査を行った結果、受け付けた電源等リストの内容が不適切と認められた場合は、その理由を供給力確認対象事業者に通知し、容量市場システムへの登録は行わない。本機関は、供給力確認対象事業者から電源等リストの登録の再申込みを受けたときは、再度、第1項の規定に準じて審査を行う。 5 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、供給力確認対象事業者から電源等リストの変更又は取消の申込みを受け付ける。その場合において、本機関は、再度、第1項の規定に準じて審査を行う。ただし、送配電等業務指針に定める実需給年度中における変更又は取消の申込みについては、随時審査を行う。 6 （略）
（テスト対象事業者の選定等） 第32条の26 本機関は、前条第3項において登録した電源等リストに基づき、供給力の提供の可否に関するテスト（以下「実効性テスト」という。）の実施が必要な供給力確認対象事業者（以下「テスト対象事業者」という。）を選定する。 （略）	（テスト対象事業者の選定等） 第32条の26 本機関は、前条第3項の規定により登録した電源等リストに基づき、供給力の提供の可否に関するテスト（以下「実効性テスト」という。）の実施が必要な供給力確認対象事業者（以下「テスト対象事業者」という。）を選定する。 2 （略）
実効性テストの実施日程の調整）	（実効性テストの実施日程の調整）

変 更 前（変更点に下線）		変 更 後（変更点に下線）	
第3 2 条の2 7	本機関は、前条第1 項において選定したテスト対象事業者及びテスト対象事業者の関連する供給区域の一般送配電事業者たる会員（以下「協力一般送配電事業者」という。）に対し、実効性テストの実施日程の調整を求める。	第3 2 条の2 7	本機関は、前条第1 項の規定により選定したテスト対象事業者及びテスト対象事業者の関連する供給区域の一般送配電事業者たる会員（以下「協力一般送配電事業者」という。）に対し、実効性テストの実施日程の調整を求める。
(実効性テスト結果の提出の要請)		(実効性テスト結果の提出の要請)	
第3 2 条の2 9	本機関は、前条第1 項で報告を受けた実効性テストの実施日程に基づき、テスト対象事業者に対して、次の各号に掲げる事項を含む実効性テストの結果（以下「実効性テスト結果」という。）の提出を要請する。	第3 2 条の2 9	本機関は、前条第1 項の規定により報告を受けた実効性テストの実施日程に基づき、テスト対象事業者に対して、次の各号に掲げる事項を含む実効性テストの結果（以下「実効性テスト結果」という。）の提出を要請する。
一～三（略）		一～三（略）	
2（略）		2（略）	
(実効性テスト結果の審査)		(実効性テスト結果の審査)	
第3 2 条の3 1	本機関は、前条において実効性テスト結果を受領した場合は、その内容の妥当性について審査を行う。	第3 2 条の3 1	本機関は、前条の規定により実効性テスト結果を受領した場合は、その内容の妥当性について審査を行う。
2（略）		2（略）	
(実効性テスト結果の審査結果の通知)		(実効性テスト結果の審査結果の通知)	
第3 2 条の3 2	本機関は、前条第1 項に基づき審査を行った結果、確定した実効容量をテスト対象事業者に通知する。	第3 2 条の3 2	本機関は、前条第1 項の規定により審査を行った結果、確定した実効容量をテスト対象事業者に通知する。
(実効性テスト結果の提出の省略)		(実効性テスト結果の提出の省略)	
第3 2 条の3 3（略）		第3 2 条の3 3（略）	
2	前項に基づき供給力の提供実績及び電源等リストの提出を受け付けた場合の審査及び審査結果の通知等の取扱いについては、第3 2 条の3 1 及び第3 2 条の3 2 に準じる。	2	前項の規定により供給力の提供実績及び電源等リストの提出を受け付けた場合の審査及び審査結果の通知等の取扱いについては、第3 2 条の3 1 及び第3 2 条の3 2 の規定に準じるものとする。
(アセスメントの実施)		(アセスメントの実施)	
第3 2 条の3 4	本機関は、容量確保契約の規定に基づき、容量提供事業者に対してアセスメントを実施する。	第3 2 条の3 4	本機関は、容量確保契約の定めるところにより、容量提供事業者に対してアセスメントを実施する。
2・3（略）		2・3（略）	
(容量確保契約に基づく交付)		(容量確保契約に基づく交付)	
第3 2 条の3 5	本機関は、容量確保契約の規定に基づき、容量確保契約金額を基準として、容量提供事業者又は容量リリース事業者に対し交付すべき額を算出し、算出された金額を交付する。	第3 2 条の3 5	本機関は、容量確保契約の定めるところにより、容量確保契約金額を基準として、容量提供事業者又は容量リリース事業者に対し交付すべき額を算出し、算出された金額を交付する。
2	本機関は、定款に基づき一般送配電事業者又は小売電気事業者たる会員から徴収した容量拠出金をもって、前項の交付を行うものとする。	2	本機関は、定款第5 5 条の2 の規定により一般送配電事業者又は小売電気事業者たる会員から徴収した容量拠出金をもって、前項の交付を行うものとする。
(差替先電源等情報の登録申込みの受付)		(差替先電源等情報の登録申込みの受付)	
第3 2 条の3 6（略）		第3 2 条の3 6（略）	
2	本機関は、前項の差替先電源等提供者の差替先電源等が期待容量を登録していない場合は、差替先電源等提供者から、随時、期待容量の登録の申込みを受け付ける。この場合において、本機関は第3 2 条の1 5 第1 項から第5 項に準じて審査を行う。	2	本機関は、前項の差替先電源等提供者の差替先電源等が期待容量を登録していない場合は、差替先電源等提供者から、随時、期待容量の登録の申込みを受け付ける。この場合において、本機関は第3 2 条の1 5 第1 項から第5 項までの規定に準じて審査を行う。
(差替先電源等情報の登録申込みの審査及び登録)		(差替先電源等情報の登録申込みの審査及び登録)	
第3 2 条の3 7	本機関は、前条第1 項において差替先電源等情報の登録申込みを受け付けた場合は、その内容の妥当性について審査を行う。	第3 2 条の3 7	本機関は、前条第1 項の規定により差替先電源等情報の登録申込みを受け付けた場合は、その内容の妥当性について審査を行う。
2	本機関は、前項に基づき審査を行った結果、受け付けた差替先電源等情報の内容が適切と認められた場合は、当該差替先電源等情報を容量市場システムに登録し公開する。	2	本機関は、前項の規定により審査を行った結果、受け付けた差替先電源等情報の内容が適切と認められた場合は、当該差替先電源等情報を容量市場システムに登録し公開する。
本機関は、前項に基づき審査を行った結果、受け付けた差替先電源等情報の内容が不適切と認めら		3	本機関は、前項の規定により審査を行った結果、受け付けた差替先電源等情報の内容が不適切と認め

変 更 前（変更点に <u>下線</u> ）		変 更 後（変更点に <u>下線</u> ）	
められた場合は、その理由を当該差替先電源等提供者に通知し、容量市場システムへの登録及び公開は行わない。本機関は、差替先電源等提供者から差替先電源等情報の登録の再申込みを受けたときは、再度、第1項に準じて審査を行う。	められた場合は、その理由を当該差替先電源等提供者に通知し、容量市場システムへの登録及び公開は行わない。本機関は、差替先電源等提供者から差替先電源等情報の登録の再申込みを受けたときは、再度、第1項の <u>規定</u> に準じて審査を行う。		
(電源等差替の登録申込みの審査等)	(電源等差替の登録申込みの審査等)		
第32条の39 本機関は、前条において <u>電源等差替の登録申込みを受け付けた場合は、その内容の妥当性について審査を行う。</u>	第32条の39 本機関は、前条の <u>規定により電源等差替の登録申込みを受け付けた場合は、その内容の妥当性について審査を行う。</u>		
2 本機関は、前項に <u>基づき</u> 審査を行った結果、受け付けた電源等差替の登録申込みの内容が適切と認められた場合は、容量提供事業者へ電源等差替が可能である旨を通知するとともに、第32条の19第3項に <u>基づき</u> 、容量確保契約の変更を行う。	2 本機関は、前項の <u>規定により審査</u> を行った結果、受け付けた電源等差替の登録申込みの内容が適切と認められた場合は、容量提供事業者へ電源等差替が可能である旨を通知するとともに、第32条の19第3項の <u>規定により、容量確保契約の変更</u> を行う。		
3 本機関は、第1項に <u>基づき</u> 審査を行った結果、受け付けた電源等差替の登録申込みの内容が不適切と認められた場合は、その理由を当該容量提供事業者に通知する。本機関は、容量提供事業者から電源等差替の登録の再申込みを受けたときは、再度、第1項に準じて審査を行う。	3 本機関は、第1項の <u>規定により審査</u> を行った結果、受け付けた電源等差替の登録申込みの内容が不適切と認められた場合は、その理由を当該容量提供事業者に通知する。本機関は、容量提供事業者から電源等差替の登録の再申込みを受けたときは、再度、第1項の <u>規定に準じて審査</u> を行う。		
(ペナルティ)	(ペナルティ)		
第32条の41 (略)	第32条の41 (略)		
一 経済的ペナルティ 本機関は、次のアからウの条件に該当するペナルティ対象事業者に対し、容量確保契約に <u>基づき</u> 違約金の支払いを求める。	一 経済的ペナルティ 本機関は、次のアからウ <u>までの条件に該当するペナルティ対象事業者</u> に対し、容量確保契約の <u>定めるところにより</u> 違約金の支払いを求める。		
ア～ウ (略)	ア～ウ (略)		
二 (略)	二 (略)		
2 本機関が業務規程第32条の21に基づき追加オークションの実施の要否の判断を行う前に、前項第1号ア又はイの <u>条件</u> により経済的ペナルティに基づく違約金の支払いを行ったペナルティ対象事業者は、次のアからウのいずれかに掲げる条件に該当する場合において、本機関から違約金の全部又は一部の返金を受ける。	2 本機関が業務規程第32条の21の <u>規定により追加オークションの実施の要否の判断</u> を行う前に、前項第1号ア又はイに <u>掲げる条件により経済的ペナルティに基づく違約金の支払い</u> を行ったペナルティ対象事業者は、次のアからウ <u>までのいずれかに掲げる条件に該当する場合は、本機関から違約金の全部又は一部の返金</u> を受ける。		
3・4 (略)	3・4 (略)		
(分析ツールの具備)	(分析ツールの具備)		
第32条の45 本機関は、この節各条の <u>業務を行うため、容量オークションのシミュレーションを行うために必要な分析ツールを備える。</u>	第32条の45 本機関は、この節に定める <u>業務を行うため、容量オークションのシミュレーションを行うために必要な分析ツールを備える。</u>		
2 (略)	2 (略)		
(電源入札等の実施)	(電源入札等の実施)		
第33条 本機関は、法第28条の40第5号に <u>基づき、次の各号に定める業務</u> （以下「 <u>電源維持運用業務</u> 」という。）を行う電気供給事業者（以下「 <u>電源維持運用者</u> 」という。）を募集し、電源入札等を実施する。	第33条 本機関は、法第28条の40第1項第5号の <u>規定により、発電用の電気工作物の新増設並びに当該電気工作物の維持及び運用、既存の発電用の電気工作物の維持及び運用又は休止若しくは廃止している発電用の電気工作物の再起動並びに当該電気工作物の維持及び運用その他の供給能力の確保に関する業務</u> （以下「 <u>電源等維持運用業務</u> 」という。）を行う電気供給事業者（以下「 <u>電源等維持運用者</u> 」という。）を募集し、電源入札等を実施する。		
二 発電用電気工作物の新増設、維持及び運用	二 発電用電気工作物の新増設、維持及び運用		
三 既存の発電用電気工作物の維持及び運用	三 既存の発電用電気工作物の維持及び運用		
三 休止又は廃止している発電用電気工作物の再起動、維持及び運用	三 休止又は廃止している発電用電気工作物の再起動、維持及び運用		
本機関は、電源入札等においては、原則として、入札手続に基づき、電源維持運用者を決定する。ただし、電気の需給の状況に照らして緊急性があると認められる場合その他入札に付すことが合理的ではないと認められる場合には、入札手続の方法によらず、発電用電気工作物の設置を促進するための業務を行う。	2 本機関は、電源入札等においては、原則として、入札手続に基づき、 <u>電源等維持運用者</u> を決定する。ただし、電気の需給の状況に照らして緊急性があると認められる場合その他入札に付すことが合理的ではないと認められる場合には、入札手続の方法によらず、 <u>発電用電気工作物の設置その他の供給能力の確保を促進するための業務</u> を行う。		
本機関は、電源入札等の実施に先立ち、電源入札等の対象となる発電用電気工作物から <u>発電される</u>	3 本機関は、電源入札等の実施に先立ち、電源入札等の対象となる発電用電気工作物 <u>その他の供給能</u>		

変 更 前（変更点に下線）		変 更 後（変更点に下線）	
電力を購入する小売電気事業者たる会員を、入札等の手続に基づき、募集することができる。 （委員会における需給バランス評価及び需給変動リスクの分析） 第 3 4 条　本機関は、定款第 4 1 条に基づき、有識者を含めた常設の委員会を設置し、毎年度、供給計画の取りまとめに基づく需給バランス評価を行うとともに、必要に応じ、需給変動リスク分析を行う。 （電源入札等の検討の開始） 第 3 5 条　（略） 一　本機関が前条に基づく評価及び分析の結果、次のア及びビに掲げるいずれかの要件に該当すると認めた場合 ア　（略） イ　自然災害、社会情勢の変化その他特別な事情により発生し得る需給変動リスクを踏まえ、危機管理対策として発電用電気工作物の確保の必要性がある場合 二・三　（略） 四　第 3 2 条の 4 2 に基づく特別オークションを実施したにもかかわらず、必要な供給力を確保できなかった場合 2　本機関は、前項に基づき、電源入札等の検討を開始したときは、その旨を公表する。 （電源入札等の実施の必要性の検討及び評価） 第 3 6 条　（略） 2　本機関は、前項の検討に当たり、必要に応じて、会員に対し、発電用電気工作物の運転実績及び運転計画、発電設備等の劣化状態、燃料調達計画、供給力調達状況、追加的な供給力の確保抑制の可能性、危機管理対策その他必要事項に関する聴取を行う。 3　（略） （電源維持運用者の募集） 第 3 8 条　（略） 2　（略） （電源維持運用者の決定） 第 3 9 条　本機関は、電源入札等に関する有識者を含めた委員会において、送配電等業務指針に定める評価項目について、応募者の評価を行い、電源維持運用者を決定する。 2　本機関は、電源維持運用者を決定した場合には、次の各号に掲げる事項を公表する。 一　電源維持運用者の名称及び発電用電気工作物の設置場所 二　電源維持運用者による供給力の提供量及び提供する期間 三　（略） （落札者との契約の締結） 第 4 0 条　本機関は、応募内容にしたがって、電源維持運用者との間で、電源維持運用業務の内容、電源入札等補填金の交付、電気の販売条件等に関する契約を締結する。 （電源入札等補填金の交付） 第 4 1 条　本機関は、前条の契約にしたがって、電源維持運用者に対して、電源入札等補填金を交付する。	電力を購入する小売電気事業者たる会員を、入札等の手続に基づき、募集することができる。 （委員会における需給バランス評価及び需給変動リスクの分析） 第 3 4 条　本機関は、定款第 4 1 条に基づき、有識者を含めた常設の委員会を設置し、毎年度、供給計画の取りまとめに基づく需給バランス評価を行うとともに、必要に応じ、需給変動リスク分析を行う。 （電源入札等の検討の開始） 第 3 5 条　（略） 一　本機関が前条に基づく評価及び分析の結果、次のア及びビに掲げるいずれかの要件に該当すると認めた場合 ア　（略） イ　自然災害、社会情勢の変化その他特別な事情により発生し得る需給変動リスクを踏まえ、危機管理対策として発電用電気工作物の確保の必要性がある場合 二・三　（略） 四　第 3 2 条の 4 2 に基づく特別オークションを実施したにもかかわらず、必要な供給力を確保できなかった場合 2　本機関は、前項に基づき、電源入札等の検討を開始したときは、その旨を公表する。 （電源入札等の実施の必要性の検討及び評価） 第 3 6 条　（略） 2　本機関は、前項の検討に当たり、必要に応じて、会員に対し、発電用電気工作物の運転実績及び運転計画、発電設備等の劣化状態、燃料調達計画、供給力調達状況、追加的な供給力の確保可能性、需要抑制の可能性、危機管理対策その他必要事項に関する聴取を行う。 3　（略） （電源維持運用者の募集） 第 3 8 条　（略） 2　（略） （電源維持運用者の決定） 第 3 9 条　本機関は、電源入札等に関する有識者を含めた委員会において、送配電等業務指針に定める評価項目について、応募者の評価を行い、電源維持運用者を決定する。 2　本機関は、電源維持運用者を決定した場合には、次の各号に掲げる事項を公表する。 一　電源維持運用者の名称及び発電用電気工作物の設置場所 二　電源維持運用者による供給力の提供量及び提供する期間 三　（略） （落札者との契約の締結） 第 4 0 条　本機関は、応募内容にしたがって、電源維持運用者との間で、電源維持運用業務の内容、電源入札等補填金の交付、電気の販売条件等に関する契約を締結する。 （電源入札等補填金の交付） 第 4 1 条　本機関は、前条の契約にしたがって、電源維持運用者に対して、電源入札等補填金を交付する。	力から供給される電力を購入する小売電気事業者たる会員を、入札等の手続に基づき、募集することができる。 （委員会における需給バランス評価及び需給変動リスクの分析） 第 3 4 条　本機関は、定款第 4 1 条の規定により、有識者を含めた常設の委員会を設置し、毎年度、供給計画の取りまとめに基づく需給バランス評価を行うとともに、必要に応じ、需給変動リスク分析を行う。 （電源入札等の検討の開始） 第 3 5 条　（略） 一　本機関が前条の規定による評価及び分析の結果、次のア及びビに掲げるいずれかの要件に該当すると認めた場合 ア　（略） イ　自然災害、社会情勢の変化その他特別な事情により発生し得る需給変動リスクを踏まえ、危機管理対策として発電用電気工作物その他の供給能力の確保の必要性がある場合 二・三　（略） 四　第 3 2 条の 4 2 の規定により特別オークションを実施したにもかかわらず、必要な供給力を確保できなかった場合 2　本機関は、前項の規定により、電源入札等の検討を開始したときは、その旨を公表する。 （電源入札等の実施の必要性の検討及び評価） 第 3 6 条　（略） 2　本機関は、前項の検討に当たり、必要に応じて、会員に対し、発電用電気工作物その他の供給能力の運転実績及び運転計画、設備等の劣化状態、燃料調達計画、供給力調達状況、追加的な供給力の確保可能性、需要抑制の可能性、危機管理対策その他必要事項に関する聴取を行う。 3　（略） （電源等維持運用者の募集） 第 3 8 条　（略） 2　（略） （電源等維持運用者の決定） 第 3 9 条　本機関は、電源入札等に関する有識者を含めた委員会において、送配電等業務指針に定める評価項目について、応募者の評価を行い、電源等維持運用者を決定する。 2　本機関は、電源等維持運用者を決定した場合には、次の各号に掲げる事項を公表する。 一　電源等維持運用者の名称及び発電用電気工作物その他の供給能力の場所等 二　電源等維持運用者による供給力の提供量及び提供する期間 三　（略） （落札者との契約の締結） 第 4 0 条　本機関は、応募内容にしたがって、電源等維持運用者との間で、電源等維持運用業務の内容、電源入札等補填金の交付、電気の販売条件等に関する契約を締結する。 （電源入札等補填金の交付） 第 4 1 条　本機関は、前条の契約の定めるところにより、電源等維持運用者に対して、電源入札等補填金を交付する。	

変 更 前（変更点に下線）		変 更 後（変更点に下線）	
（落札者の電源維持運用業務の報告等） 第４２条 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、電源維持運用者から、定期的に電源維持運用業務の報告を受ける。 ２ 本機関は、電源維持運用者の電源維持運用業務の内容に不適切な点があると認める場合には、電源維持運用者に対し、電源維持運用業務の改善を求める。 ３ 本機関は、第１項に基づき電源維持運用者から受けた報告内容について、有識者を含めた委員会に報告する。	（落札者の電源維持運用業務の報告等） 第４２条 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、電源維持運用者から、定期的に電源維持運用業務の報告を受ける。 ２ 本機関は、電源維持運用者の電源維持運用業務の内容に不適切な点があると認める場合には、電源維持運用者に対し、電源維持運用業務の改善を求める。 ３ 本機関は、第１項の規定により電源維持運用者から受けた報告内容について、有識者を含めた委員会に報告する。	（落札者の電源等維持運用業務の報告等） 第４２条 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、<u>電源等維持運用者</u>から、定期的に電源等維持運用業務の報告を受ける。 ２ 本機関は、<u>電源等維持運用者</u>の電源等維持運用業務の内容に不適切な点があると認める場合には、<u>電源等維持運用者</u>に対し、<u>電源等維持運用業務</u>の改善を求める。 ３ 本機関は、<u>第１項の規定</u>により<u>電源等維持運用者</u>から受けた報告内容について、有識者を含めた委員会に報告する。	（落札者の電源等維持運用業務の報告等） 第４２条 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、<u>電源等維持運用者</u>から、定期的に電源等維持運用業務の報告を受ける。 ２ 本機関は、<u>電源等維持運用者</u>の電源等維持運用業務の内容に不適切な点があると認める場合には、<u>電源等維持運用者</u>に対し、<u>電源等維持運用業務</u>の改善を求める。 ３ 本機関は、<u>第１項の規定</u>により<u>電源等維持運用者</u>から受けた報告内容について、有識者を含めた委員会に報告する。
（電源入札等が成立しなかった場合の取扱い） 第４４条 本機関は、電源入札等の応募者がいなかった場合又は適当な応募者がいなかった場合等において、電源維持運用者を決定できない場合には、電源入札等の基本要件を見直し、再度、電源入札等を実施する。 （広域連系系統の設備形成） 第４６条 本機関は、法第２８条の４０第４号に基づき、広域連系系統の設備形成に係る業務を行う。	（電源入札等が成立しなかった場合の取扱い） 第４４条 本機関は、電源入札等の応募者がいなかった場合又は適当な応募者がいなかった場合等において、電源維持運用者を決定できない場合には、電源入札等の基本要件を見直し、再度、電源入札等を実施する。 （広域連系系統の設備形成） 第４６条 本機関は、法第２８条の４０第４号に基づき、広域連系系統の設備形成に係る業務を行う。	（電源入札等が成立しなかった場合の取扱い） 第４４条 本機関は、電源入札等の応募者がいなかった場合又は適当な応募者がいなかった場合等において、電源維持運用者を決定できない場合には、電源入札等の基本要件を見直し、再度、電源入札等を実施する。 （広域連系系統の設備形成） 第４６条 本機関は、法第２８条の４０第１項第５号の２、第５号の３及び第８号の規定により、広域連系系統の設備形成に係る業務を行う。	（電源入札等が成立しなかった場合の取扱い） 第４４条 本機関は、電源入札等の応募者がいなかった場合又は適当な応募者がいなかった場合等において、電源維持運用者を決定できない場合には、電源入札等の基本要件を見直し、再度、電源入札等を実施する。 （広域連系系統の設備形成） 第４６条 本機関は、法第２８条の４０第１項第５号の２、第５号の３及び第８号の規定により、広域連系系統の設備形成に係る業務を行う。
（広域系統整備委員会） 第４７条 本機関は、前条の業務を行うに当たって、定款第４１条に基づき、広域連系系統の設備形成に関する常設の委員会（以下「<u>広域系統整備委員会</u>」という。）を設置する。 （広域系統長期方針の策定） 第４８条 本機関は、広域系統整備委員会における検討を踏まえ、全国大での広域連系系統の整備及び更新に関する方向性を整理した長期方針（以下「広域系統長期方針」という。）を策定し、１０年を超える期間を見通した全国の電力系統のあるべき姿及びその実現に向けた考え方を示すものとする。 ２・３（略） （広域系統長期方針の見直し） 第４９条 本機関は、策定又は見直後５年ごとに、前条に準じて、広域系統長期方針の見直しを行う。 ２（略） （広域系統整備計画） 第５０条 本機関は、広域系統長期方針、広域連系系統の潮流状況、広域連系系統の更新計画等を踏まえ、この節に定める手続（以下「計画策定プロセス」という。）に基づき、広域連系系統の整備（以下「広域系統整備」という。）に関する個別の整備計画（以下「広域系統整備計画」という。）を策定する。	（広域系統整備委員会） 第４７条 本機関は、前条の業務を行うに当たって、定款第４１条に基づき、広域連系系統の設備形成に関する常設の委員会（以下「<u>広域系統整備委員会</u>」という。）を設置する。 （広域系統長期方針の策定） 第４８条 本機関は、広域系統整備委員会における検討を踏まえ、全国大での広域連系系統の整備及び更新に関する方向性を整理した長期方針（以下「広域系統長期方針」という。）を策定し、１０年を超える期間を見通した全国の電力系統のあるべき姿及びその実現に向けた考え方を示すものとする。 ２・３（略） （広域系統長期方針の見直し） 第４９条 本機関は、策定又は見直後５年ごとに、前条に準じて、広域系統長期方針の見直しを行う。 ２（略） （広域系統整備計画） 第５０条 本機関は、広域系統長期方針、広域連系系統の潮流状況、広域連系系統の更新計画等を踏まえ、この節に定める手続（以下「計画策定プロセス」という。）に基づき、広域連系系統の整備（以下「広域系統整備」という。）に関する個別の整備計画（以下「広域系統整備計画」という。）を策定する。	（設備形成に係る委員会の設置） 第４７条 本機関は、前条の業務を行うに当たって、定款第４１条の規定により、広域連系系統の設備形成等に関する常設の委員会（以下「<u>設備形成に係る委員会</u>」という。）を設置する。 （広域系統長期方針の策定） 第４８条 本機関は、設備形成に係る委員会における検討を踏まえ、全国大での広域連系系統の整備及び更新に関する方向性を整理した長期方針（以下「広域系統長期方針」という。）を策定し、１０年を超える期間を見通した全国の電力系統のあるべき姿及びその実現に向けた考え方を示すものとする。 ２・３（略） （広域系統長期方針の見直し） 第４９条 本機関は、策定又は見直し後５年ごとに、前条の規定に準じて、広域系統長期方針の見直しを行う。 ２（略） （広域系統整備計画） 第５０条 本機関は、広域系統長期方針、広域連系系統の潮流状況、広域連系系統の更新計画等を踏まえ、この節に定める手続（以下「計画策定プロセス」という。）に基づき、広域連系系統の整備（以下「広域系統整備」という。）に関する個別の整備計画（法第２８条の４７第１項に規定する広域系統整備計画のほか、法第２８条の４０第１項第５号の２に規定する交付金（以下「<u>広域系統整備交付金</u>」という。）の交付業務の実施対象ではないものを含む。以下「<u>広域系統整備計画</u>」という。）を策定する。	（設備形成に係る委員会の設置） 第４７条 本機関は、前条の業務を行うに当たって、定款第４１条の規定により、広域連系系統の設備形成等に関する常設の委員会（以下「<u>設備形成に係る委員会</u>」という。）を設置する。 （広域系統長期方針の策定） 第４８条 本機関は、設備形成に係る委員会における検討を踏まえ、全国大での広域連系系統の整備及び更新に関する方向性を整理した長期方針（以下「広域系統長期方針」という。）を策定し、１０年を超える期間を見通した全国の電力系統のあるべき姿及びその実現に向けた考え方を示すものとする。 ２・３（略） （広域系統長期方針の見直し） 第４９条 本機関は、策定又は見直し後５年ごとに、前条の規定に準じて、広域系統長期方針の見直しを行う。 ２（略） （広域系統整備計画） 第５０条 本機関は、広域系統長期方針、広域連系系統の潮流状況、広域連系系統の更新計画等を踏まえ、この節に定める手続（以下「計画策定プロセス」という。）に基づき、広域連系系統の整備（以下「広域系統整備」という。）に関する個別の整備計画（法第２８条の４７第１項に規定する広域系統整備計画のほか、法第２８条の４０第１項第５号の２に規定する交付金（以下「<u>広域系統整備交付金</u>」という。）の交付業務の実施対象ではないものを含む。以下「<u>広域系統整備計画</u>」という。）を策定する。
（計画策定プロセスの開始） 第５１条（略） 一（略） 二 電気供給事業者から次のアからウのいずれかの観点に基づく広域系統整備に関する提起があり、送配電等業務指針に定める検討開始要件に該当する場合 ア～ウ（略）	（計画策定プロセスの開始） 第５１条（略） 一（略） 二 電気供給事業者から次のアからウのいずれかの観点に基づく広域系統整備に関する提起があり、送配電等業務指針に定める検討開始要件に該当する場合 ア～ウ（略）	（計画策定プロセスの開始） 第５１条（略） 一（略） 二 電気供給事業者から次のアからウまでのいずれかの観点に基づく広域系統整備に関する提起があり、送配電等業務指針に定める検討開始要件に該当する場合 ア～ウ（略）	（計画策定プロセスの開始） 第５１条（略） 一（略） 二 電気供給事業者から次のアからウまでのいずれかの観点に基づく広域系統整備に関する提起があり、送配電等業務指針に定める検討開始要件に該当する場合 ア～ウ（略）

変 更 前（変更点に下線）		変 更 後（変更点に下線）	
三（略）		三（略）	
（一般送配電事業者たる会員に対する状況の確認）		（一般送配電事業者たる会員に対する状況の確認）	
第52条（略）		第52条（略）	
2 本機関は、前項の確認の結果、一般送配電事業者又は送電事業者たる会員による流通設備計画によって、本機関が計画策定プロセスを開始しようとする目的又は検討提起者による広域系統整備に関する提起の内容が実現できると認めるときは、前条第1号及び第2号にかかわらず、計画策定プロセスを開始しない。		2 本機関は、前項の確認の結果、一般送配電事業者又は送電事業者たる会員による流通設備計画によって、本機関が計画策定プロセスを開始しようとする目的又は検討提起者による広域系統整備に関する提起の内容が実現できると認めるときは、前条第1号及び第2号の規定にかかわらず、計画策定プロセスを開始しない。	
（計画策定プロセスを開始しない場合の通知）		（計画策定プロセスを開始しない場合の通知）	
第53条 本機関は、電気供給事業者から広域系統整備に関する提起があった場合で、送配電等業務指針に定める検討開始要件に該当しないと認められた場合又は前条第1項の確認の結果により計画策定プロセスを開始しない場合には、当該電気供給事業者に対して、計画策定プロセスを開始しない旨及びその理由を書面で通知する。		第53条 本機関は、電気供給事業者から広域系統整備に関する提起があった場合で、送配電等業務指針に定める検討開始要件に該当しないと認められた場合又は前条第1項の確認の結果により計画策定プロセスを開始しない場合には、当該電気供給事業者に対して、計画策定プロセスを開始しない旨及びその理由を書面で通知する。	
（計画策定プロセスの進め方の決定）		（計画策定プロセスの進め方の決定）	
第54条 本機関は、計画策定プロセスを開始したときは、 <u>広域系統整備委員会</u> における検討を踏まえ、計画策定プロセスの進め方を決定する。		第54条 本機関は、計画策定プロセスを開始したときは、 <u>設備形成に係る委員会</u> における検討を踏まえ、計画策定プロセスの進め方を決定する。	
2（略）		2（略）	
（基本要件及び受益者の決定）		（基本要件及び受益者の決定）	
第56条 本機関は、計画策定プロセスの進め方を決定した案件について、 <u>広域系統整備委員会</u> の検討（代替的な方策との比較検討を含む。）を踏まえ、広域系統整備の基本的な要件（以下「広域系統整備の基本要件」という。）及び広域系統整備の目的に照らして受益のある者（以下「受益者」という。）の範囲を決定する。		第56条 本機関は、計画策定プロセスの進め方を決定した案件について、 <u>設備形成に係る委員会</u> の検討（代替的な方策との比較検討を含む。）を踏まえ、広域系統整備の基本的な要件（以下「広域系統整備の基本要件」という。）及び広域系統整備の目的に照らして受益のある者（以下「受益者」という。）の範囲を決定する。	
（実施案の募集及び決定）		（実施案の募集及び決定）	
第58条（略）		第58条（略）	
2 前項にかかわらず、本機関は、既設設備の増強が適当であると認めた場合その他実施案の募集を行うことが合理的でないと認めるときは、実施案の提出を求める会員を特定し、当該会員に対し、要件を示した上で実施案の提出を求めることができる。		2 前項の規定にかかわらず、本機関は、既設設備の増強が適当であると認めた場合その他実施案の募集を行うことが合理的でないと認めるときは、実施案の提出を求める会員を特定し、当該会員に対し、要件を示した上で実施案の提出を求めることができる。	
3 本機関は、前各項に基づき提出された実施案について、 <u>広域系統整備委員会</u> において、経済性、系の安定性、費用対効果、事業実現性、事業継続性等の観点から総合的に評価し、実施案及びその事業実施主体を決定する。		3 本機関は、前各項の規定により提出された実施案について、 <u>設備形成に係る委員会</u> において、経済性、系統の安定性、費用対効果、事業実現性、事業継続性等の観点から総合的に評価し、実施案及びその事業実施主体を決定する。	
（受益者及び費用負担割合の決定）		（受益者及び費用負担割合等の決定）	
第59条 本機関は、 <u>広域系統整備委員会</u> における検討を踏まえ、広域系統整備に要する費用の費用負担割合（一般負担と特定負担の別及び電気供給事業者ごとの負担の割合をいう。以下同じ。）を決定する。		第59条 本機関は、 <u>設備形成に係る委員会</u> における検討を踏まえ、広域系統整備に要する費用の費用負担割合（一般負担と特定負担の別及び電気供給事業者ごとの負担の割合をいう。以下同じ。）等を決定する。	
2 本機関は、前項に掲げる場合において、実施案に基づき決定した受益者以外に広域系統整備の目的に照らした受益者が認められるときは、当該受益者を含め、費用負担割合を決定する。		2 本機関は、前項に掲げる場合において、実施案に基づき、第56条の規定により決定した受益者以外に広域系統整備の目的に照らした受益者が認められるときは、当該受益者を含め、費用負担割合等を決定する。	
（ <u>広域系統整備計画の策定</u> ）		（ <u>広域系統整備計画の策定</u> ）	
第60条 本機関は、 <u>広域系統整備委員会</u> の検討を踏まえ、決定された実施案、事業実施主体及び費用負担割合に基づき、 <u>広域系統整備計画</u> を策定し、公表する。		第60条 本機関は、 <u>設備形成に係る委員会</u> の検討を踏まえ、決定された実施案、事業実施主体及び費用負担割合に基づき、 <u>広域系統整備計画</u> を策定する。	
本機関は、 <u>広域系統整備計画</u> の策定後、 <u>事業実施主体</u> 及び <u>受益者</u> に対し、策定した <u>広域系統整備計</u>		（ <u>削る</u> ）	

変 更 前（変更点に下線）		変 更 後（変更点に下線）	
電力広域的運営推進機関	画の内容を通知する。 (新設)		(広域系統整備計画の公表及び通知) 第6 1 条の2 本機関は、第6 0 条の規定により広域系統整備計画を策定した場合には、策定した広域系統整備計画を公表するとともに、事業実施主体及び受益者に対して通知する。
	(新設)		(広域系統整備計画の届出) 第6 1 条の3 本機関は、第6 0 条の規定により策定した広域系統整備計画が広域系統整備交付金の交付業務の実施対象となる場合は、法第2 8 条の4 7 第2 項に規定する事項を記載した広域系統整備計画を経済産業大臣へ届出を行う。
	(広域系統整備計画の進捗状況の把握) 第6 2 条 (略)	2 本機関は、前項の規定により提出された情報に基づき、必要に応じて現地確認を行い、広域系統整備計画の工程の遅延の有無等を確認するとともに、その内容を設備形成に係る委員会に報告する。 3 本機関は、広域系統整備計画の進捗の遅延等により当該広域系統整備計画の目的に影響があると認められた場合は、その対応について設備形成に係る委員会において検討を行う。	2 本機関は、前項の規定により提出された情報に基づき、必要に応じて現地確認を行い、広域系統整備計画の工程の遅延の有無等を確認するとともに、その内容を設備形成に係る委員会に報告する。 3 本機関は、広域系統整備計画の進捗の遅延等により当該広域系統整備計画の目的に影響があると認められた場合は、その対応について設備形成に係る委員会において検討を行う。
電力広域的運営推進機関	(広域系統整備計画の変更) 第6 3 条 本機関は、用地事情、需要動向の変化その他やむを得ない事由が発生した場合において、広域系統整備計画を変更することが合理的となったとき又は広域系統整備計画の実現が困難となったときは、広域系統整備委員会において検討の上、広域系統整備計画を変更することができる。 2 前項にかかわらず、広域系統整備計画の変更が軽微なものである場合には、広域系統整備委員会の検討を経ることなく、広域系統整備計画を変更することができる。ただし、この場合、本機関は、広域系統整備計画の変更内容について、広域系統整備委員会に報告する。 3 本機関は、前各項に基づき、広域系統整備計画を変更した場合には、速やかに変更後の広域系統整備計画を公表するとともに、事業実施主体及び受益者に対し、広域系統整備計画の内容を通知する。 (新設)	(広域系統整備計画の変更) 第6 3 条 本機関は、広域系統整備交付金の交付業務の実施対象でないとして、第6 1 条の3 の規定による届出を行っていない広域系統整備計画を変更するときは、設備形成に係る委員会において検討の上、これを変更することができる。 2 前項の規定にかかわらず、第6 1 条の3 の規定による届出を行っていない広域系統整備計画の変更が軽微なものである場合には、本機関は、設備形成に係る委員会の検討を経ることなく、広域系統整備計画を変更することができる。ただし、この場合において、本機関は、当該変更内容について、設備形成に係る委員会に報告する。 3 本機関は、前各項の規定により広域系統整備計画を変更した場合には、変更後の広域系統整備計画を公表するとともに、事業実施主体及び受益者に対して通知する。 4 本機関は、第1 項の規定により変更する広域系統整備計画を広域系統整備交付金の交付業務の実施対象としようとする場合には、再度、計画策定プロセスを実施する。 (広域系統整備交付金の交付業務の実施対象となる広域系統整備計画の変更) 第6 3 条の2 本機関は、広域系統整備交付金の交付業務の実施対象であるとして、第6 1 条の3 の規定により届出を行った広域系統整備計画を変更する場合は、設備形成に係る委員会において検討の上、変更する旨及び変更しようとする広域系統整備計画を経済産業大臣へ届ける。 2 前項の規定にかかわらず、第6 1 条の3 の規定により届出を行った広域系統整備計画の変更が、法第2 8 条の4 7 第3 項ただし書の経済産業省令で定める軽微な事項に係る変更である場合には、本機関は、設備形成に係る委員会における検討を経ることなく、当該広域系統整備計画を変更し経済産業大臣へ変更の届出を行うことができる。ただし、この場合において、本機関は、当該変更内容について、設備形成に係る委員会に報告する。 3 本機関は、前各項の規定により広域系統整備計画を変更した場合には、変更した広域系統整備計画を公表するとともに、事業実施主体及び受益者に対して通知する。	(広域系統整備計画の変更) 第6 3 条の2 本機関は、広域系統整備交付金の交付業務の実施対象であるとして、第6 1 条の3 の規定により届出を行った広域系統整備計画を変更する場合は、設備形成に係る委員会において検討の上、変更する旨及び変更しようとする広域系統整備計画を経済産業大臣へ届ける。 2 前項の規定にかかわらず、第6 1 条の3 の規定により届出を行った広域系統整備計画の変更が、法第2 8 条の4 7 第3 項ただし書の経済産業省令で定める軽微な事項に係る変更である場合には、本機関は、設備形成に係る委員会における検討を経ることなく、当該広域系統整備計画を変更し経済産業大臣へ変更の届出を行うことができる。ただし、この場合において、本機関は、当該変更内容について、設備形成に係る委員会に報告する。 3 本機関は、前各項の規定により広域系統整備計画を変更した場合には、変更した広域系統整備計画を公表するとともに、事業実施主体及び受益者に対して通知する。
	(新設)		(経済産業大臣からの変更命令による広域系統整備計画の変更) 第6 3 条の3 本機関は、第6 1 条の3 又は第6 3 条の2 の規定により届出を行った広域系統整備計画に対して、法第2 8 条の4 7 第4 項の規定により経済産業大臣から変更すべきことを命じられた場合

変 更 前（変更点に下線）	変 更 後（変更点に下線）
	には、設備形成に係る委員会において検討の上、法第28条の47第4項各号に適合するよう変更し、変更する旨及び変更しようとする広域系統整備計画を経済産業大臣へ届け出る。 2 本機関は、前項の規定により広域系統整備計画を変更した場合には、変更した広域系統整備計画を公表するとともに、事業実施主体及び受益者に対して通知する。
（計画策定プロセスを開始した場合の系統アクセス業務の取扱い） 第64条 本機関は、計画策定プロセスを早期かつ適切に進め、広域系統整備計画の実現性を担保するために必要であると認めた場合は、広域系統整備委員会の検討を踏まえ、周辺系統に確保する容量、確保を開始する時期、契約申込みの回答可否その他の系統アクセス業務における取扱いを決定し公表するとともに、関係する一般送配電事業者たる会員に通知する。 （新設）	（計画策定プロセスを開始した場合の系統アクセス業務の取扱い） 第64条 本機関は、計画策定プロセスを早期かつ適切に進め、広域系統整備計画の実現性を担保するために必要であると認めた場合は、設備形成に係る委員会の検討を踏まえ、周辺系統に確保する容量、確保を開始する時期、契約申込みの回答可否その他の系統アクセス業務における取扱いを決定し公表するとともに、関係する一般送配電事業者たる会員に通知する。 （広域系統整備交付金の交付） 第64条の2 本機関は、第61条の3の規定により届出を行った広域系統整備計画の事業実施主体に對して広域系統整備交付金を交付するに当たり、事業実施主体から、毎年度、広域系統整備計画に基づき設置等を行った流通設備の設置及び維持に要する費用について、広域系統整備計画ごとに届出を受ける。 2 本機関は、前項の規定により届出を受けた場合には、届出のあった費用の額を広域系統整備計画ごとに経済産業大臣に毎年度提出する。 3 本機関は、前項の規定により提出を行った費用の額を基に経済産業大臣が定める算定方法により、交付する広域系統整備交付金の額を算定する。 4 本機関は、第1項の規定により届出を行った事業実施主体に對し交付すべき額その他必要な事項を通知する。 5 本機関は、広域系統整備交付金の交付の対象となる流通設備の使用を開始した日の属する年度から当該流通設備の耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第1又は別表第2に掲げる耐用年数をいう。）の期間の末日の属する年度までの間、毎年度、第3項の規定により算定した広域系統整備交付金の額を、第1項の規定により届出を行った事業実施主体に對して当該年度の早期に交付する。
（分析ツールの具備） 第65条 本機関は、この章各条の業務を行うため、電力系統シミュレーションを行うための分析ツールを備え、広域系統長期方針及び広域系統整備計画の策定に当たり必要な検討を実施する。 2 （略） （系統アクセス業務の実施） 第67条 本機関は、法第28条の40第8号に基づき、送電系統への発電設備等（送電系統に電力を流入しない発電設備等を除く。以下、この章において同じ。）の連系等を希望する者からの事前相談及び継続検討に関する申込みの受付、検討結果の確認、検証及び回答等の業務を行う。 2・3 （略） （事前相談の検討） 第69条 （略） （略） 本機関は、前項の確認及び検証の結果、再検討が必要と認めるときは、理由を付して一般送配電事業者たる会員に再検討を求める。本機関は、一般送配電事業者たる会員から再検討結果の提出を受けたいときは、再度、前項に準じ、確認及び検証を行う。	（分析ツールの具備） 第65条 本機関は、この章に定める業務を行うため、電力系統シミュレーションを行うための分析ツールを備え、広域系統長期方針及び広域系統整備計画の策定に当たり必要な検討を実施する。 2 （略） （系統アクセス業務の実施） 第67条 本機関は、法第28条の40第1項第8号の規定により、送電系統への発電設備等（送電系統に電力を流入しない発電設備等を除く。以下、この章において同じ。）の連系等を希望する者からの事前相談及び継続検討に関する申込みの受付、検討結果の確認、検証及び回答等の業務を行う。 2・3 （略） （事前相談の検討） 第69条 （略） 2 （略） 3 本機関は、前項の確認及び検証の結果、再検討が必要と認めるときは、理由を付して一般送配電事業者たる会員に再検討を求める。本機関は、一般送配電事業者たる会員から再検討結果の提出を受けたいときは、再度、前項の規定に準じて、確認及び検証を行う。

変 更 前（変更点に <u>下線</u> ）		変 更 後（変更点に <u>下線</u> ）									
（事前相談の回答） 第7 0 条 本機関は、前条第2 項又は第3 項による検討結果の確認及び検証を完了したときは、特定系統連系希望者に対し、次の各号に掲げる事項に関する確認及び検証の結果を速やかに回答するとともに必要な説明を行う。 一・二（略） 2・3（略）	（事前相談の回答） 第7 0 条 本機関は、前条第2 項又は第3 項の<u>規定</u>による検討結果の確認及び検証を完了したときは、特定系統連系希望者に対し、次の各号に掲げる事項に関する確認及び検証の結果を速やかに回答する とともに必要な説明を行う。 一・二（略） 2・3（略）	（事前相談の回答） 第7 0 条 本機関は、前条第2 項又は第3 項の<u>規定</u>による検討結果の確認及び検証を完了したときは、特定系統連系希望者に対し、次の各号に掲げる事項に関する確認及び検証の結果を速やかに回答する とともに必要な説明を行う。 一・二（略） 2・3（略）	（事前相談の回答） 第7 0 条 本機関は、前条第2 項又は第3 項の<u>規定</u>による検討結果の確認及び検証を完了したときは、特定系統連系希望者に対し、次の各号に掲げる事項に関する確認及び検証の結果を速やかに回答する とともに必要な説明を行う。 一・二（略） 2・3（略）								
				（接続検討） 第7 1 条（略） 2・3（略） 4 本機関は、前項の確認及び検証により再検討が必要と認めるときは、理由を付して一般送配電事業者たる会員に再検討を求める。本機関は、一般送配電事業者たる会員から再検討結果の提出を受けたときは、再度、前項に<u>準じ</u>確認及び検証を行う。	（接続検討） 第7 1 条（略） 2・3（略） 4 本機関は、前項の確認及び検証により再検討が必要と認めるときは、理由を付して一般送配電事業者たる会員に再検討を求める。本機関は、一般送配電事業者たる会員から再検討結果の提出を受けたときは、再度、前項の<u>規定に準じて</u>、<u>確認及び検証</u>を行う。	（接続検討） 第7 1 条（略） 2・3（略） 4 本機関は、前項の確認及び検証により再検討が必要と認めるときは、理由を付して一般送配電事業者たる会員に再検討を求める。本機関は、一般送配電事業者たる会員から再検討結果の提出を受けたときは、再度、前項の<u>規定に準じて</u>、<u>確認及び検証</u>を行う。	（接続検討） 第7 1 条（略） 2・3（略） 4 本機関は、前項の確認及び検証により再検討が必要と認めるときは、理由を付して一般送配電事業者たる会員に再検討を求める。本機関は、一般送配電事業者たる会員から再検討結果の提出を受けたときは、再度、前項の<u>規定に準じて</u>、<u>確認及び検証</u>を行う。				
								（接続検討の回答） 第7 2 条 本機関は、前条第3 項又は第4 項による検討結果の確認及び検証を完了したときは、特定系統連系希望者に対し、次の各号に掲げる事項に関する確認及び検証の結果を速やかに書面にて回答するとともに必要な説明を行う。 一～八（略） 2 本機関は、前項による回答を前条第2 項の申込みの受付日から原則として3 か月以内に行うものとする。 3 本機関は、前条による接続検討の結果が以下の条件に該当する場合には、第1 項の回答及び説明に加え、次の各号に掲げる事項を回答書に記載するとともに、特定系統連系希望者に対し、必要な説明を行う。 一 系統連系工事に広域連系系統の増強（新設を含む。以下同じ。）工事が含まれる場合 第5 1 条第2 号ウに<u>基づき</u>本機関に対して計画策定プロセスの提起を行うことができる電気供給事業者に該当するか否か及び計画策定プロセスの開始に至る手続 二（略）	（接続検討の回答） 第7 2 条 本機関は、前条第3 項又は第4 項による検討結果の確認及び検証を完了したときは、特定系統連系希望者に対し、次の各号に掲げる事項に関する確認及び検証の結果を速やかに書面にて回答するとともに必要な説明を行う。 一～八（略） 2 本機関は、前項による回答を前条第2 項の申込みの受付日から原則として3 か月以内に行うものとする。 3 本機関は、前条による接続検討の結果が以下の条件に該当する場合には、第1 項の回答及び説明に加え、次の各号に掲げる事項を回答書に記載するとともに、特定系統連系希望者に対し、必要な説明を行う。 一 系統連系工事に広域連系系統の増強（新設を含む。以下同じ。）工事が含まれる場合 第5 1 条第2 号ウに<u>基づき</u>本機関に対して計画策定プロセスの提起を行うことができる電気供給事業者に該当するか否か及び計画策定プロセスの開始に至る手続 二（略）	（接続検討の回答） 第7 2 条 本機関は、前条第3 項又は第4 項による検討結果の確認及び検証を完了したときは、特定系統連系希望者に対し、次の各号に掲げる事項に関する確認及び検証の結果を速やかに書面にて回答するとともに必要な説明を行う。 一～八（略） 2 本機関は、前項による回答を前条第2 項の申込みの受付日から原則として3 か月以内に行うものとする。 3 本機関は、前条による接続検討の結果が以下の条件に該当する場合には、第1 項の回答及び説明に加え、次の各号に掲げる事項を回答書に記載するとともに、特定系統連系希望者に対し、必要な説明を行う。 一 系統連系工事に広域連系系統の増強（新設を含む。以下同じ。）工事が含まれる場合 第5 1 条第2 号ウの<u>規定により</u>本機関に対して計画策定プロセスの提起を行うことができる電気供給事業者に該当するか否か及び計画策定プロセスの開始に至る手続 二（略）	（接続検討の回答） 第7 2 条 本機関は、前条第3 項又は第4 項による検討結果の確認及び検証を完了したときは、特定系統連系希望者に対し、次の各号に掲げる事項に関する確認及び検証の結果を速やかに書面にて回答するとともに必要な説明を行う。 一～八（略） 2 本機関は、前項による回答を前条第2 項の申込みの受付日から原則として3 か月以内に行うものとする。 3 本機関は、前条による接続検討の結果が以下の条件に該当する場合には、第1 項の回答及び説明に加え、次の各号に掲げる事項を回答書に記載するとともに、特定系統連系希望者に対し、必要な説明を行う。 一 系統連系工事に広域連系系統の増強（新設を含む。以下同じ。）工事が含まれる場合 第5 1 条第2 号ウの<u>規定により</u>本機関に対して計画策定プロセスの提起を行うことができる電気供給事業者に該当するか否か及び計画策定プロセスの開始に至る手続 二（略）
（接続検討の要否確認） 第7 4 条（略） 2 本機関は、一般送配電事業者たる会員から前項の確認結果の提出を受けた場合は、その結果の妥当性について確認し、検討結果が妥当でない<u>と認めるときは</u>、理由を付して一般送配電事業者たる会員に再検討を求める。本機関は、一般送配電事業者たる会員から再検討結果の提出を受けたときは、再度、この項に<u>準じ</u>確認を行う。	（接続検討の要否確認） 第7 4 条（略） 2 本機関は、一般送配電事業者たる会員から前項の確認結果の提出を受けた場合は、その結果の妥当性について確認し、検討結果が妥当でない<u>と認めるときは</u>、理由を付して一般送配電事業者たる会員に再検討を求める。本機関は、一般送配電事業者たる会員から再検討結果の提出を受けたときは、再度、この項に<u>準じて</u>確認を行う。	（接続検討の要否確認） 第7 4 条（略） 2 本機関は、一般送配電事業者たる会員から前項の確認結果の提出を受けた場合は、その結果の妥当性について確認し、検討結果が妥当でない<u>と認めるときは</u>、理由を付して一般送配電事業者たる会員に再検討を求める。本機関は、一般送配電事業者たる会員から再検討結果の提出を受けたときは、再度、この項の<u>規定に準じて</u>確認を行う。	（接続検討の要否確認） 第7 4 条（略） 2 本機関は、一般送配電事業者たる会員から前項の確認結果の提出を受けた場合は、その結果の妥当性について確認し、検討結果が妥当でない<u>と認めるときは</u>、理由を付して一般送配電事業者たる会員に再検討を求める。本機関は、一般送配電事業者たる会員から再検討結果の提出を受けたときは、再度、この項の<u>規定に準じて</u>確認を行う。								
				（特定系統連系希望者からの電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の受付）		（特定系統連系希望者からの電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の受付）					

変 更 前（変更点に <u>下線</u> ）		変 更 後（変更点に <u>下線</u> ）	
第 8 1 条（略）	2 本機関は、前項に基づき受け付けた接続検討について、第 2 節に <u>準じ</u> 、一般送配電事業者たる会員に検討を依頼し、検討の結果の確認、検証及び回答を行う。 (接続検討の回答を踏まえた特定系統連系希望者の再接続検討の受付等)	第 8 1 条（略）	2 本機関は、前項の規定により受け付けた接続検討について、第 2 節の規定に <u>準じて</u> 、一般送配電事業者たる会員に検討を依頼し、検討の結果の確認、検証及び回答を行う。 (接続検討の回答を踏まえた特定系統連系希望者の再接続検討の受付等)
第 8 2 条（略）	2 本機関は、前項に基づき受け付けた再接続検討について、第 2 節に <u>準じ</u> 、一般送配電事業者たる会員に検討を依頼し、検討の結果の確認、検証及び回答を行う。	第 8 2 条（略）	2 本機関は、前項の規定により受け付けた再接続検討について、第 2 節の規定に <u>準じて</u> 、一般送配電事業者たる会員に検討を依頼し、検討の結果の確認、検証及び回答を行う。
第 4 節 リブレース案件系統連系募集プロセス		(削る)	
(リブレースを行う発電設備等の廃止計画の公表)			
第 9 0 条	本機関は、発電事業者たる会員から提出された供給計画に設備容量が 1 0 万キロワット以上の発電設備等の廃止計画（以下「リブレース対象廃止計画」という。）が記載されている場合には、次の各号のいずれにも該当する（以下「リブレース」という。）か否かの判断（以下「リブレース該当性判断」という。）を行う。 二 リブレース対象廃止計画の対象となる発電設備等（以下「リブレース発電設備等」という。）の最大受電電力が 1 0 万キロワット以上であること。 三 リブレース対象廃止計画の提出者である発電事業者たる会員又は当該会員と送配電等業務指針に定める一定の資本関係又は契約関係を有する者（以下「リブレース対象事業者」という。）が発電設備等の建替えを行う場合（以下、建替えに係る開発計画の対象となる新規の発電設備等（特別高圧の系統に連系するものに限る。）を「新設発電設備等」という。）。ただし、新設発電設備等の最大受電電力が既存の連系可能量（リブレース発電設備等が連系している条件での当該リブレース発電設備等に係る送電設備（当該リブレース発電設備等に係る電源線を除く。）における連系可能量をいう。）の範囲内である場合を除く。 三 次のア又はイのいずれかに該当すると認められる場合。 ア 新設発電設備等が、リブレース発電設備等が設置された構内と構外の境界を起点とし一番目の変電所又は開閉所（専らリブレース発電設備等への事故波及の防止を目的として設置されたもの及びリブレース発電設備等が設置された構内における変電設備により電圧を下降させた後に当該構内の外に送電又は配電を行う場合における当該送電又は配電に係るものを除く。）において、リブレース発電設備等の電源線がつながる母線と同一系統又は下位系統に連系するとき。ただし、母線分割等によって上位系統が異なる場合を除く。 イ 新設発電設備等が、リブレース発電設備等とループ状に設置された基幹的な送電設備とを連系する電源線に直接連系するとき又は当該電源線から分岐する送電又は配電に係る設備を介して当該電源線に連系するとき。 2 本機関は、リブレース対象廃止計画が提出された場合には、リブレース対象事業者及び関係する電気供給事業者に対し、リブレース該当性判断のために必要な事項について確認を行う。 3 本機関は、第 1 項のリブレース該当性判断を行う上で、次の各号に掲げる事項を考慮する。 二 リブレース対象事業者から提出される供給計画 二三 前項の確認結果の内容 三 本機関若しくは一般送配電事業者たる会員が受け付けた接続検討又は契約申込みの内容 四 その他リブレース該当性の判断に必要な事項 本機関は、リブレース該当性判断において、リブレース対象廃止計画がリブレースに該当すると判断したときは、当該リブレース対象廃止計画を公表する。	第 9 0 条	削除

変 更 前（変更点に下線）		変 更 後（変更点に下線）
（リブレース案件系統連系募集プロセスの開始） 第9 1 条 本機関は、前条第4 項に基づき公表したリブレース発電設備等について、<u>廃止の蓋然性が高まったと判断した場合には、当該リブレース発電設備等が連系する送電系統に連系等を希望する系統連系希望者を募集する手続（以下「リブレース案件系統連系募集プロセス」という。）を開始する。</u> 2 <u>本機関は、リブレース案件系統連系募集プロセスを開始した場合には、リブレース対象事業者及び同プロセスの対象となる送電系統（以下「プロセス対象送電系統」という。）を運用する一般送配電事業者たる会員に対して、その旨を通知する。</u> 3 <u>本機関は、リブレース案件系統連系募集プロセスを開始した場合には、その開始時点から完了又は中止する時点までの間、新設発電設備等の最大受電電力を、電源接続のためにプロセス対象送電系統に暫定的に確保すべき容量として定め、一般送配電事業者たる会員に通知する。</u> 4 <u>本機関は、リブレース対象廃止計画の公表日から募集の締切日までの期間を少なくとも1 2 か月以上確保する。</u> （募集要綱の策定等） 第9 2 条 本機関は、リブレース案件系統連系募集プロセスを開始した場合には、次の各号に掲げる事項について検討を行い、プロセスごとに募集要綱においてこれを定め、公表する。 一 <u>募集実施のスケジュール</u> 二 <u>募集対象となる送電系統</u> 三 <u>募集対象となるエリア</u> 四 <u>募集対象となる送電系統の連系可能量</u> 五 <u>応募資格</u> 六 <u>連系可能者の決定方法</u> 七 <u>その他募集を行うに当たり必要となる事項</u> （リブレース案件系統連系募集プロセスの中止） 第9 3 条 本機関は、次の各号に掲げる場合には、リブレース案件系統連系募集プロセスを中止することができる。 一 <u>需給状況の悪化その他やむを得ない事由により、リブレース発電設備等の廃止の蓋然性が低くなつたとき</u> 二 <u>新設発電設備等の開発計画が中止となつたとき</u> 2 <u>本機関は、前項により同プロセスを中止した場合、速やかにその旨を公表する。</u> （リブレース案件系統連系募集プロセスへの応募） 第9 4 条 本機関は、募集要綱にしたがって、プロセス対象送電系統への連系等を希望する系統連系希望者から、<u>応募の受付を行う。</u> 2 <u>本機関は、前項の応募の受付については、第8 1 条を準用する。</u> （連系希望量が接続可能量の範囲内である場合の取扱い） 第9 5 条 本機関は、連系希望量が、プロセス対象送電系統の接続可能量（既存の連系可能量とリブレース発電設備等の廃止により生ずる連系可能量の合計をいう。以下、この節において同じ。）の範囲内である場合には、<u>応募者に対して、全ての発電設備等の連系が可能である旨を通知する。</u> 本機関は、前項の場合には、<u>応募締切時点から本機関が定める日までの間、連系希望量に相当する容量を、電源接続のためにプロセス対象送電系統に暫定的に確保すべき容量として定め、一般送配電事業者たる会員に通知する。</u> （連系希望量が接続可能量の範囲を超える場合の取扱い）		第9 1 条 <u>削除</u> 第9 2 条 <u>削除</u> 第9 3 条 <u>削除</u> 第9 4 条 <u>削除</u> 第9 5 条 <u>削除</u>

変 更 前（変更点に下線）		変 更 後（変更点に下線）	
第96条 本機関は、連系希望量が、プロセス対象送電系統の接続可能量を超える場合には、リブレース案件系統連系募集プロセスに応募した連系希望者を対象として、プロセス対象送電系統において第75条第1項に基づき、一般送配電事業者たる会員に対し電源接続案件一括検討プロセスの開始を要請する。	第96条 削除		
2 本機関は、前項の場合において、電源接続案件一括検討プロセス以外の公平性が確保された方法によって、対象となる全ての連系希望者が工事費負担金を共同負担する意思を有することを確認できたときは、同プロセスを省略することができる。			
3 本機関は、第1項に掲げる場合において、応募締切時点から電源接続案件一括検討プロセス開始の公表日までの間、電源接続のためにプロセス対象送電系統に暫定的に確保すべき容量を定め、一般送配電事業者たる会員に通知する。			
第5節 その他	第4節 その他		
(契約申込みに伴う回答内容の確認)	(契約申込みに伴う回答内容の確認)		
第97条 本機関は、本機関が第72条第1項及び第82条第2項により特定系統連系希望者に回答を行った案件について、一般送配電事業者たる会員が特定系統連系希望者から契約申込みを受けた場合において、その申込みに対する検討結果が同項の回答と異なるときは、送配電等業務指針で定めるところにより、検討結果の提出を受け、その内容について妥当性を確認し、必要に応じて検証する。	第97条 本機関は、本機関が第72条第1項及び第82条第2項の規定により特定系統連系希望者に回答を行った案件について、一般送配電事業者たる会員が特定系統連系希望者から契約申込みを受けた場合において、その申込みに対する検討結果が同項の回答と異なるときは、送配電等業務指針で定めるところにより、検討結果の提出を受け、その内容について妥当性を確認し、必要に応じて検証する。		
2・3 (略)	2・3 (略)		
(一般送配電事業者たる会員が受け付けた案件の確認、検証)	(一般送配電事業者たる会員が受け付けた案件の確認、検証)		
第98条 本機関は、特定系統連系希望者が一般送配電事業者たる会員に対し、事前相談又は接続検討申込みを行い、回答を受けた案件について、当該特定系統連系希望者からの求めに応じて、第69条第2項及び第3項又は第71条第3項及び第4項に準じて確認及び検証を行う。	第98条 本機関は、特定系統連系希望者が一般送配電事業者たる会員に対し、事前相談又は接続検討申込みを行い、回答を受けた案件について、当該特定系統連系希望者からの求めに応じて、第69条第2項及び第3項又は第71条第3項及び第4項の規定に準じて、確認及び検証を行う。		
2 本機関は、前項による確認又は検証を完了したときは、特定系統連系希望者に対し速やかに回答するとともに必要な説明を行う。	2 本機関は、前項の規定による確認又は検証を完了したときは、特定系統連系希望者に対し速やかに回答するとともに必要な説明を行う。		
(系統アクセス業務の申込み及び回答様式)	(系統アクセス業務の申込み及び回答様式)		
第99条 (略)	第99条 (略)		
2 本機関は、系統アクセス業務の受付を行う場合の申込書及び回答書の様式を作成するに当たっては、一般送配電事業者と事前に協議を行うものとする。	2 本機関は、系統アクセス業務の受付を行う場合の申込書及び回答書の様式を作成するに当たっては、一般送配電事業者たる会員と事前に協議を行うものとする。		
(受付・回答状況の取りまとめ)	(受付・回答状況の取りまとめ)		
第100条 (略)	第100条 (略)		
2 本機関は、前項により提出された情報、並びに本機関における受付及び回答状況を定期的に取りまとめ、公表する。	2 本機関は、前項の規定により提出された情報、並びに本機関における受付及び回答状況を定期的に取りまとめ、公表する。		
(業務改善)	(業務改善)		
第101条 (略)	第101条 (略)		
一・二 (略)	一・二 (略)		
三 本機関への苦情及び相談の申出には至らなかったものの、一般送配電事業者が系統連系希望者から苦情の申出を受けた事例	三 本機関への苦情及び相談の申出には至らなかったものの、一般送配電事業者たる会員が系統連系希望者から苦情の申出を受けた事例		
四 (略)	四 (略)		
(分析ツールの具備)	(分析ツールの具備)		
第102条 本機関は、この章各条の業務を行うために必要な分析ツールを備える。	第102条 本機関は、この章に定める業務を行うために必要な分析ツールを備える。		

変 更 前（変更点に <u>下線</u> ）		変 更 後（変更点に <u>下線</u> ）	
2（略）		2（略）	
（需給状況の監視）		（需給状況の監視）	
第105条	本機関は、法第28条の40第1号に <u>基づき</u> 、会員が営む電気事業に係る電気の需給の状況（以下「需給状況」という。）を監視する。	第105条	本機関は、法第28条の40第1項第1号の <u>規定により</u> 、会員が営む電気事業に係る電気の需給の状況（以下「需給状況」という。）を監視する。
（需給状況の悪化時の指示又は要請）		（需給状況の悪化時の指示又は要請）	
第111条	本機関は、法第28条の44第1項に基づき、小売電気事業者たる会員が営む小売電気事業、一般送配電事業者たる会員が営む一般送配電事業又は特定送配電事業者たる会員が営む特定送配電事業に係る電気の需給の状況が悪化し、又は悪化するおそれがある場合において、当該電気の需給の状況を改善する必要があると認めるときは、会員に対し、次の各号に掲げる事項を指示することができる。ただし、第1号の事項は送電事業者たる会員に対して、第2号の事項は小売電気事業者たる会員及び送電事業者たる会員に対して、第3号の事項は、送電事業者たる会員及び送電事業者たる会員に対しては、指示することができない。	第111条	本機関は、法第28条の44第1項の規定により、小売電気事業者たる会員が営む小売電気事業、一般送配電事業者たる会員が営む一般送配電事業又は特定送配電事業者たる会員が営む特定送配電事業に係る電気の需給の状況が悪化し、又は悪化するおそれがある場合において、当該電気の需給の状況を改善する必要があると認めるときは、会員に対し、次の各号に掲げる事項を指示することができる。ただし、第1号の事項は送電事業者たる会員に対して、第2号に <u>規定する</u> 事項は小売電気事業者たる会員及び送電事業者たる会員に対して、第3号の事項は、送電事業者たる会員及び送電事業者たる会員に対しては、指示することができない。
一～五（略）		一～五（略）	
2（略）		2（略）	
（需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれが認められる場合の指示の手順）		（需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれが認められる場合の指示の手順）	
第113条（略）		第113条（略）	
一～三（略）		一～三（略）	
四	本機関は、前号により会員から通知を受けた送電可能量を踏まえ、次のアからオの順位により、電気の供給の指示の対象とする会員並びに当該会員が電気の供給を行う期間、量及び送電経路を決定する。	四	本機関は、前号の <u>規定により</u> 会員から通知を受けた送電可能量を踏まえ、次のアからオまでの <u>順位により</u> 、電気の供給の指示の対象とする会員並びに当該会員が電気の供給を行う期間、量及び送電経路を決定する。
ア～オ（略）		ア～オ（略）	
五	本機関は、前号で決定した電気の供給の指示の対象とする会員並びに当該会員が電気の供給を行う期間、量及び送電経路に基づき、電気の供給を指示するとともに、需給ひっ迫一般送配電事業者に電気の供給を受けることを指示する。	五	本機関は、前号の <u>規定により</u> 決定した電気の供給の指示の対象とする会員並びに当該会員が電気の供給を行う期間、量及び送電経路に基づき、電気の供給を指示するとともに、需給ひっ迫一般送配電事業者に電気の供給を受けることを指示する。
2	前項にかかわらず、本機関は、数時間にわたる電気の供給を指示する場合や発電機の起動時間に時間を要する場合等、必要な場合には、ゲートクローズ前に第111条第1項の指示を行う。	2	前項の <u>規定にかかわらず</u> 、本機関は、数時間にわたる電気の供給を指示する場合や発電機の起動時間に時間を要する場合等、必要な場合には、ゲートクローズ前に第111条第1項の指示を行う。
（下げ代不足又は下げ代不足のおそれが認められる場合の指示の手順）		（下げ代不足又は下げ代不足のおそれが認められる場合の指示の手順）	
第114条（略）		第114条（略）	
一～三（略）		一～三（略）	
四	本機関は、前号により一般送配電事業者たる会員から通知を受けた受電可能量を踏まえ、次のアからオの順位により、電気の供給を受ける指示の対象とする一般送配電事業者たる会員並びに当該会員が電気の供給を受ける期間、量及び送電経路を決定する。	四	本機関は、前号の <u>規定により</u> 一般送配電事業者たる会員から通知を受けた受電可能量を踏まえ、次のアからオまでの <u>順位により</u> 、電気の供給を受ける指示の対象とする一般送配電事業者たる会員並びに当該会員が電気の供給を受ける期間、量及び送電経路を決定する。
ア～オ（略）		ア～オ（略）	
五	本機関は、前号で決定した電気の供給を受けることの指示の対象とする一般送配電事業者たる会員並びに当該会員が電気の供給を受ける量、期間及び送電経路に基づき、電気の供給を受けることを指示するとともに、下げ代不足一般送配電事業者に電気の供給を行うことを指示する。	五	本機関は、前号の <u>規定により</u> 決定した電気の供給を受けることの指示の対象とする一般送配電事業者たる会員並びに当該会員が電気の供給を受ける量、期間及び送電経路に基づき、電気の供給を受けることを指示するとともに、下げ代不足一般送配電事業者に電気の供給を行うことを指示する。
2	前項にかかわらず、本機関は、数時間にわたる電気の供給を指示する場合や発電機の出力抑制に時間を要する場合等、必要な場合には、ゲートクローズ前に第111条第1項の指示を行う。	2	前項の <u>規定にかかわらず</u> 、本機関は、数時間にわたる電気の供給を指示する場合や発電機の出力抑制に時間を要する場合等、必要な場合には、ゲートクローズ前に第111条第1項の指示を行う。
（本機関の指示又は要請に基づく場合の連系線の使用）		（本機関の指示又は要請に基づく場合の連系線の使用）	
第116条	本機関は、第111条に <u>基づく</u> 指示又は要請に基づく電気の供給に必要な場合には、連系	第116条	本機関は、第111条の <u>規定による</u> 指示又は要請に基づく電気の供給に必要な場合には、

変 更 前（変更点に下線）		変 更 後（変更点に下線）	
線を最大限、活用するものとする。 2 本機関の指示又は要請に基づく電気の供給については、連系統の空容量から使用し、連系統の空容量が不足する場合には、本機関は、第152条及び第153条に基づき、連系統のマージン及び運用容量拡大分を使用する供給の指示又は要請を行う。ただし、本機関が第111条に基づく指示又は要請を行う場合において、需給ひっ迫一般送配電事業者の供給区域に隣接する連系統に、需給ひっ迫時その他の緊急的な状況において他の供給区域から連系統を介して電気を供給するために備えたマージンが設定されているときは、本機関は、連系統の空容量を使用する前に、第152条の規定に準じて、当該マージンを使用する電気の供給の指示又は要請をすることができる。 （本機関の指示又は要請の一般送配電事業者への通知） 第118条 本機関は、第111条に基づく指示又は要請を行う場合は、本機関の指示又は要請を受ける会員その他の電気供給事業者が存する供給区域の一般送配電事業者に、事前又は事後該指示又は要請の内容を通知する。 （需給状況の改善が図れない場合の対応） 第119条 本機関は、第111条に基づく指示又は要請を行ってもなお需給状況の改善が図れないときは、国及び会員その他の電気供給事業者と連携し、追加的な需給対策を行う。 （指示内容の報告） 第120条 本機関は、会員に対し、法第28条の44第1項に基づき指示をしたときは、同条第2項に基づき、経済産業大臣に対し、直ちに、その指示の内容その他の事項を経済産業省令で定めるところにより報告する。 （指示に係る措置を取っていない場合の報告） 第121条 本機関は、法第28条の44第1項に基づく指示を受けた会員が、正当な理由なくその指示に係る措置を取っていないと認めるときは、同条第3項に基づき、直ちに、その旨を経済産業省令で定めるところにより経済産業大臣に報告する。 （指示の公表） 第122条 本機関は、会員に対し、法第28条の44第1項に基づき指示を実施したときは、これを速やかに公表する。 （指示又は要請を受けた会員その他の電気供給事業者が授受する金額） 第123条 本機関が第111条に基づく指示又は要請を行った場合において、当事者である会員その他の電気供給事業者が支払い、又は受領すべき金額その他のに係る事項は、電気の供給に係る発電する費用や一般送配電事業者たる会員が定めた託送供給等約款を基に当事者間の協議により決定する。 2 前項にかかわらず、本機関の指示に基づき、一般送配電事業者たる会員の間に電力融通を行った場合は、接続対象計画差対応補給電力料金等を基に当事者間の協議により決定する。 3 本機関は、前各項に基づき協議が調わないときは、当事者いずれかの申請に基づき、第20章の規定に基づき調停する。 （連系統の管理） 第124条 本機関は、法第28条の40第8号に基づき、別表10－1の連系統の管理を行う。		連系統を最大限、活用するものとする。 2 本機関の指示又は要請に基づく電気の供給については、連系統の空容量から使用し、連系統の空容量が不足する場合には、本機関は、第152条及び第153条の規定により、連系統のマージン及び運用容量拡大分を使用する供給の指示又は要請を行う。ただし、本機関が第111条の規定による指示又は要請を行う場合において、需給ひっ迫一般送配電事業者の供給区域に隣接する連系統に、需給ひっ迫時その他の緊急的な状況において他の供給区域から連系統を介して電気を供給するために備えたマージンが設定されているときは、本機関は、連系統の空容量を使用する前に、第152条の規定に準じて、当該マージンを使用する電気の供給の指示又は要請をすることができる。 （本機関の指示又は要請の一般送配電事業者たる会員への通知） 第118条 本機関は、第111条の規定による指示又は要請を行う場合は、本機関の指示又は要請を受ける会員その他の電気供給事業者が存する供給区域の一般送配電事業者たる会員に、事前又は事後速やかに、当該指示又は要請の内容を通知する。 （需給状況の改善が図れない場合の対応） 第119条 本機関は、第111条の規定による指示又は要請を行ってもなお需給状況の改善が図れないときは、国及び会員その他の電気供給事業者と連携し、追加的な需給対策を行う。 （指示内容の報告） 第120条 本機関は、会員に対し、法第28条の44第1項の規定による指示をしたときは、同条第2項の規定により、経済産業大臣に対し、直ちに、その指示の内容その他の事項を経済産業省令で定めるところにより報告する。 （指示に係る措置を取っていない場合の報告） 第121条 本機関は、法第28条の44第1項の規定による指示を受けた会員が、正当な理由なくその指示に係る措置を取っていないと認めるときは、同条第3項の規定により、直ちに、その旨を経済産業省令で定めるところにより経済産業大臣に報告する。 （指示の公表） 第122条 本機関は、会員に対し、法第28条の44第1項の規定による指示を実施したときは、これを速やかに公表する。 （指示又は要請を受けた会員その他の電気供給事業者が授受する金額） 第123条 本機関が第111条の規定による指示又は要請を行った場合において、当事者である会員その他の電気供給事業者が支払い、又は受領すべき金額その他のに係る事項は、電気の供給に係る発電に要する費用や一般送配電事業者たる会員が定めた託送供給等約款を基に当事者間の協議により決定する。 2 前項の規定にかかわらず、本機関の指示に基づき、一般送配電事業者たる会員の間に電力融通を行った場合は、接続対象計画差対応補給電力料金等を基に当事者間の協議により決定する。 3 本機関は、前各項の規定による協議が調わないときは、当事者いずれかの申請に基づき、第20章の規定により調停する。 （連系統の管理） 第124条 本機関は、法第28条の40第1項第8号の規定により、別表10－1の連系統の管理を行う。	
別表10－1 連系統		別表10－1 連系統	
連系統		連系統	
対象設備		対象設備	

変 更 前（変更点に <u>下線</u> ）			変 更 後（変更点に <u>下線</u> ）		
北海道本州間連系設備	北海道 ～ 東北	北海道・本州間電力連系設備 新北海道本州間連系設備	北海道本州間連系設備	北海道 ～ 東北	北海道・本州間電力連系設備 新北海道本州間連系設備
東北東京間連系線（※１）	東北 ～ 東京	相馬双葉幹線 いわき幹線	東北東京間連系線（※１）	東北 ～ 東京	相馬双葉幹線 いわき幹線
東京中部間連系設備	東京 ～ 中部	佐久間周波数変換設備 新信濃周波数変換設備 東清水周波数変換設備 飛驒信濃周波数変換設備	東京中部間連系設備	東京 ～ 中部	佐久間周波数変換設備 新信濃周波数変換設備 東清水周波数変換設備 飛驒信濃周波数変換設備（※４）
中部関西間連系線	中部 ～ 関西	三重東近江線	中部関西間連系線	中部 ～ 関西	三重東近江線
中部北陸間連系設備（※２）	中部 ～ 北陸	南福光連系所及び南福光変電所の連系設備	中部北陸間連系設備（※２）	中部 ～ 北陸	南福光連系所及び南福光変電所の連系設備
北陸関西間連系線（※２）	北陸 ～ 関西	越前嶺南線	北陸関西間連系線（※２）	北陸 ～ 関西	越前嶺南線
関西中国間連系線（※３）	関西 ～ 中国	西播東岡山線、山崎智頭線	関西中国間連系線（※３）	関西 ～ 中国	西播東岡山線、山崎智頭線
関西四国間連系設備	関西 ～ 四国	紀北変換所、阿南変換所間の連系設備	関西四国間連系設備	関西 ～ 四国	紀北変換所、阿南変換所間の連系設備
中国四国間連系線	中国 ～ 四国	本四連系線	中国四国間連系線	中国 ～ 四国	本四連系線
中国九州間連系線	中国 ～ 九州	関門連系線	中国九州間連系線	中国 ～ 九州	関門連系線
(※１) ～ (※３) (略)			(※１) ～ (※３) (略)		
(新設)			(※４) 飛驒信濃周波数変換設備には、飛驒変換所、新信濃変電所間の連系設備を含む。		
(連系線の管理の原則)			(連系線の管理の原則)		
第１２５条 本機関は、連系線の管理を行うに当たっては、 <u>前日スポット取引</u> 又は１時間前取引に基づき、連系線の容量を割り当てることを原則とする。			第１２５条 本機関は、連系線の管理を行うに当たっては、 <u>翌日取引</u> 又は１時間前取引に基づき、連系線の容量を割り当てることを原則とする。		
(運用容量の設定)			(運用容量の設定)		
第１２６条 (略)			第１２６条 (略)		
２ 本機関は、前項に <u>基づき</u> 公表した検討条件に関し、他の供給区域からの電気の調達又は他の供給区域への電気の販売を行うとうとする電氣供給事業者からの要望を受けたときは、運用容量検討会において対応を審議し、必要に応じ、検討条件の見直しを行う。			２ 本機関は、前項の <u>規定</u> により公表した検討条件に関し、他の供給区域からの電気の調達又は他の供給区域への電気の販売を行うおうとする電氣供給事業者からの要望を受けたときは、運用容量検討会において対応を審議し、必要に応じ、検討条件の見直しを行う。		
３～５ (略)			３～５ (略)		
(運用容量の一時的な見直し)			(運用容量の一時的な見直し)		
第１２７条 (略)			第１２７条 (略)		
２ 本機関は、前項に <u>基づき</u> 運用容量の見直しを行った場合には、遅滞なく、 <u>見直後の運用容量</u> を公表する。			２ 本機関は、前項の <u>規定</u> により運用容量の見直しを行った場合には、遅滞なく、 <u>見直し後の運用容量</u> を公表する。		
３ (略)			３ (略)		
(マーージンの見直し)			(マーージンの見直し)		
第１３０条 (略)			第１３０条 (略)		
一 第１２７条に <u>基づき</u> 運用容量の値を一時的に見直した場合			一 第１２７条の <u>規定</u> により運用容量の値を一時的に見直した場合		
二～四 (略)			二～四 (略)		
２ 前項第１号に掲げる場合において、 <u>見直後の運用容量の値</u> がマーージンの値を下回るときは、当該運用容量の値を <u>見直後のマーージンの値</u> とする。			２ 前項第１号に掲げる場合において、 <u>見直し後の運用容量の値</u> がマーージンの値を下回るときは、当該運用容量の値を <u>見直し後のマーージンの値</u> とする。		
本機関は、第１項に <u>基づき</u> マーージンの値を見直した場合には、遅滞なく、 <u>見直後のマーージンの値</u> を公表する。			３ 本機関は、第１項の <u>規定</u> によりマーージンの値を見直した場合には、遅滞なく、 <u>見直し後のマーージンの値</u> を公表する。		

変 更 前（変更点に下線）		変 更 後（変更点に下線）	
の他必要な事項を公表する。 4 本機関は、マージンの見直しに際し、マージン検討会における追加的な検討が必要と認める場合には、前条第2項及び第3項に定める手続に準じてマージンの見直しを行い、第128条第3項に準じて見直し後のマージンを設定し、公表する。		の値その他必要な事項を公表する。 4 本機関は、マージンの見直しに際し、マージン検討会における追加的な検討が必要と認める場合には、前条第2項及び第3項に定める手続に準じてマージンの見直しを行い、第128条第3項の規定に準じて見直し後のマージンを設定し、公表する。	
(短周期広域周波数調整) 第131条（略） 一（略） 二 本機関は、前号を除く一般送配電事業者たる会員に対し、協力可能な短周期調整及び時間の算出を依頼する。 三（略） 四 本機関は、短周期調整力が不足又は短周期調整力が不足するおそれのある一般送配電事業者より、当日の短周期広域周波数調整の要否及び必要となる利用枠の通知を受け、前日に設定した利用枠の変更の要否を確認する。本機関は、連系線に設定した利用枠を見直す場合には、第3号で設定した利用枠の範囲内において、第1号から第3号に準じて行う。 五 本機関は、前号の確認結果を踏まえ、短周期広域周波数調整に必要となる利用枠を最終決定の上、関係する一般送配電事業者に通知する。		(短周期広域周波数調整) 第131条（略） 一（略） 二 本機関は、前号に規定する会員を除く一般送配電事業者たる会員に対し、協力可能な短周期調整力の調整量及び時間の算出を依頼する。 三（略） 四 本機関は、短周期調整力が不足又は短周期調整力が不足するおそれのある一般送配電事業者たる会員より、当日の短周期広域周波数調整の要否及び必要となる利用枠の通知を受け、前日に設定した利用枠の変更の要否を確認する。本機関は、連系線に設定した利用枠を見直す場合には、第3号の規定により設定した利用枠の範囲内において、第1号から第3号までの規定に準じて行う。 五 本機関は、前号の確認結果を踏まえ、短周期広域周波数調整に必要となる利用枠を最終決定の上、関係する一般送配電事業者たる会員に通知する。	
(長周期広域周波数調整) 第132条（略） 一（略） 二 本機関は、前号を除く一般送配電事業者たる会員に対し、協力可能な電力量及び時間の算出を依頼し、原則として、実需給日の前日16時までにその結果の通知を受ける。 三 本機関は、前号の通知に基づき、次のアからウに掲げる事項を考慮し、長周期広域周波数調整のための電力量及び時間を、実需給日の前日12時以降に連系線の空容量の範囲内で仮決定の上、関係する一般送配電事業者たる会員に通知する。 ア～ウ（略） 四（略） 五 本機関は、前号の通知に基づき、原則として、ゲートクローズ後の各連系線の空容量の範囲内において、必要となる電力量及び時間を最終決定の上、関係する一般送配電事業者に通知する。		(長周期広域周波数調整) 第132条（略） 一（略） 二 本機関は、前号に規定する会員を除く一般送配電事業者たる会員に対し、協力可能な電力量及び時間の算出を依頼し、原則として、実需給日の前日16時までにその結果の通知を受ける。 三 本機関は、前号の通知に基づき、次のアからウまでに掲げる事項を考慮し、長周期広域周波数調整のための電力量及び時間を、実需給日の前日12時以降に連系線の空容量の範囲内で仮決定の上、関係する一般送配電事業者たる会員に通知する。 ア～ウ（略） 四（略） 五 本機関は、前号の連絡に基づき、原則として、ゲートクローズ後の各連系線の空容量の範囲内において、必要となる電力量及び時間を最終決定の上、関係する一般送配電事業者たる会員に通知する。	
(空容量の算出及び公表) 第133条 本機関は、第126条第3項又は第5項に基づき算出された運用容量の各断面において、連系線の空容量を算出し、公表する。 2（略） 3 本機関は、運用容量、マージン又は計画潮流を変更したときは、前各項に準じて空容量を算出し、公表する。		(空容量の算出及び公表) 第133条 本機関は、第126条第3項又は第5項の規定により算出された運用容量の各断面において、連系線の空容量を算出し、公表する。 2（略） 3 本機関は、運用容量、マージン又は計画潮流を変更したときは、前各項の規定に準じて空容量を算出し、公表する。	
(連系線の計画潮流の管理) 第134条（略） 一 本機関は、卸電力取引所から、前日スポット取引及び1時間前取引において約定しようとする取引情報（以下「取引情報」という。）の通知を受ける。 二～五（略）		(連系線の計画潮流の管理) 第134条（略） 一 本機関は、卸電力取引所から、翌日取引及び1時間前取引において約定しようとする取引情報（以下「取引情報」という。）の通知を受ける。 二～五（略）	
(混雑処理)		(混雑処理)	

変 更 前（変更点に <u>下線</u> ）		変 更 後（変更点に <u>下線</u> ）			
第143条 本機関は、 <u>前日スポット取引</u> の取引情報に係る容量登録以降に連系統に混雑が発生するときは、計画潮流について、次の各号に掲げる手順により、混雑処理を行う。 一 （略） 二 本機関は、前号に基づき混雑処理を行った場合には、抑制された計画潮流を有する託送供給契約者、発電契約者及び需要抑制契約者並びに関連一般送配電事業者に対し、抑制した断面と抑制量を通知する。 2 前項にかかわらず、本機関は、受給日の前日12時以降に運用容量の減少に伴う混雑が発生する場合であっても、電力系統の安定性を確保することができるときは、計画潮流を有する託送供給発電契約者又は需要抑制契約者による代替供給力の調達等の調整努力が適切になされていることを前提に、混雑処理を行わない。	第143条 本機関は、 <u>前日スポット取引</u> 及び1時間前取引に係る計画潮流 二 （略） 2 （略）	第143条 本機関は、 <u>翌日取引</u> の取引情報に係る容量登録以降に連系統に混雑が発生するときは、計画潮流について、次の各号に掲げる手順により、混雑処理を行う。 一 （略） 二 本機関は、前号の規定により混雑処理を行った場合には、抑制された計画潮流を有する託送供給契約者、発電契約者及び需要抑制契約者並びに関連一般送配電事業者に対し、抑制した断面と抑制量を通知する。 2 前項の <u>規定</u> にかかわらず、本機関は、受給日の前日12時以降に運用容量の減少に伴う混雑が発生する場合であっても、電力系統の安定性を確保することができるときは、計画潮流を有する託送供給契約者、発電契約者又は需要抑制契約者による代替供給力の調達等の調整努力が適切になされていることを前提に、混雑処理を行わない。	(混雑処理における抑制順位) 第143条の2 （略） 一 <u>翌日取引</u> 及び1時間前取引に係る計画潮流 二 （略） 2 （略）		
				(混雑処理における抑制順位) 第143条の2 （略） 一 <u>前日スポット取引</u> 及び1時間前取引に係る計画潮流 二 （略） 2 （略）	(混雑処理における抑制順位) 第143条の2 （略） 一 <u>翌日取引</u> 及び1時間前取引に係る計画潮流 二 （略） 2 （略）
				(複数の連系統において同時に混雑が発生した場合の混雑処理) 第143条の3 本機関は、混雑処理において、複数の連系統で同時に混雑が発生し、当該複数の連系統を利用する計画潮流を抑制する必要がある場合には、混雑が発生した連系統ごとに前条の規定により算出した抑制量のうち、最大値に相当する電力を当該計画潮流の抑制量とする。	(複数の連系統において同時に混雑が発生した場合の混雑処理) 第143条の3 本機関は、混雑処理において、複数の連系統で同時に混雑が発生し、当該複数の連系統を利用する計画潮流を抑制する必要がある場合には、混雑が発生した連系統ごとに前条の規定により算出した抑制量のうち、最大値に相当する電力を当該計画潮流の抑制量とする。
				(緊急時の混雑処理方法) 第143条の4 本機関は、第127条に基づく運用容量の見直しにより連系統の運用容量が減少し、連系統に混雑が発生した場合において、緊急の混雑処理が必要と認めるときは、第143条の2に定める抑制順位によらずに抑制効果が大きい計画潮流を抑制することができる（以下「緊急抑制」という。）。ただし、緊急抑制後は、速やかに混雑処理を行い、緊急抑制を終了する。	(緊急時の混雑処理方法) 第143条の4 本機関は、第127条の規定による運用容量の見直しにより連系統の運用容量が減少し、連系統に混雑が発生した場合において、緊急の混雑処理が必要と認めるときは、第143条の2に定める抑制順位によらずに抑制効果が大きい計画潮流を抑制することができる（以下「緊急抑制」という。）。ただし、緊急抑制後は、速やかに混雑処理を行い、緊急抑制を終了する。
				(混雑処理の対象外とする計画潮流等) 第143条の5 第143条第1項にかかわらず、本機関は、次の各号に掲げる計画潮流を混雑処理の対象としない。 一 第152条に <u>基づく連系統のマージン</u> を使用した供給に係る計画潮流 二 第153条に <u>基づく連系統の運用容量拡大分</u> を使用した供給に係る計画潮流 (出力維持等の考慮が必要な電源等の承認) 第144条 本機関は、 <u>前日スポット取引</u> において出力維持等を考慮した約定の対象として取り扱うべき電源又は契約（これに代わる計画等を含み、以下「電源等」という。）を有する託送供給契約者、発電契約者又は一般送配電事業者たる会員（以下「電源等保有者」という。）の申請に基づき、次の各号に定める事項について審査を行い、いずれの事項にも該当すると認める場合には、当該申請に係る電源等を承認する（以下、承認された電源等を「承認電源等」といい、承認された電源等保有者を「承認電源等保有者」という。）。	(混雑処理の対象外とする計画潮流等) 第143条の5 第143条第1項の規定にかかわらず、本機関は、次の各号に掲げる計画潮流を混雑処理の対象としない。 一 第152条の規定による連系統のマージンを使用した供給に係る計画潮流 二 第153条の規定による連系統の運用容量拡大分を使用した供給に係る計画潮流 (出力維持等の考慮が必要な電源等の承認) 第144条 本機関は、 <u>翌日取引</u> において出力維持等を考慮した約定の対象として取り扱うべき電源又は契約（これに代わる計画等を含み、以下「電源等」という。）を有する託送供給契約者、発電契約者又は一般送配電事業者たる会員（以下「電源等保有者」という。）の申請に基づき、次の各号に定める事項について審査を行い、いずれの事項にも該当すると認める場合には、当該申請に係る電源等を承認する（以下、承認された電源等を「承認電源等」といい、承認された電源等保有者を「承認電源等保有者」という。）。
(承認電源等の定期審査) 第147条 （略）		(承認電源等の定期審査) 第147条 （略）			

変 更 前（変更点に下線）		変 更 後（変更点に下線）	
一（略） 二 本機関は、前号により提出を受けた資料に基づく審査の結果、承認電源等の承認内容が適正でないと認めるときは、速やかにその承認内容の変更申請を行うことを承認電源等保有者に求める。 2（略）	（需給ひっ迫又は下げ代不足時のマーージンの使用） 第152条（略） 2（略） 3 本機関は、緊急時において、前項第1号の説明を受け、又は前項第2号の承認を行う時間がないときは、直ちに一般送配電事業者たる会員によるマーージン使用を承認する。ただし、当該マーージン使用の後、速やかに前項に準じてその妥当性を検証するものとする。 4（略） 5 マージンを使用する供給の送電経路上の供給区域における新たな需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれの発生、関連一般送配電事業者からの申出等があったときは、本機関は、必要に応じて、第2項第2号によるマーージン使用の承認を取り消すことができる。	一（略） 二 本機関は、前号の規定により提出を受けた資料に基づく審査の結果、承認電源等の承認内容が適正でないと認めるときは、速やかにその承認内容の変更申請を行うことを承認電源等保有者に求める。 2（略）	（緊急時の連系線の使用） 第153条（略） 2（略） 一・二（略） 三 本機関は、前項の規定により運用容量拡大を承認した場合には、拡大後の緊急時運用容量と想定される信頼度低下レベルなどを公表する。 四（略） 3（略）
		（分析ツールの具備） 第154条 本機関は、この章に定める業務を行うため、系統安定度シミュレーションその他の分析ツール等を備える。 2（略）	
		（作業停止計画の調整の実施） 第156条 本機関は、法第28条の40第8号に基づき、広域連系系統及び連系線の運用容量に影響を与える電力設備（以下「広域連系系統等」という。）の点検や修繕等の作業を実施するための電力設備の停止に関する計画（別表11-1に示す種別のものをいう。以下「作業停止計画」の取りまとめを行う。） 2（略）	
		（作業停止計画の原案の取得、共有） 第157条（略） 2（略） 3 本機関は、第1項に基づき作業停止計画の原案を受け取ったときは、広域連系系統等の作業停止計画を取りまとめ、別表11-2で定める期日までに、会員その他の関係する電気供給事業者その他作業停止計画提出者（ただし、個々の電源の運転状況や需要者の電力使用状況が推測可能な電力設備の作業停止計画については、当該作業停止計画の提出者及び発電設備の保有者に限る。）と共有する。	
		（作業停止計画の原案の取得、共有） 第157条（略） 2（略） 3 本機関は、第1項の規定により作業停止計画の原案を受け取ったときは、広域連系系統等の作業停止計画を取りまとめ、別表11-2で定める期日までに、会員その他の関係する電気供給事業者その他作業停止計画提出者（ただし、個々の電源の運転状況や需要者の電力使用状況が推測可能な電力設備の作業停止計画については、当該作業停止計画の提出者及び発電設備の保有者に限る。）と共有する。	

変 更 前（変更点に <u>下線</u> ）		変 更 後（変更点に <u>下線</u> ）	
（作業停止計画の原案の調整） 第158条 本機関は、前条第1項により提出された作業停止計画の原案のうち、広域調整対象作業停止計画について、作業停止計画提出者との間で作業停止時期及び作業停止期間等の調整を行う。 2 （略）	（作業停止計画の原案の調整） 第158条 本機関は、前条第1項の規定により提出された作業停止計画の原案のうち、広域調整対象作業停止計画について、作業停止計画提出者との間で作業停止時期及び作業停止期間等の調整を行う。 2 （略）	（作業停止計画の原案の調整）	
		第159条 本機関は、前条第1項に準じて、原案に対して調整された作業停止計画の調整案の提出を受ける。	
		2 本機関は、第157条第2項に準じ、発電計画提出者から提出された作業停止計画の調整案について、一般送配電事業者たる会員に送付する。	
		3 本機関は、作業停止計画の調整案の提出を受けた場合は、第157条第3項に準じて、広域連系系統等の作業停止計画の調整案を取りまとめ、次条の再調整の申出の期日とともに会員その他の関係する電気供給事業者その他作業停止計画提出者と共有する。この際、連系線の運用容量が増加又は減少するときは、その情報も併せて共有する。	
（作業停止計画の調整案の調整） 第160条 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、発電計画提出者から、前条第3項に<u>基づき共有</u>された広域連系系統等の作業停止計画の調整案に対して、本機関による作業停止計画の再調整の申出を受け付ける。 2 （略）	（作業停止計画の調整案の調整） 第160条 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、発電計画提出者から、前条第3項に<u>規定により共有</u>された広域連系系統等の作業停止計画の調整案に対して、本機関による作業停止計画の再調整の申出を受け付ける。 2 （略）	（作業停止計画の調整案の調整）	
		第160条 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、発電計画提出者から、前条第3項の <u>規定により共有</u> された広域連系系統等の作業停止計画の調整案に対して、本機関による作業停止計画の再調整の申出を受け付ける。	
		2 （略）	
		（作業停止計画の最終案の提出、承認）	
（作業停止計画の最終案の提出、承認） 第161条 本機関は、第157条第1項に準じて、調整案に対して最終調整された作業停止計画の最終案の提出を受ける。 2 本機関は、第157条第1項に<u>準じ</u>、発電計画提出者から提出された電力設備の作業停止計画の最終案について、一般送配電事業者たる会員に送付する。 3 （略）	（作業停止計画の最終案の提出、承認） 第161条 本機関は、第157条第1項に準じて、調整案に対して最終調整された作業停止計画の最終案の提出を受ける。 2 本機関は、第157条第1項に<u>準じて</u>、発電計画提出者から提出された電力設備の作業停止計画の最終案について、一般送配電事業者たる会員に送付する。 3 （略）	（作業停止計画の最終案の提出、承認）	
		第161条 本機関は、第157条第1項の <u>規定に準じて</u> 、調整案に対して最終調整された作業停止計画の最終案の提出を受ける。	
		2 本機関は、第157条第1項の <u>規定に準じて</u> 、発電計画提出者から提出された電力設備の作業停止計画の最終案について、一般送配電事業者たる会員に送付する。	
		3 （略）	
（作業停止計画の共有等） 第162条 本機関は、前条第3項に<u>基づき</u>、承認した広域連系系統等の作業停止計画を一般送配電事業者たる会員に送付する。 2 本機関は、広域連系系統等の作業停止計画について、第157条第3項に準じて、会員その他の関係する電気供給事業者その他作業停止計画提出者と共有する。この際、連系線の運用容量が増加又は減少するときは、その情報も併せて共有する。	（作業停止計画の共有等） 第162条 本機関は、前条第3項に<u>承認した</u>広域連系系統等の作業停止計画を一般送配電事業者たる会員に送付する。 2 本機関は、広域連系系統等の作業停止計画について、第157条第3項に準じて、会員その他の関係する電気供給事業者その他作業停止計画提出者と共有する。この際、連系線の運用容量が増加又は減少するときは、その情報も併せて共有する。	（作業停止計画の共有等）	
		第162条 本機関は、前条第3項の <u>規定により承認した</u> 広域連系系統等の作業停止計画を一般送配電事業者たる会員に送付する。	
		2 本機関は、広域連系系統等の作業停止計画について、第157条第3項の <u>規定に準じて</u> 、会員その他の関係する電気供給事業者その他作業停止計画提出者と共有する。この際、連系線の運用容量が増加又は減少するときは、その情報も併せて共有する。	
		3 （略）	
（作業停止計画の変更） 第166条 （略） 2 本機関は、前項により作業停止変更計画を受け取ったときは、第158条に準じて調整を行い、必要に応じて作業停止変更計画の見直しを求める。 3 本機関は、前項の調整後、第161条第3項に準じて作業停止変更計画を承認し、一般送配電事業者たる会員に送付する。 4 本機関は、広域連系系統等の作業停止変更計画について、第162条第2項に準じて、共有する。	（作業停止計画の変更） 第166条 （略） 2 本機関は、前項の<u>規定により</u>作業停止変更計画を受け取ったときは、第158条の<u>規定に準じて</u>調整を行い、必要に応じて作業停止変更計画の見直しを求める。 3 本機関は、前項の調整後、第161条第3項の<u>規定に準じて</u>作業停止変更計画を承認し、一般送配電事業者たる会員に送付する。 4 本機関は、広域連系系統等の作業停止変更計画について、第162条第2項の<u>規定に準じて</u>、共有する。	（作業停止計画の変更）	
		第166条 （略）	
		2 本機関は、前項の <u>規定により</u> 作業停止変更計画を受け取ったときは、第158条の <u>規定に準じて</u> 調整を行い、必要に応じて作業停止変更計画の見直しを求める。	
		3 本機関は、前項の調整後、第161条第3項の <u>規定に準じて</u> 作業停止変更計画を承認し、一般送配電事業者たる会員に送付する。	
4 本機関は、広域連系系統等の作業停止変更計画について、第162条第2項の <u>規定に準じて</u> 、共有する。			
（作業実施の手続）		（作業実施の手続）	

変 更 前（変更点に <u>下線</u> ）					変 更 後（変更点に <u>下線</u> ）				
第167条（略）					第167条（略）				
別表11－2 作業停止計画調整における各期日					別表11－2 作業停止計画調整における各期日				
業務内容		種別			その他 年間及び月間計画の変更・追加				
		年間計画 （翌年度・翌々年度）	月間計画 （翌月・翌々月）	月間計画 （翌月・翌々月）					
発電設備及び広域連系系統等の作業停止計画の提出（※1）	原案	毎年10月末頃	毎月 1日頃	不定期 (速やかに)					
	調整案	毎年12月末頃	毎月10日頃						
	最終案	毎年 2月中旬	毎月中旬						
広域連系系統等の作業停止計画の共有	原案	一般送配電事業者たる会員からの提出後（速やかに）	一般送配電事業者たる会員からの提出後（速やかに）	不定期 (速やかに)					
	調整案	一般送配電事業者たる会員からの提出後（速やかに）	一般送配電事業者たる会員からの提出後（速やかに）						
	承認・決定計画（※2）	毎年3月1日	毎月20日						
作業停止計画の調整案の調整		毎年1月（必要により2月実施可）	必要に応じて実施						
本機関による作業停止計画の承認（※3）		毎年2月下旬	毎月中旬 （翌月分）	不定期 (速やかに)					
（※1）（略）		（※1）（略）							
（※2）本機関による承認後、一般送配電事業者が決定した計画		（※2）本機関による承認後、一般送配電事業者たる会員が決定した計画							
（※3）（略）		（※3）（略）							
（系統情報の公表）		（系統情報の公表）							
第168条 本機関は、法第28条の40第8号及び系統情報ガイドラインに基づき、広域連系系統の利用に資する情報を公表する。					第168条 本機関は、法第28条の40第1項第8号の規定及び系統情報ガイドラインに基づき、広域連系系統の利用に資する情報を公表する。				
2 前項により公表する情報の項目のほか、国の政策方針又は審議会等における審議の結果を考慮の上、本機関が必要と認める項目及び当該情報の公表時期等は、本機関の理事会において定め、その結果を公表する。					2 前項の規定により公表する情報の項目のほか、国の政策方針又は審議会等における審議の結果を考慮の上、本機関が必要と認める項目及び当該情報の公表時期等は、本機関の理事会において定め、その結果を公表する。				
3（略）					3（略）				
（需要者スイッチング支援）					（需要者スイッチング支援）				
第169条 本機関は、法第28条の40第8号に基づき、需要者に電気を供給する事業者の変更（以下「スイッチング」という。）を円滑に行うため、需要者に関する必要な情報を取得その他のスイッチングの支援のための機能を有した情報処理システム（以下「スイッチング支援システム」という。）を運用し、小売電気事業者たる会員に提供する。また、本機関は、需要抑制契約者の業務を支援する					第169条 本機関は、法第28条の40第1項第8号の規定により、需要者に電気を供給する事業者の変更（以下「スイッチング」という。）を円滑に行うため、需要者に関する必要な情報を取得その他のスイッチングの支援のための機能を有した情報処理システム（以下「スイッチング支援システム」という。）を運用し、小売電気事業者たる会員に提供する。また、本機関は、需要抑制契約者の業務を支援する				

変 更 前（変更点に下線）		変 更 後（変更点に下線）	
ため、スイッチング支援システムの一部を需要抑制契約者に提供する。 2～5（略） （緊急災害対応） 第173条 本機関は、大規模な天災地変その他これに準ずる事由（以下「大規模災害」という。）により、電力設備に重大な被害が発生した場合等の緊急時において、会員が協調して復旧等に取り組むことができるよう、法第28条の40第9号に<u>基づき</u>、必要な対応を行う。 （平常時の対応） 第174条（略） 2（略） 3 本機関は、大規模災害が発生したとき及び次条第2項による態勢の発令が行われたときに、役職員等に対して、直ちにその旨を通知する仕組みを構築する。 4（略） 一～五（略） 六 前各号の<u>他</u>、本機関が必要と認める事項 5～6（略） （災害時連携計画の検討） 第176条の2 本機関は、法第33条の2第3項に<u>基づき</u>、災害時連携計画（法第33条の2第1項に基づき一般送配電事業者たる会員が経済産業大臣に届け出なければならない災害時連携計画をいう。以下同じ。）の検討の業務を行う。 （災害時連携計画の検討等） 第176条の4 本機関は、一般送配電事業者たる会員から災害時連携計画の提出を受けたときは、法第33条の2第3項に<u>基づき</u>、本機関の業務の実施を通じて得られた知見に照らして、検討を行う。この場合、本機関は、必要に応じ、災害時連携計画を提出した一般送配電事業者たる会員に対して、その根拠及び考え方を聴取することができる。 2（略） （災害時連携計画の変更） 第176条の6（略） 2 本機関は、前項により会員から変更した災害時連携計画の変更した事項を受け取ったときは、第176条の4に<u>準じ</u>、検討を行い、意見があるときは当該意見を付して、速やかに、経済産業大臣に送付する。 （新設） （新設） （新設）	ため、スイッチング支援システムの一部を需要抑制契約者に提供する。 2～5（略） （緊急災害対応） 第173条 本機関は、大規模な天災地変その他これに準ずる事由（以下「大規模災害」という。）により、電力設備に重大な被害が発生した場合等の緊急時において、会員が協調して復旧等に取り組むことができるよう、法第28条の40第9号に<u>基づき</u>、必要な対応を行う。 （平常時の対応） 第174条（略） 2（略） 3 本機関は、大規模災害が発生したとき及び次条第2項による態勢の発令が行われたときに、役職員等に対して、直ちにその旨を通知する仕組みを構築する。 4（略） 一～五（略） 六 前各号の<u>他</u>、本機関が必要と認める事項 5～6（略） （災害時連携計画の検討） 第176条の2 本機関は、法第33条の2第3項に<u>基づき</u>、災害時連携計画（法第33条の2第1項に基づき一般送配電事業者たる会員が経済産業大臣に届け出なければならない災害時連携計画をいう。以下同じ。）の検討の業務を行う。 （災害時連携計画の検討等） 第176条の4 本機関は、一般送配電事業者たる会員から災害時連携計画の提出を受けたときは、法第33条の2第3項に<u>基づき</u>、本機関の業務の実施を通じて得られた知見に照らして、検討を行う。この場合、本機関は、必要に応じ、災害時連携計画を提出した一般送配電事業者たる会員に対して、その根拠及び考え方を聴取することができる。 2（略） （災害時連携計画の変更） 第176条の6（略） 2 本機関は、前項により会員から変更した災害時連携計画の変更した事項を受け取ったときは、第176条の4に<u>準じ</u>、検討を行い、意見があるときは当該意見を付して、速やかに、経済産業大臣に送付する。 （新設） （新設） （新設）	を支援するため、スイッチング支援システムの一部を需要抑制契約者に提供する。 2～5（略） （緊急災害対応） 第173条 本機関は、大規模な天災地変その他これに準ずる事由（以下「大規模災害」という。）により、電力設備に重大な被害が発生した場合等の緊急時において、会員が協調して復旧等に取り組むことができるよう、法第28条の40第1項9号の<u>規定により</u>、必要な対応を行う。 （平常時の対応） 第174条（略） 2（略） 3 本機関は、大規模災害が発生したとき及び次条第2項の<u>規定による態勢</u>の発令が行われたときは、役職員等に対して、直ちにその旨を通知する仕組みを構築する。 4（略） 一～五（略） 六 前各号に掲げるものの<u>ほか</u>、本機関が必要と認める事項 5～6（略） （災害時連携計画の検討） 第176条の2 本機関は、法第33条の2第3項の<u>規定により</u>、災害時連携計画（法第33条の2第1項に基づき一般送配電事業者たる会員が経済産業大臣に届け出なければならない災害時連携計画をいう。以下同じ。）の検討の業務を行う。 （災害時連携計画の検討等） 第176条の4 本機関は、一般送配電事業者たる会員から災害時連携計画の提出を受けたときは、法第33条の2第3項の<u>規定により</u>、本機関の業務の実施を通じて得られた知見に照らして、検討を行う。この場合、本機関は、必要に応じ、災害時連携計画を提出した一般送配電事業者たる会員に対して、その根拠及び考え方を聴取することができる。 2（略） （災害時連携計画の変更） 第176条の6（略） 2 本機関は、前項の<u>規定により</u>会員から変更した災害時連携計画の変更した事項を受け取ったときは、第176条の4の<u>規定に準じて</u>検討を行い、意見があるときは当該意見を付して、速やかに、経済産業大臣に送付する。 第3節 災害等復旧費用の相互扶助 （災害等復旧費用の交付業務） 第176条の7 本機関は、法第28条の40第2項の規定により、災害等扶助交付金を交付する業務を行う。 （毎事業年度の災害等扶助拠出金の総額と積立基準額の設定） 第176条の8 本機関は、毎年発生する蓋然性が高い通常規模の災害への対応分に加え、数年に一度発生する大規模な災害に対応するための積立分を考慮して毎事業年度の災害等扶助拠出金の総額を定める。 2 災害等扶助拠出金の過度な積立てを回避するため、災害等扶助拠出金の積立額に基準（以下「積立基準額」という。）を定める。	電力広域的運営推進機関

変更後 (変更点の下線)	変更前 (変更点の下線)
3 前2項に規定する災害等扶助拠出金の総額及び積立基準額は、原則として5年ごとに見直す。ただし、大幅な積立不足が生じる場合など、見直しを行う必要が生じた場合には、この限りでない。 (災害等扶助拠出金の積立) 第176条の9 本機関は、災害等扶助交付金の交付に充てため、毎年度、災害等扶助拠出金を積み立てる。 2 前項の規定にかかわらず、前年度末の積立残高の金額が積立基準額を超える場合には、当該年度において、本機関は一般送配電事業者たる会員に対して災害等扶助拠出金の拠出を求めない。 (災害等扶助交付金の交付対象者) 第176条の10 災害等扶助交付金の交付対象者は、一般送配電事業者及び送電事業者たる会員とする。 (災害等扶助交付金の交付対象災害等) 第176条の11 本機関は、災害等扶助交付金の交付対象となる災害その他の事由の具体的な基準について、第176条の15に規定する運用要領に定める。 (災害等扶助交付金の交付対象費用) 第176条の12 災害等扶助交付金は、停電を早期に解消するための仮復旧等に係る費用を交付対象費用とする。 2 本機関は、前項の災害等扶助交付金の交付対象費用の具体的な項目について、第176条の15に規定する運用要領に定める。 (災害等扶助交付金の金額の決定) 第176条の13 本機関は、交付対象者より災害等扶助交付金の申請があった場合には、第176条の15に規定する運用要領で定める基準により申請内容を精査する。 2 本機関は、前項の精査を踏まえ、交付対象費用と認められる金額から、交付対象者による1割の自己負担分を控除して災害等扶助交付金の金額を決定し、当該申請をした交付対象者に通知する。 (災害等扶助交付金の交付) 第176条の14 本機関は、前条第2項の規定により通知した金額を当該申請をした交付対象者に交付する。 2 前項の規定にかかわらず、本機関は、ある事業年度に交付する災害等扶助交付金の金額が災害等扶助拠出金の積立残高を超える場合には、当該超える金額は、翌事業年度以降に納付される災害等扶助拠出金をもって、翌事業年度以降に交付対象者に交付する。 (災害等復旧費用の相互扶助に関する運用要領の策定) 第176条の15 本機関は、災害等扶助交付金の交付対象となる災害その他の事由の具体的な基準、交付対象費用の具体的な項目及び災害等復旧費用の相互扶助の運用に関する手続、提出資料その他の業務を円滑に行うために必要となる事項を定めた運用要領を策定し、本機関のウェブサイトへの掲載等の方法によって公表する。	(新設) 第177条 本機関は、法第28条の40第3号に基づき、送配電等業務指針を策定し、経済産業大臣の認可を受ける。 2 本機関が、送配電等業務指針を変更しようとするときは、法第28条の46第1項の規定により、経済産業大臣の認可を受ける。ただし、同項に規定する経済産業省令で定める軽微な事項に係るものに該当する変更については、同条第4項に基づき、経済産業大臣へ届出を行う。
(新設) 第177条 本機関は、法第28条の40第3号に基づき、送配電等業務指針を策定し、経済産業大臣の認可を受ける。 2 本機関が、送配電等業務指針を変更しようとするときは、法第28条の46第1項の規定により、経済産業大臣の認可を受ける。ただし、同項に規定する経済産業省令で定める軽微な事項に係るものに該当する変更については、同条第4項に基づき、経済産業大臣へ届出を行う。	(新設) 第177条 本機関は、法第28条の40第3号に基づき、送配電等業務指針を策定し、経済産業大臣の認可を受ける。 2 本機関が、送配電等業務指針を変更しようとするときは、法第28条の46第1項の規定により、経済産業大臣の認可を受ける。ただし、同項に規定する経済産業省令で定める軽微な事項に係るものに該当する変更については、同条第4項に基づき、経済産業大臣へ届出を行う。

変 更 前（変更点に下線）		変 更 後（変更点に下線）	
3	本機関は、前各項により送配電等業務指針を策定し、又は変更したときは、これを速やかに公表する。	3	本機関は、前各項の規定により送配電等業務指針を策定し、又は変更したときは、これを速やかに公表する。
(指導・勧告の実施) 第179条 本機関は、電気供給事業者が次の各号に掲げるいずれかに該当するときは、法第28条の40第6号に基づき、当該電気供給事業者に対する指導又は勧告を行う。 一～三 (略) 四 第126条から第130条までの規定に基づく運用容量又はマージンの設定において、一般送配電事業者又は送電事業者たる会員が、正当な理由なく、協議又は必要なデータの提出に応じないとき		(指導・勧告の実施) 第179条 本機関は、電気供給事業者が次の各号に掲げるいずれかに該当するときは、法第28条の40第1項第6号の規定により、当該電気供給事業者に対する指導又は勧告を行う。 一～三 (略) 四 第126条から第130条までの規定による運用容量又はマージンの設定において、一般送配電事業者又は送電事業者たる会員が、正当な理由なく、協議又は必要なデータの提出に応じないとき	
五 (略)		五 (略)	
六 第5章第1節の容量市場の運営業務において、電気供給事業者が第32条の41に規定するペナルティに従わないとき		六 第5章第1節の容量市場の運営業務において、電気供給事業者が第32条の41の規定によるペナルティに従わないとき	
七 本規程に基づく要請又は調整に正当な理由なく応じないとき		七 本規程に定める要請又は調整に正当な理由なく応じないとき	
八 (略)		八 (略)	
九 前各号の他、理事会が必要と認めるとき		九 前各号に掲げるもののほか、理事会が必要と認めるとき	
2 (略)		2 (略)	
(出力抑制時の検証) 第180条 (略) 2 本機関は、前項の資料に基づき、一般送配電事業者の出力抑制が法令及び送配電等業務指針に照らして、適切であったか否かを確認及び検証し、その結果を公表する。		(出力抑制時の検証) 第180条 (略) 2 本機関は、前項の資料に基づき、一般送配電事業者たる会員の出力抑制が法令及び送配電等業務指針に照らして、適切であったか否かを確認及び検証し、その結果を公表する。	
(年次報告書) 第181条 本機関は、本機関の収集した情報（第183条に基づく調査及び研究の結果を含む。）及び会員から提供される情報に分析を加え、次の各号に掲げる事項について、年1回、報告書として取りまとめ、公表する。 一～四 (略) 五 次条に基づく各供給区域の予備力及び調整力の適切な水準等の評価及び検証並びに必要な応じた見直しの内容		(年次報告書) 第181条 本機関は、本機関の収集した情報（第183条に規定する調査及び研究の結果を含む。）及び会員から提供される情報に分析を加え、次の各号に掲げる事項について、年1回、報告書として取りまとめ、公表する。 一～四 (略) 五 次条の規定による各供給区域の予備力及び調整力の適切な水準等の評価及び検証並びに必要な応じた見直しの内容	
(苦情及び相談対応) 第184条 本機関は、法第28条の40第7号に基づき、電気供給事業者から、送配電等業務に関する苦情の申出を受けたときは、必要な対応を速やかに行う。 2 本機関は、法第28条の40第8号に基づき、電気供給事業者から、送配電等業務に関する相談を受けたときは、当該電気供給事業者への回答を含む必要な対応を速やかに行う。 3 本機関は、電気供給事業者等から、本機関の業務に関する苦情又は相談を受けたときは、前各項に準じて取り扱う。 4・5 (略)		(苦情及び相談対応) 第184条 本機関は、法第28条の40第1項第7号の規定により、電気供給事業者から、送配電等業務に関する苦情の申出を受けたときは、必要な対応を速やかに行う。 2 本機関は、法第28条の40第1項第8号の規定により、電気供給事業者から、送配電等業務に関する相談を受けたときは、当該電気供給事業者への回答を含む必要な対応を速やかに行う。 3 本機関は、電気供給事業者等から、本機関の業務に関する苦情又は相談を受けたときは、前各項の規定に準じて取り扱う。 4・5 (略)	
(紛争解決) 第186条 本機関は、法第28条の40第7号に基づき、送配電等業務に関する電気供給事業者間の紛争を解決するため、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号）に基づき、和解の仲介（あっせん・調停）の業務を行う。		(紛争解決) 第186条 本機関は、法第28条の40第1項第7号の規定により、送配電等業務に関する電気供給事業者間の紛争を解決するため、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号）に基づき、和解の仲介（あっせん・調停）の業務を行う。	
満期又は期限の暫定的な変更		(時期又は期限の暫定的な変更)	

変 更 前（変更点に下線）		変 更 後（変更点に下線）	
第189条（略） 2 本機関は、前項により時期又は期限を変更したときは、当該変更した事実及びその理由を報告する。	第189条（略） 2 本機関は、前項の規定により時期又は期限を変更したときは、当該変更した事実及びその理由を総会に報告する。	第189条（略） 2 本機関は、前項の規定により時期又は期限を変更したときは、当該変更した事実及びその理由を総会に報告する。	
		（報告又は資料の提出） 第190条 本規程において、本機関が会員に対して報告又は資料の提出を求める場合には、本規程でのを除き、法第28条の42に基づくものとする。	
第190条の2（略） 2 本機関は、前項により提出を受けたインバランスの量を、原則として算定期間の翌々月の第5営業日まで、全国のインバランス量として集計し、当該集計結果を卸電力取引所に通知する。	（全国のインバランス集計） 第190条の2（略） 2 本機関は、前項の規定により提出を受けたインバランスの量を、原則として算定期間の翌々月の第5営業日まで、全国のインバランス量として集計し、当該集計結果を卸電力取引所に通知する。	（全国のインバランス集計） 第190条の2（略） 2 本機関は、前項の規定により提出を受けたインバランスの量を、原則として算定期間の翌々月の第5営業日まで、全国のインバランス量として集計し、当該集計結果を卸電力取引所に通知する。	
		附則（平成27年4月28日） （計画書等の受付開始） 第4条 本機関は、本規程第67条の2に基づく計画書等の受付を、本規程の認可を受けた日の翌日から開始する。	
第134条第3項は、広域系統整備委員会の検討を踏まえた広域系統整備計画に基づき連系統線の空容量が増加する場合に限り適用するものとする。	附則（平成28年7月11日） （連系統希望計画の提出を希望する者の募集） 第3条 第134条第3項は、広域系統整備委員会の検討を踏まえた広域系統整備計画に基づき連系統線の空容量が増加する場合に限り適用するものとする。	附則（平成28年7月11日） （連系統希望計画の提出を希望する者の募集） 第3条 第134条第3項の規定は、広域系統整備委員会の検討を踏まえた広域系統整備計画に基づき連系統線の空容量が増加する場合に限り適用するものとする。	
		附則（平成28年4月1日） （リプレー스案件系統連系募集プロセスの適用） 第2条 本規程の第7章第4節は、費用負担ガイドラインの公表日（平成27年11月6日）以降に発電設備等の廃止に係る供給計画の届出を行った案件について、適用する。	
第107条、第126条、第123条の2、第125条、第128条から第130条まで、第133条から第153条（第3項を除く。）まで、第160条、第168条及び第179条（第1項第1号から第3号まで、第5号から第8号まで及び第2項を除く。）並びに附則第3条から第9条までの規定は、本機関の理事会の議決により定めた平成30年4月1日から1年以内の日（ただし、経済産業大臣の認可を受けた日以降の日に限る。）から施行する。	附則（平成29年9月6日） （施行期日） 第1条（略） 2 前項にかかわらず、第2条（第2項第38号を除く。）、第17条、第107条（第1項本文、同項第3号及び第4号を除く。）、第123条の2、第126条、第125条、第128条から第130条まで、第133条から第153条（第3項を除く。）、第160条、第168条及び第179条（第1項第1号から第3号まで、第5号から第8号まで及び第2項を除く。）並びに附則第3条から第9条までの規定は、本機関の理事会の議決により定めた平成30年4月1日から1年以内の日（ただし、経済産業大臣の認可を受けた日以降の日に限る。）から施行する。	附則（平成29年9月6日） （施行期日） 第1条（略） 2 前項の規定にかかわらず、第2条（第2項第38号を除く。）、第17条、第107条（第1項本文、同項第3号及び第4号を除く。）、第123条の2、第126条、第125条、第128条から第130条まで、第133条から第153条（第3項を除く。）、第160条、第168条及び第179条（第1項第1号から第3号まで、第5号から第8号まで及び第2項を除く。）並びに附則第3条から第9条までの規定は、本機関の理事会の議決により定めた平成30年4月1日から1年以内の日（ただし、経済産業大臣の認可を受けた日以降の日に限る。）から施行する。	
		3（略） （経過措置計画の承継） 第6条（略） 2 本機関は、前項に基づき供給先事業者に経過措置計画を承継させた場合には、当該経過措置計画の承継が確認できた時点をもって、承継された供給先事業者の経過措置計画の時刻登録を行う。	
第9条（略） （経過措置計画の確認）	第9条（略） （経過措置計画の確認）	（経過措置計画の承継） 第6条（略） 2 本機関は、前項の規定により供給先事業者に経過措置計画を承継させた場合には、当該経過措置計画の承継が確認できた時点をもって、承継された供給先事業者の経過措置計画の時刻登録を行う。	
		第9条（略） （経過措置計画の確認）	

変 更 前（変更点に下線）		変 更 後（変更点に下線）	
一～三（略） 四 本機関は、前各号により、経過措置の利用状況が妥当でないと認める場合には、当該経過措置対象者に対して、将来の経過措置計画又は入札内容を見直すことを求める。 五 本機関は、経過措置対象者に対し、第１７９条第１項に<u>基づく</u>指導又は勧告を行った場合は、卸電力取引所にその旨を通知する。経過措置対象者が当該指導又は勧告に従い、経過措置の利用状況が妥当であると認めた場合も同様とする。 ２（略） 一・二（略） 三 本機関は、前各号により供給先未定発電事業者等の経過措置計画が妥当でないと認める場合又は供給先未定発電事業者等が供給先事業者を確保できなかった場合において、本機関が必要とときは、当該供給先未定発電事業者等に対して、将来の経過措置計画を見直すことを求める。	一～三（略） 四 本機関は、前各号の<u>規定</u>により、経過措置の利用状況が妥当でないと認める場合には、当該経過措置対象者に対して、将来の経過措置計画又は入札内容を見直すことを求める。 五 本機関は、経過措置対象者に対し、第１７９条第１項の<u>規定</u>による指導又は勧告を行った場合は、卸電力取引所にその旨を通知する。経過措置対象者が当該指導又は勧告に従い、経過措置の利用状況が妥当であると認めた場合も同様とする。 ２（略） 一・二（略） 三 本機関は、前各号の<u>規定</u>により供給先未定発電事業者等の経過措置計画が妥当でないと認める場合又は供給先未定発電事業者等が供給先事業者を確保できなかった場合において、本機関が必要と認めるときは、当該供給先未定発電事業者等に対して、将来の経過措置計画を見直すことを求める。	一～三（略） 四 本機関は、前各号の<u>規定</u>により、経過措置の利用状況が妥当でないと認める場合には、当該経過措置対象者に対して、将来の経過措置計画又は入札内容を見直すことを求める。 五 本機関は、経過措置対象者に対し、第１７９条第１項の<u>規定</u>による指導又は勧告を行った場合は、卸電力取引所にその旨を通知する。経過措置対象者が当該指導又は勧告に従い、経過措置の利用状況が妥当であると認めた場合も同様とする。 ２（略） 一・二（略） 三 本機関は、前各号の<u>規定</u>により供給先未定発電事業者等の経過措置計画が妥当でないと認める場合又は供給先未定発電事業者等が供給先事業者を確保できなかった場合において、本機関が必要と認めるときは、当該供給先未定発電事業者等に対して、将来の経過措置計画を見直すことを求める。	一～三（略） 四 本機関は、前各号の<u>規定</u>により、経過措置の利用状況が妥当でないと認める場合には、当該経過措置対象者に対して、将来の経過措置計画又は入札内容を見直すことを求める。 五 本機関は、経過措置対象者に対し、第１７９条第１項の<u>規定</u>による指導又は勧告を行った場合は、卸電力取引所にその旨を通知する。経過措置対象者が当該指導又は勧告に従い、経過措置の利用状況が妥当であると認めた場合も同様とする。 ２（略） 一・二（略） 三 本機関は、前各号の<u>規定</u>により供給先未定発電事業者等の経過措置計画が妥当でないと認める場合又は供給先未定発電事業者等が供給先事業者を確保できなかった場合において、本機関が必要と認めるときは、当該供給先未定発電事業者等に対して、将来の経過措置計画を見直すことを求める。
附則（令和元年７月１日） （施行期日） 第１条（略） ２ 前項にかかわらず、第３２条の２から第３２条の４６、第３５条及び第１７９条並びに附則第３条は、２０１９年７月１日から２０２１年３月３１日の範囲内において本機関の理事会の議決により定める日（ただし、経済産業大臣の認可を受けた日以降の日に限る。）から施行する。	附則（令和元年７月１日） （施行期日） 第１条（略） ２ 前項にかかわらず、第３２条の２から第３２条の４６、第３５条及び第１７９条並びに附則第３条は、２０１９年７月１日から２０２１年３月３１日の範囲内において本機関の理事会の議決により定める日（ただし、経済産業大臣の認可を受けた日以降の日に限る。）から施行する。	附則（令和元年７月１日） （施行期日） 第１条（略） ２ 前項の<u>規定</u>にかかわらず、第３２条の２から第３２条の４６、第３５条及び第１７９条並びに附則第３条の<u>規定</u>は、２０１９年７月１日から２０２１年３月３１日の範囲内において本機関の理事会の議決により定める日（ただし、経済産業大臣の認可を受けた日以降の日に限る。）から施行する。	附則（令和元年７月１日） （施行期日） 第１条（略） ２ 前項の<u>規定</u>にかかわらず、第３２条の２から第３２条の４６、第３５条及び第１７９条並びに附則第３条の<u>規定</u>は、２０１９年７月１日から２０２１年３月３１日の範囲内において本機関の理事会の議決により定める日（ただし、経済産業大臣の認可を受けた日以降の日に限る。）から施行する。
附則（令和２年３月３０日） （特定負担計画の管理） 第２条（略） ２（略） ３ 本機関は、前項に<u>基づき</u>審査を行った結果、受け付けた申請の内容が適切と認められた場合は、値差精算権利を申請者に付与するとともに、その旨を通知する。 ４（略） ５ 本機関は、附則第４条に<u>定めるところ</u>により特定負担計画が特定負担による値差精算の対象となるか否かの判定（以下「特定負担可否判定」という。）を行い、当該判定結果にしたがい特定負担による値差精算の対象を定めるとともに、管理する。 ６（略） （特定負担計画の更新） 第３条（略） ２（略） ３ 本機関は、送配電等業務指針に定める特定負担計画の更新期限までに特定負担更新計画が提出されなかった場合には、前条第４項で登録した値を３０分単位の値に変換して更新する。 （経過措置可否判定及び特定負担可否判定） 第４条 本機関は、経過措置及び特定負担による値差精算の対象日の前々日１５時時点において、経過措置可否判定及び特定負担可否判定（以下「経過措置可否判定等」という。）を行う。ただし、経過措置及び特定負担による値差精算の対象日の前々日１５時以降、<u>前日</u>スポット取引が開始されるまでの間に空容量が変更となった場合には、都度、経過措置可否判定等を行う。 ２（略）	附則（令和２年３月３０日） （特定負担計画の管理） 第２条（略） ２（略） ３ 本機関は、前項に<u>基づき</u>審査を行った結果、受け付けた申請の内容が適切と認められた場合は、値差精算権利を申請者に付与するとともに、その旨を通知する。 ４（略） ５ 本機関は、附則第４条に<u>定めるところ</u>により特定負担計画が特定負担による値差精算の対象となるか否かの判定（以下「特定負担可否判定」という。）を行い、当該判定結果にしたがい特定負担による値差精算の対象を定めるとともに、管理する。 ６（略） （特定負担計画の更新） 第３条（略） ２（略） ３ 本機関は、送配電等業務指針に定める特定負担計画の更新期限までに特定負担更新計画が提出されなかった場合には、前条第４項で登録した値を３０分単位の値に変換して更新する。 （経過措置可否判定及び特定負担可否判定） 第４条 本機関は、経過措置及び特定負担による値差精算の対象日の前々日１５時時点において、経過措置可否判定及び特定負担可否判定（以下「経過措置可否判定等」という。）を行う。ただし、経過措置及び特定負担による値差精算の対象日の前々日１５時以降、<u>前日</u>スポット取引が開始されるまでの間に空容量が変更となった場合には、都度、経過措置可否判定等を行う。 ２（略）	附則（令和２年３月３０日） （特定負担計画の管理） 第２条（略） ２（略） ３ 本機関は、前項の<u>規定</u>により審査を行った結果、受け付けた申請の内容が適切と認められた場合は、値差精算権利を申請者に付与するとともに、その旨を通知する。 ４（略） ５ 本機関は、附則第４条の<u>規定</u>により特定負担計画が特定負担による値差精算の対象となるか否かの判定（以下「特定負担可否判定」という。）を行い、当該判定結果にしたがい特定負担による値差精算の対象を定めるとともに、管理する。 ６（略） （特定負担計画の更新） 第３条（略） ２（略） ３ 本機関は、送配電等業務指針に定める特定負担計画の更新期限までに特定負担更新計画が提出されなかった場合には、前条第４項の<u>規定</u>により登録した値を３０分単位の値に変換して更新する。 （経過措置可否判定及び特定負担可否判定） 第４条 本機関は、経過措置及び特定負担による値差精算の対象日の前々日１５時時点において、経過措置可否判定及び特定負担可否判定（以下「経過措置可否判定等」という。）を行う。ただし、経過措置及び特定負担による値差精算の対象日の前々日１５時以降、<u>翌日</u>取引が開始されるまでの間に空容量が変更となった場合には、都度、経過措置可否判定等を行う。 ２（略）	附則（令和２年３月３０日） （特定負担計画の管理） 第２条（略） ２（略） ３ 本機関は、前項の<u>規定</u>により審査を行った結果、受け付けた申請の内容が適切と認められた場合は、値差精算権利を申請者に付与するとともに、その旨を通知する。 ４（略） ５ 本機関は、附則第４条の<u>規定</u>により特定負担計画が特定負担による値差精算の対象となるか否かの判定（以下「特定負担可否判定」という。）を行い、当該判定結果にしたがい特定負担による値差精算の対象を定めるとともに、管理する。 ６（略） （特定負担計画の更新） 第３条（略） ２（略） ３ 本機関は、送配電等業務指針に定める特定負担計画の更新期限までに特定負担更新計画が提出されなかった場合には、前条第４項の<u>規定</u>により登録した値を３０分単位の値に変換して更新する。 （経過措置可否判定及び特定負担可否判定） 第４条 本機関は、経過措置及び特定負担による値差精算の対象日の前々日１５時時点において、経過措置可否判定及び特定負担可否判定（以下「経過措置可否判定等」という。）を行う。ただし、経過措置及び特定負担による値差精算の対象日の前々日１５時以降、<u>翌日</u>取引が開始されるまでの間に空容量が変更となった場合には、都度、経過措置可否判定等を行う。 ２（略）

変 更 前（変更点に下線）		変 更 後（変更点に下線）	
3 本機関は、経過措置可否判定等において、次の各号のいずれかの判定結果の場合に応じて、当該それぞれ各号に定めるものを経過措置及び特定負担による値差精算の対象として定める。ただし、各連系線に係る第2号において減少した経過措置計画の値と特定負担計画の値の合計値が当該各連系線の空容量の値から前項において通知を受けた減少後の間接送電権発行量の値を超過する場合は、当該特定負担計画の値を減少し、当該減少後の値に更新した特定負担計画による値差精算の対象として定める。 一・二 （略） （減少処理） 第5条 （略） 2 本機関は、前条第3項ただし書きの場合には、当該各連系線に係る経過措置計画の値と特定負担計画の値の合計値が当該各連系線の空容量の値まで特定負担計画の値を減少する。 3～5 （略） （特定負担計画の確認） 第6条 （略） 一～三 （略） 四 本機関は、前各号により、特定負担による値差精算の利用状況が妥当でないとする場合には、当該特定負担計画対象者に対して、将来の特定負担計画又は入札内容を見直すことを求める。 五 本機関は、特定負担による値差精算の利用状況が妥当でないことを理由に特定負担計画対象者に対し、第179条第1項に基づく指導又は勧告を行った場合は、卸電力取引所にその旨を通知する。特定負担計画対象者が当該指導又は勧告に従い、特定負担計画対象者が適切な対応を行った場合も同様とする。 （経過措置対象電源に関する容量確保契約金額の算出） 第7条 （略） 一 送配電等業務指針第15条の4第1項第1号アからエまでのいずれかに該当する期待容量が1,000キロワット以上の電源 二 （略） 2 （略） 附則（令和2年7月8日） （施行期日） 第1条 （略） 2 前項にかかわらず、第72条、第74条の2、第75条から第89条まで、第94条、第96条、第97条及び附則（平成27年4月28日）第3条の規定は、令和2年10月1日、経済産業大臣の認可を受けた日又は全ての一般送配電事業者による電源接続案件一括検討プロセスの導入に関する託送供給等約款の変更の効力が生じた日のいずれか遅い日から施行する。 第1項にかかわらず、第2条、第107条、第133条の3の規定は、令和3年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。 （新設）	3 本機関は、経過措置可否判定等において、次の各号のいずれかの判定結果の場合に応じて、当該それぞれ各号に定めるものを経過措置及び特定負担による値差精算の対象として定める。ただし、各連系線に係る第2号において減少した経過措置計画の値と特定負担計画の値の合計値が当該各連系線の空容量の値から前項において通知を受けた減少後の間接送電権発行量の値を超過する場合は、当該特定負担計画の値を減少し、当該減少後の値に更新した特定負担計画による値差精算の対象として定める。 一・二 （略） （減少処理） 第5条 （略） 2 本機関は、前条第3項ただし書きの場合には、当該各連系線に係る経過措置計画の値と特定負担計画の値の合計値が当該各連系線の空容量の値まで特定負担計画の値を減少する。 3～5 （略） （特定負担計画の確認） 第6条 （略） 一～三 （略） 四 本機関は、前各号により、特定負担による値差精算の利用状況が妥当でないとする場合には、当該特定負担計画対象者に対して、将来の特定負担計画又は入札内容を見直すことを求める。 五 本機関は、特定負担による値差精算の利用状況が妥当でないことを理由に特定負担計画対象者に対し、第179条第1項に基づく指導又は勧告を行った場合は、卸電力取引所にその旨を通知する。特定負担計画対象者が当該指導又は勧告に従い、特定負担計画対象者が適切な対応を行った場合も同様とする。 （経過措置対象電源に関する容量確保契約金額の算出） 第7条 （略） 一 送配電等業務指針第15条の4第1項第1号アからエのいずれかに該当する期待容量が1,000キロワット以上の電源 二 （略） 2 （略） 附則（令和2年7月8日） （施行期日） 第1条 （略） 2 前項にかかわらず、第72条、第74条の2、第75条から第89条まで、第94条、第96条、第97条及び附則（平成27年4月28日）第3条の規定は、令和2年10月1日、経済産業大臣の認可を受けた日又は全ての一般送配電事業者による電源接続案件一括検討プロセスの導入に関する託送供給等約款の変更の効力が生じた日のいずれか遅い日から施行する。 第1項にかかわらず、第2条、第107条、第133条の3の規定は、令和3年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。 （新設）	3 本機関は、経過措置可否判定等において、次の各号のいずれかの判定結果の場合に応じて、当該それぞれ各号に定めるものを経過措置及び特定負担による値差精算の対象として定める。ただし、各連系線に係る第2号の規定により減少した経過措置計画の値と特定負担計画の値の合計値が当該各連系線の空容量の値から前項の規定により通知を受けた減少後の間接送電権発行量の値を減じた値を超過する場合は、当該特定負担計画の値を減少し、当該減少後の値に更新した特定負担計画を特定負担による値差精算の対象として定める。 一・二 （略） （減少処理） 第5条 （略） 2 本機関は、前条第3項ただし書の場合には、当該各連系線に係る経過措置計画の値と特定負担計画の値の合計値が当該各連系線の空容量の値まで特定負担計画の値を減少する。 3～5 （略） （特定負担計画の確認） 第6条 （略） 一～三 （略） 四 本機関は、前各号の規定により、特定負担による値差精算の利用状況が妥当でないとする場合には、当該特定負担計画対象者に対して、将来の特定負担計画又は入札内容を見直すことを求める。 五 本機関は、特定負担による値差精算の利用状況が妥当でないことを理由に特定負担計画対象者に対し、第179条第1項の規定による指導又は勧告を行った場合は、卸電力取引所にその旨を通知する。特定負担計画対象者が当該指導又は勧告に従い、特定負担計画対象者が適切な対応を行ったと認めたと認めた場合も同様とする。 （経過措置対象電源に関する容量確保契約金額の算出） 第7条 （略） 一 送配電等業務指針第15条の4第1項第1号アからエまでのいずれかに該当する期待容量が1,000キロワット以上の電源 二 （略） 2 （略） 附則（令和2年7月8日） （施行期日） 第1条 （略） 2 前項の規定にかかわらず、第72条、第74条の2、第75条から第89条まで、第94条、第96条、第97条及び附則（平成27年4月28日）第3条の規定は、令和2年10月1日、経済産業大臣の認可を受けた日又は全ての一般送配電事業者による電源接続案件一括検討プロセスの導入に関する託送供給等約款の変更の効力が生じた日のいずれか遅い日から施行する。 第1項の規定にかかわらず、第2条、第107条及び第133条の3の規定は、令和3年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。 附則（令和 年 月 日） （施行期日）	

変更前（変更点の下線）	変更後（変更点の下線）
	<u>第1条</u> 本規程は、経済産業大臣の認可を受けた日から施行する。 （強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律に係る業務に関する準備行為） <u>第2条</u> 本機関は、強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和2年法律第49号）の施行の日（令和4年4月1日）前にあって、同法第3条の規定による改正後の再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）の規定により本機関が行う業務に必要な役職員の確保、業務設計、システム開発その他の準備行為を行うものとする。 （リプレイス案件系統連系募集プロセスに関する経過措置） <u>第3条</u> この業務規程の施行の際現にリプレイス該当性判断を行っている案件については、既にリプレイスに該当するか否かを判断した案件を除き、当該案件をリプレイス発電設備等の所在する供給区域の一般送配電事業者たる会員に通知する。 <u>2</u> この業務規程の施行の際現にリプレイス案件系統募集プロセスを開始している案件については、改正後の業務規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。 （災害等扶助拠出金の算定） <u>第4条</u> 第176条の8第1項に規定する災害等扶助拠出金の総額及び積立基準額は、令和7年度までの間、国から通知を受けた額を踏まえ算定する。

電力広域的運営推進機関 2021年度事業計画（案）

本機関は、「電気事業法」（以下「法」という。）第28条の4に規定する広域的運営推進機関として、電気事業の広域的運営を通じて、全国規模での電力安定供給の確保と送配電設備の効率的利用を推進するため次の業務を行う。

1. 再生可能エネルギーの主力電源化及び電力レジリエンス強化に資する次世代型ネットワークへの転換

5～10年後の再生可能エネルギーの主力電源化及び電力レジリエンス強化に資する次世代型ネットワークへの転換、そして2050年カーボンニュートラルの実現に向け、本機関では以下の3点の取組を実施する。

- ・ 再生可能エネルギーが主力電源となっている社会の実現のため、系統設備形成、系統利用のあり方を確立する。
- ・ 再生可能エネルギーが主力電源となり電源構成が変化する中においても、過剰な設備を持たず、停電リスク抑制の観点から安定供給が脅かされないように適切に需給バランスを評価できる仕組みを整える。
- ・ 中長期的な社会構造の変化等を見据えた需要想定を行う。

1-1. 供給計画の取りまとめ、検討及び経済産業大臣への送付（法第28条の40第1項第4号）/入札の実施その他の方法により発電用の電気工作物を維持し、及び運用する者を募集する業務その他の発電用の電気工作物の設置を促進するための業務（法第28条の40第1項第5号）/送配電等業務に関する情報提供及び連絡調整（法第28条の40第1項第8号）

（1）供給計画を通じた次世代型ネットワーク構築のための設備形成

今後の電源構成の変化も見据えた、新たな供給信頼度評価を深化させる。また、各事業者からの供給計画を通して国内の需給バランスを評価するとともに、電源・送電線の開発・休廃止等の適切性を確認し、供給力改善に向けた調整や電源入札の要否を含めた検討を行い、国において適切に対処すべき事項については、安定供給の観点から意見等を付して経済産業大臣に送付する。マスタープランにおける定期評価を通して、将来の電源ポテンシャルにかかる情報を収集し、次世代型ネットワークへの転換を見据えた設備形成につなげる。

（2）需要想定に関する業務、並びに夏季及び冬季の電力需給検証

需要想定は、需給バランス評価や調整力公募、容量市場等の起点となる情報であり、その確度、説明性、透明性が不可欠であるため、電力需要や経済関連の各種データ分析、ヒアリング・文献調査等により、需要想定を改善を継続し

て行う。新型コロナウイルスの世界的流行による中長期的な経済・社会構造の変化を踏まえ、電力需要への影響を分析・評価し、今後の需要想定に織り込む。また、電源入札の検討開始要否や国の節電要請の判断に資する需給検証において、需給バランスの評価方法として2021年度中に確率論的アプローチの適用可否を検討し、判断する。

(3) 次世代型ネットワーク整備のグランドデザイン

①マスタープラン

国における中長期的なエネルギー政策と整合し、かつ国民負担を抑制していく観点から、費用便益評価に基づく系統の増強判断に係る仕組みの検討と整理を行う。その上で、広域連系系統のあるべき姿の提示及びその実現に向けた取組の方向性、さらに今後増強が必要となる具体的な系統の長期展望も含めた広域系統長期方針を策定する。

②系統利用に関するルール

発電コストの最小化と再生可能エネルギーの有効活用を可能とする仕組みを整備するため、既存の系統設備を有効活用し、速やかに再生可能エネルギー等の新規電源の接続が可能となるように、ノンファーム型接続の導入に必要な課題を整理し、関連するルール整備を行う。加えて、コネクト&マネージの推進やN-1電制に係る費用精算の詳細検討、ガイドライン作成及び規程類の改定を行う。

③広域系統整備計画

現行の広域的取引の環境整備に関する検討開始要件のほか、マスタープランにおける費用便益評価を用いた広域連系系統の定期評価を踏まえた具体的な増強計画を広域系統整備計画として策定する。また、事業実施主体が作成する実施案について、系統の安定性やコストについて評価・確認し、計画の信頼性を向上させる。現在進行中の広域系統整備計画(北本連系設備(新々北本)、東北東京間連系線及び東京中部間連系線の広域系統整備計画)について、国民負担抑制を念頭に、定期的な工事進捗状況の確認やコスト検証を行う。

④マスタープランを支える仕組み

老朽化が進む電力流通設備については、必要な設備更新が適切に行われるような仕組みを構築するため、リスク評価等による標準的な手法を定めたガイドライン作成を行う。また、マスタープランにおける系統の増強要否を定期的に評価する仕組みを構築する。

(4) 効率的なアクセス業務

再生可能エネルギー電源等のポテンシャルを考慮し「プッシュ型」による計画的な設備形成を行うために、一括検討プロセスを開始したことに伴い、洋上風力の公募プロセスとの連動も踏まえ、当該検討プロセスの課題を把握し改善

を行う。

また、事業者の適切な事業性判断の一助となるよう、本機関が受付したアクセス検討案件については、所定の規程・指針に則り、一般送配電事業者が作成した回答案に対して適切な妥当性評価を行った上で事業者に回答しており、引き続き回答内容の客観性を維持するとともに、接続検討の品質についても継続して確認し、事業者の連系対応への信頼性を向上させる。

加えて、系統アクセス業務の検討が適切に行われているかを評価・確認するため、2020年4月にアクセス検討回答内容を本機関が把握できる体制を整えたことから、本機関受付以外のアクセス検討案件についても、本機関が客観的視点で一般送配電事業者が適切に検討しているかを検証する分析方法を確立する。

(5) グリッドコードの検討

自然変動再生可能エネルギーの導入拡大に伴い、自然変動再生可能エネルギーの制御機能や柔軟性を有する火力発電の重要性が高まっている。また、災害の多い日本においては、コスト等も考慮しつつ、分散性も高く、災害への耐性が強い再生可能エネルギーの導入を含め、系統全体のレジリエンスを強化していくことで、低炭素社会の実現と、停電リスクの低減を実現する。

こうした状況を踏まえ、再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会や電力レジリエンスワーキンググループにおいて、グリッドコードの整備に向けた検討を進めることとされたところ。再生可能エネルギーの大量導入を見据えた適切なグリッドコードの整備は、系統の安定化をもたらすのみならず、再生可能エネルギー主力電源化に向けて再生可能エネルギー発電量の増加を可能とするものである。そこで、当面は2030年度エネルギーミックスの実現に向けて、「短期的（2023年4月適用想定）に要件化が必要な技術要件」を検討することを目標とし、2021年度においては以下の取組を実施する。

再生可能エネルギー大量導入に向けて、再生可能エネルギー出力制御の合理化と電力の安定供給を両立するため、費用対効果、公平性等を考慮しつつ、周波数・電圧調整力、系統事故・擾乱時の対応能力を確保する等の解決策を講じるため、短期的（2023年4月適用想定）に要件化が必要な技術要件を中心に、グリッドコードの検討を進める。

1－2．送配電等業務に関する情報提供及び連絡調整（法第28条の40第1項第8号）

(1) 地域間連系線の管理

2024年に一次調整力を含めて広域需給調整の環境整備が完了することを

踏まえて、２０２３年までに必要なシステム開発を完了させるとともに、広域需給調整の妥当性を評価するための仕組みの整備を完了させるため、２０２１年度においては以下の取組を実施する。

- ・ ２０２２年度に需給調整市場で商品追加される三次調整力①に対応した広域機関システムの改修を２０２１年度中に行う。
- ・ 広域需給調整システムが２０２１年度から全エリアで展開されることを受けて、広域需給調整が適切に行われているか確認するために連系線潮流量を評価する。

また、２０２２年にインバランス料金の仕組みが変更されることから、インバランス料金算定の根拠となる広域予備率の算定やその妥当性の評価を行うとともに、ゲートクローズ毎に広域予備率を公表する仕組みの整備を２０２１年度中に完了させるため、２０２１年度においては以下の取組を実施する。

- ・ 広域予備率を算定するために各エリアの供給力想定に連系線を介した供給力の把握が必要となることから、２０２１年度中に連系線想定潮流の算定方法の見直し及びその演算ツール整備を行う。
- ・ 広域予備率管理下における追加供給力対策に移行する際の、広域予備率の数値基準の見直し要否の分析や現行の需給ひっ迫融通指示を判断している予備率との相関等に係る実績評価を実施する。
- ・ インバランス料金制度が２０２２年度から開始されることから、広域予備率のタイムリーな情報公表を行うための広域機関システムの改修を２０２１年度中に行う。

その他、以下の業務を実施する。

- ・ 経過措置計画等の管理、承認電源等の申請の受付・審査
広域メリットオーダーを実現するための連系線利用ルール見直し（間接オークション導入）に伴う、承認電源等の新規及び変更申請を受付、定期審査を行う。同様に２０２５年度までの暫定措置として導入が決定した経過措置計画について、銘柄廃止などの受付、管理業務並びに制度趣旨に沿った入札行動等を行っているかを定期的に監視し、不適切行動を見つけた場合は是正を促す。
- ・ 連系線の運用容量及びマージンの算出・公表
社会基盤である電力インフラを系統利用者が最大限利用できるよう、供給信頼度を確保した上で運用できる連系線の限度値及び異常時等の電気の受給や広域的な調整力調達のために必要なマージンの値を算出し、公表する。
連系線の運用容量設定等にあたっては、系統の安定性等を評価・確認することから、信頼性の高い管理に寄与するために、系統解析ツールに

よる潮流等の解析を通じて、業務品質の向上を図る。

(2) 作業停止計画の調整

送配電網の強靱化のため既存設備の計画的な更新が進むことから、流通設備・電源設備の保守との両立が必要となる中、事業者間の利害調整を促すことで全体最適な作業停止調整を実現する。

具体的には、年間計画・月間計画・計画外・緊急時における、広域連系系統等の停止に関する計画を取りまとめ、連系線の運用容量に影響を与える電力設備の作業停止計画について調整を行い、作業停止計画を適切な時期に公表する。

他方、2024年度から開始される容量市場の実需給2年前の容量停止計画による調整が2022年度から開始されることから、2021年度中に容量停止計画と作業停止計画を整合させるための作業停止計画調整マニュアルや作業停止計画記載要領の見直しを行う。

さらに、系統混雑を前提とした系統利用のあり方の議論など、他の制度変更や環境変化を見据えて、具体的な対応を検討する。

(3) 調整力及び必要予備力のあり方の検討

日々の安定供給は、一般送配電事業者による適正な供給予備力の確保、周波数制御のための調整力の確保、連系線のマージン運用等によって維持されている。それらの必要量は現在の電源運用状況等のデータ分析により算定し、足下では調整力公募の枠組みで、今後は容量市場や需給調整市場の枠組みにより調達され、電気料金の抑制と停電リスクの低減を両立している。

また、再生可能エネルギー主力電源化に向けては、必要となる供給予備力及び調整力(周波数調整力、慣性力、同期化力、電圧調整力等)について、電力需給の実績データから将来の電力需給状況を想定して適切な対応策及び必要量を算定し、その調達方法及び環境整備方策を策定する。そして、再生可能エネルギーの主力電源化に向けて、低炭素社会の実現と安定供給の両立につなげていく。本機関は、上記に示したようなこれまでの活動に加え、各種の状況変化を踏まえて検討する必要から、2021年度においては以下の取組を実施する。

- ・ 需給バランス調整及び周波数制御に必要な調整力のあり方、及び供給信頼度維持のための必要な予備力のあり方について、容量市場・需給調整市場の導入等の状況変化を踏まえた検討を進める。なお、需給バランス調整及び周波数制御に必要な調整力のあり方については、一般送配電事業者による2022年度向け調整力公募スケジュールを踏まえ、2021年上期を目途に検討を進める。供給信頼度維持のための必要な予備力のあり方については、2022年度供給計画や2026年度向け容量市場オークションを踏まえ、2022年度末を目途に、必要により検討を進める。
- ・ 再生可能エネルギー主力電源化に向け、電源の運用状況等のデータの分析、

調整力の必要量・調達方法、必要予備力・供給信頼度の評価方法、及び算定ツールの整備等を通じて調整力及び必要予備力のあり方の検討を行う。

再生可能エネルギー主力電源化に向けた一次検討については、2021年度上期を目途に検討を進める。

(4) 需給調整市場

再生可能エネルギーが主力電源を担うなか、一般送配電事業者が日々の安定供給及び電力品質を維持することで、電気を売買する事業者の安定した事業運営とともに、消費者が安心して電気を使用できる環境を実現する。そのために必要となる調整力の調達・運用について、広域化等による需給調整の効率化や、市場メカニズムの採用による透明性の向上、またDR（デマンドレスポンス）事業者や新電力等の新規事業者をも含めた調整力確保の仕組みにより、競争環境を構築することで調整力の調達・運用コストの効率化・低減化を実現し、電力システムを利用する全ての事業者や消費者にとってのメリットとする。

本機関は、この調整力を効率的に調達するプラットフォームとなる需給調整市場の開設を目指して、調整力を5つの商品に細分化し、それぞれの詳細制度設計を取りまとめてきたところ。今後は、三次調整力①の市場開設に向けた準備を進めるとともに、残る一次調整力及び二次調整力①・②についても2024年度の市場開設を目指し、必要な詳細制度設計を進めていく。

そこで、2021年度においては、以下の取組を実施する。

- ・ 2022年度に市場開設する三次調整力①に関する準備を完了させる。
- ・ 一次調整力、二次調整力①・②に係る技術的要件や複数商品の同時約定・アセスメント方法等について、蓄電池やDR等の新しいリソースに関する事項も含め、取組の進んでいる海外の事例を参考にしつつ、詳細検討を進める。

(5) 需要者スイッチング支援

消費者が先進的な他業種と同等に円滑に電気を選択できるよう、配電事業制度やシステムのリプレース時期を見据えて、2022年度末を目途に手続とシステムを再構築する。2021年度は、需要者の本人確認方法の見直し等に関するこれまでの意見について、実務者会議を開催して方針を決定する。

(6) 系統情報の公表

国が定める「系統情報の公表の考え方」に基づき、地域間連系線及び全国の電力需給に関する情報等をウェブサイト上で公表する。

(7) 広域機関システムの開発及び維持管理の効率化

本機関は、連系線の新設・増強を最大限活かし、連系線を介した電力取引を含めた広域運用を促進する観点から、2028年度の佐久間周波数変換設備及び東清水周波数変換設備の増強を見据えて、2027年度までに広域機関システムの改修を完了させる。

また、小規模な電源等を集約する特定卸供給事業者（アグリゲーター）等の新形態の事業者が参入する社会への移行を、2030年度頃を目途に完了させるために、本機関は以下の取組を行う。

- ・ 特定卸供給事業者のような新形態の事業者の参入が増加することを踏まえて、広域機関システムの登録手続きや計画提出等の作業が煩雑化する恐れがあるため、これらを簡素化するための機能改良を含めたシステム改修を実施する。
- ・ 今後、多種多様な新形態の事業者の出現や将来的に実施される大きな制度変更に対応できるシステムへの移行を目指して、容量市場等の大きな制度改革が落ち着く2024年度以降に実施する次期システムのリプレイス検討に着手する。

さらに本機関は、広域機関システムが計画値同時同量下における計画提出、系統情報の公表、連系線の管理・監視等の重要な役割を担っていることから、広域機関システムの正常な運用を維持する。

2021年度における広域機関システム開発及び維持管理に係る取組としては以下のとおり。

- ・ 2020年度中に運転開始予定の飛騨信濃周波数変換設備に係る旧来の不要な機能や情報を削除する等により、ミスオペレーションを回避するためのシステム改修を実施する。
- ・ 既存の事業者への機能改良ニーズのアンケートを引き続き実施するとともに、必要に応じて新形態事業者に対応した改良項目を精査した上でシステム改修を行う。
- ・ 次期システムに求められる要件や実現性を検討する上で参考となる他社事例の調査や技術的な調査を行い、開発ロードマップを含めて必要な要件等を確定させる。新形態の事業者に対応できるよう機能改良を含めたシステム改修を行う。
- ・ 広域機関システムに係る保守及び性能維持の管理を行う。
- ・ なお、システム開発においては目的適合性を十分に配慮しつつ、維持管理を含めて、CIO補佐官（システム開発の専門家）によるコスト精査を実施することや、システム開発前に有識者会議等でシステム化範囲等の妥当性についての確認を行うこと等によって効率性向上に向けた取組を行う。

2. 電力の安定供給に向けた中長期的な供給力の確保

電力の安定供給に向けた中長期的な供給力の確保によって、電力取引価格の安定化を実現し、電気事業者の安定した事業運営、電気料金の安定化や中長期

にわたる停電リスクの低減等の消費者メリットを実現する。

2-1. 入札の実施その他の方法により発電用の電気工作物を維持し、及び運用する者を募集する業務その他の発電用の電気工作物の設置を促進するための業務（法第28条の40第1項第5号）

（1） 容量市場の詳細設計及び運営

今後、容量市場の実効初年度となる2024年度に向けて、実効性テストや容量停止調整（2022年度）、必要に応じて行う追加オークション（2023年度）等の準備を行っていく。また、その後も2021年度以降、毎年メインオークションを実施していくため、容量市場の市場管理者として円滑な市場運営を行うとともに、必要な制度詳細検討を進めていく。

そこで、2021年度においては以下の取組を実施する。

- ・ 2020年度のメインオークション実施後の議論を踏まえて、必要な詳細制度検討及び市場ルールへの反映を進める。
- ・ 2021年度以降のメインオークション等の円滑な実施に向けて効率的な運営体制・システム等の整備を進める。
- ・ 2024年度に始まる実需給業務、及びそれまでの実需給前業務（実効性テスト・容量停止調整など）について、詳細制度検討・運営体制・システム等の整備を進める。
- ・ 事業者向け・一般向けの情報発信に努め、容量市場に関する制度理解を促進する。

なお、システム等の整備においては、目的適合性と効率性を考慮し、開発範囲を明らかにしたうえで競争入札等によるコストダウン策を同時に進める。

（2） 供給計画を通じた需給バランスの評価及び電源入札等の要否検討

今後の電源構成の変化も見据えた、新たな供給信頼度評価を深化させる。また、各事業者からの供給計画を通して国内の需給バランスを評価するとともに、電源・送電線の開発・休廃止等の適切性を確認し、供給力改善に向けた調整や電源入札の要否を含めた検討を行い、国において適切に対処すべき事項については、安定供給の観点から意見等を付して経済産業大臣に送付する。さらに、多様な供給力の提供が実現されるために、特定卸供給事業者・配電事業者が電気事業者として参入できる環境を供給計画においても整備するため、供給計画様式を確定する。併せて、高経年化設備の更新計画の評価などに必要となる新たな情報収集・把握項目を検討するとともに、2023年度に導入予定のレベニューキャップ制度との連携を図る。2024年度から、必要供給力が容量市場を通じて確保される等を踏まえた供給計画のあり方を検討する。

3. 電気の需給の状況の監視（法第28条の40第1項第1号）

（1）会員の需給状況の監視

会員から提出される需要計画に基づいた供給力の確保状況、当日運用における供給区域の需要や主要発電所の稼働状況等供給力の状況、さらには供給区域間をつなぐ連系線運用状況の監視・管理を24時間・365日の体制で行うことにより、需給状況の悪化時に適切な指示や要請を行う。

また、各種計画が送配電等業務指針に照らして適正な内容で提出されるよう、複数の計画間の整合性及び計画と実績の差（インバランス量）についてチェックを行い、適宜事業者に対する注意喚起を行うとともに、不整合のある計画提出や多量のインバランスの発生を繰り返している事業者に対しては改善を求め、必要に応じて指導を行う。既に指導を行った事業者に対しては、インバランス量を重点的に確認し、改善を確実なものとする。

（2）大規模停電リスクに備えた運用対策

大規模停電の発生リスクを低減させ、かつ大規模停電発生時の停電復旧時間を短縮させる観点から、これらに必要となる基準や考え方を一般送配電事業者と協調して検討し、必要に応じ一般送配電事業者の手順書等の見直しを図る。具体的には、大規模災害発生時にも広範囲な停電を回避するため、広域連系系統での適切な負荷遮断のあり方や系統分離方策の整理等を実施する。また、広範囲な停電からの復旧遅延リスクを抑制し、復旧時間をさらに短縮する方策の整理を実施する。

4. 需給の状況が悪化した場合等における会員への指示（法第28条の40第1項第2号）

平常時・緊急時を問わず安定供給のために全国大での需給調整を行う。具体的には、災害や電源トラブル等により、会員の需給状況が悪化するような場合、市場活用も考慮しつつ、需給状況を改善するため、需給ひっ迫融通等必要な指示を行う。また、再生可能エネルギーの出力増加等で、供給区域の需要に対する供給力が余剰になるような場合は、送配電等業務指針に基づき、長周期広域周波数調整を実施する。広域需給調整が全社展開されることから、需給ひっ迫時に広域需給調整が円滑に行われない場合にも確実に需給改善を行うための体制や運用方法を確立する。

また、需給バランス維持を目的に一般送配電事業者が再生可能エネルギーの出力制御を行った場合に、再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則、並びに出力制御の公平性の確保に係る指針、及び広域機関の送配電等業務指針に照らして、「発電事業者から見て、再生可能エネルギー抑制の指令は、公平に実施されたのか」という視点から、毎年度終了後に一年間の抑制

回数を確認し、公平性の確保に係る指針の内容に則り、検証し結果を公表する。

5. 電気供給事業者からの苦情又は相談の対応及び紛争の解決（法第28条の40第1項第7号）

（1）苦情又は相談の対応

電気供給事業者等から、送配電等業務その他本機関の業務に関する苦情・紛争についての申出又は相談を受けたときは、事業者の機会損失を最小限に抑えるべく、回答その他の初動措置を速やかに行うとともに、論点整理や事業者毎の申出を踏まえた解決案の提供を行い、早期の解決に努める。

初動の措置では解決できず、さらなる対応が必要な場合においても、裁判外紛争解決手続の活用や、電気供給事業者に対する指導又は勧告等の必要な措置を講じ問題の解決に努める。

また、電気供給事業者等の、送配電等業務指針等のルールに基づく業務の改善のため、苦情の申出又は相談の内容を定期的に取りまとめ、事業者の事業機会の拡大につながるよう、本機関のウェブサイトで事案を公表し、広く周知する。

（2）紛争の解決

送配電等業務に関する電気供給事業者間の紛争を解決するため、「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」に基づく認証紛争解決事業者として、本機関の役職員以外の学識経験者、弁護士等で構成する紛争解決パネルを設置し、和解の仲介（あっせん・調停）の業務を行う。

6. 電気供給事業者に対する指導、勧告等（法第28条の40第1項第6号）

送配電等業務の円滑な実施その他の電気の安定供給の確保のため必要と認めるときは、業務規程に基づき、電気供給事業者に対する指導又は勧告を行う。

7. 前1.～6.の附帯業務及び災害対応関連業務（法第28条の40第1項第9号、法第28条の40第1項第4号の2及び法第28条の40第2項）

（1）報告書の作成及び公表

電力需給や電力系統の状況等について、本機関が収集した情報及び会員から提供される情報に分析を加え、各ステークホルダーに有益な情報となるよう報告書を取りまとめ公表する。2021年度は業務規程に基づき、電力需給（周波数、電圧及び停電に関する電気の質についての供給区域ごとの評価、分析を含む。）、電力系統の状況、系統アクセス業務に関する実績、翌年度・中長期の電力需給及び電力系統に関する見通し及び課題、各供給区域の予備力及び調整力の適切な水準等の評価及び検証並びに必要な応じた見直し、に関する報告書を作成し公表する。

(2) 調査及び研究

容量市場、需給調整市場、設備形成、電源接続と系統利用ルール、調整力及び需給バランス評価等の検討に資する調査、その他内外の電気事業に関する技術動向、制度政策、電力需給のリスク分析等に関する調査及び研究を行う。国の審議会における検証結果も踏まえ、中長期的には海外関係機関との双方向の関係構築を視野に入れつつ、2021年度は理事長による海外機関訪問を原則として2回行う等海外情報収集を強化する。

(3) 災害等への対応

緊急時は、防災業務計画に基づき構築した緊急連絡体制及び災害対応態勢の下、昨今激甚化している大規模自然災害の発生に備え、国と密接な連絡調整を図り、国の防災業務との連携・連動を強化する。一方、平常時は、本機関の災害対応力の強化に向けて災害対応訓練を継続的に実施するとともに、災害等の発生により本拠点の施設や役職員等が被災した場合においては、事業継続計画（BCP）に基づき優先継続業務を確実に遂行できるよう、同計画の実効性を向上させる。

また、災害等により、東京の本拠点が使用不能となるような万一の場合に備え、大阪に構築したバックアップ運用拠点において系統監視等の重要業務が確実に遂行できるよう、システムの稼働確認を含む職員の対応訓練を実施するとともに、バックアップ拠点のさらなる整備について検討し、必要な整備を行う。

さらに、本機関は、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」及び「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」に基づく指定公共機関であることを踏まえ、関係省庁と連携し、国等の情報連絡会、訓練等に積極的に参加し、不測の事態への対応力を高める。

加えて、一般送配電事業者たる会員から災害時連携計画の提出を受けたときは、必要な対応を行う。（法第28条の40第1項第4号の2）

災害復旧にかかる費用について全国大で負担・費用回収する相互扶助制度の申請受付・交付金の交付業務を行う。（法第28条の40第2項）

8. 本機関の目的を達するために必要な業務（法28条の40第1項第10号）

(1) 広報

本機関の業務の透明性を高め、電気事業者をはじめとして社会にも理解されるよう、本機関の業務及び電気事業の広域的運営に関する情報の積極的発信、広報の充実・強化に努める。

2021年度は、ウェブサイトのリニューアルを行い、見やすさ、分かりやすさに重点を置きユーザーの利用目的に応じた利便性の向上を図る。さらに、定期的なアンケートの実施等により、ユーザー満足度、意見を収集し必要な見

直しを図っていく。

また、報道機関等への対応を通じて、本機関の業務に関連した情報を正しく分かりやすく伝える。

(2) 情報システムのセキュリティ対策

電力の安定供給を担う本機関の業務及び電気事業者との連携において、消費者が安価な電力を安心して利用できるよう、本機関及び電気事業者の情報セキュリティ及びサイバーセキュリティ対策を高めて、大規模停電に至るセキュリティ事故発生をゼロにする。

2021年度は、オリンピック・パラリンピックに備えた教育や訓練を実施して機密性を高め、デジタル化やテレワーク等の業務変革により完全性と可用性の向上を図った広域機関の情報基盤のリプレースを完了させる。

(3) 職員の確保・育成

職員の確保については、本機関の的確な業務遂行に必要な要員を常時確保しつつ、将来性ある新卒者と専門的知見を有する人材の採用を進め、中長期的に機関採用職員比率を高める。また、職員の育成については、プロパー職員等のスキル向上を図る。

2021年度は、中途採用の機会を増やすなどの施策を展開し、大手電力出向者比率を、2021年度末時点55%（2019年度末比3%ダウン）を目標とするとともに、職員の育成については、OJTを基本としつつ、能力向上を図るため、採用時研修、内部・外部研修の実施、併せて若手職員を対象とした機関外（関係省庁・電気事業者）への出向・派遣を実施する。

(4) 新業務

2020年6月に成立した「強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律」により、本機関に以下の業務が追加されることとなった。

- ・ 一般送配電事業者が作成する災害時連携計画の内容の確認
- ・ 災害復旧費用の相互扶助制度の運用
- ・ 広域系統整備計画の策定・国への届出及び計画に位置づけられた地域間連系線等整備費用の一部への再エネ賦課金方式の交付金等の交付
- ・ 再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT制度）に関する交付金の交付
- ・ 今般導入されるFIP制度に関するプレミアムの交付
- ・ 太陽光パネル等の廃棄費用の積立金の管理

これらの業務を確実に遂行するため、2021年度においては2022年度施行となるFIT制度の移行、FIP制度の開始を十分に行える体制整備を行う。そのため、人材確保のみならず、特に、多くの金額や区分経理、あるいは複数のシステムの移管等を扱うこととなることから会計面、情報システム、

監査等の強化を行う。

新業務に向けたシステムについては、2022年度から各業務が開始できるよう、2021年度は業務設計と一体となった検討を進め、実業務開始に備える。

FIT制度・FIP制度に関する交付金等、多額の資金管理を行うため、会計スキルの高い人材を採用する等、経理業務の体制を強化する。また、資金が適切に管理されていることを第三者により客観的に検証する外部監査の対象範囲・導入時期等を定めるため、新業務の執行体制・業務設計の整備に併せて、その内部統制及びリスクの評価を行う。

なお、2022年度施行業務の準備に必要な人員増に伴い現拠点が狭隘化することに加え、関係者とのより円滑な調整や委員会等の効率的な開催を図るため、アクセスの利便性を考慮し新たな運用拠点を開設する。

(5) 内部監査によるモニタリング

本機関の業務が、関係する法令・諸規程等に則り適正に行われているか、業務の中立性・公平性、財務報告の適正性、及び文書管理・情報管理の適正性を重点とした内部監査を実施する。そのうち、情報セキュリティは、本機関の情報システムは社会的重要性が高く、第三者による専門性・客観性を要することから外部委託を活用して監査を実施する。

(6) その他

政府において検討中の様々な制度改正等の実施や需給ひっ迫を受けた検証結果を踏まえ、所要の本機関の業務が発生する場合は、適時適切に対応する。

9. 送配電等業務指針の策定及び変更（法第28条の40第1項第3号）

電気事業法等の改正及び国の審議会等の検討内容を踏まえ、定款、業務規程及び送配電等業務指針の変更等の検討を進める。具体的には、新たな制度、業務への対応として、2022年4月施行を目標に以下に関するルール整備を実施する。

- ・ 配電事業者や特定卸供給事業者の創設
- ・ FIP制度に関するプレミアムの交付
- ・ 太陽光発電設備の廃棄等費用の積立金の管理 等

電力広域的運営推進機関 2021年度予算（案）

予算総則

■ 収入支出予算

第1条 電力広域的運営推進機関（以下「本機関」という。）の2021事業年度収入支出予算は、別紙「2021年度収入支出予算」に掲げるとおりとする。

■ 債務を負担する行為

第2条 本機関が、広域的運営推進機関の財務及び会計に関する省令（以下「省令」という。）第7条の規定により、2021事業年度において債務を負担する行為ができるものは、次のとおりとする。

事 項	限度額 (百万円)	年 限	理 由
システム開発等に係る経費	2,000	2021年度 ～ 2026年度まで	複数年にわたる契約等を締結する必要があるため
賃貸借経費	7,000	2021年度以降 10年以内	複数年にわたる契約等を締結する必要があるため

■ 支出予算の流用等

第3条 次に掲げる経費は、省令第8条第2項に規定する予算総則で指定する経費とし、他の経費に相互流用する場合、本機関は、経済産業大臣の承認を受けなければならない。

（経費名） 役職員給与
退職給付引当金繰入
交際費
電源入札拠出金

■ 収入支出予算の弾力条項

第4条 本機関は、会費の増加に伴い収入金が予算額に比して増加するときは、その増加する金額を限度として、当該業務に必要な経費の支出に充てることができる。

■ 給与等の制限

第5条 本機関は、支出予算の範囲内であっても、役職員の定数及び給与をこの予算において、予定した定員及び給与の基準をこえてみだりに増加し又は支給してはならない。

(別紙)

2021年度収入支出予算

(単位:千円)

支 出					収 入				
科 目	合 計	広域系統整備 交付金交付業 務勘定	電気事業法第 28条の40第2項 の規定に基づ き行う業務勘定	左に掲げる業 務以外の業務 勘定	科 目	合 計	広域系統整備 交付金交付業 務勘定	電気事業法第 28条の40第2項 の規定に基づ き行う業務勘定	左に掲げる業 務以外の業務 勘定
人件費	2,117,569	-	14,040	2,103,529	会費収入	10,992,753	-	39,666	10,953,087
役員給与	1,764,278	-	11,697	1,752,581	会費	17,500	-	63	17,437
退職給付引当金繰入	68,857	-	457	68,400	特別会費	10,975,253	-	39,603	10,935,650
その他人件費	284,434	-	1,886	282,548	その他収入	-	-	-	-
租税公課	5,867	-	-	5,867	前年度よりの繰越金	2,234,993	-	8,065	2,226,928
固定資産関係費	6,939,880	-	-	6,939,880					
有形固定資産取得費	463,898	-	-	463,898					
無形固定資産取得費	5,794,896	-	-	5,794,896					
その他固定資産関係費	658,845	-	-	658,845					
修繕費用	22,240	-	-	22,240					
運営費	3,718,301	-	32,300	3,686,001					
支払利息	60,854	-	-	60,854					
予備費	385,275	-	1,391	383,884					
合 計	13,227,746	-	47,731	13,180,015	合 計	13,227,746	-	47,731	13,180,015

(注)各勘定に共通する事項の配分は、各勘定に属する人員割合、各勘定の事務所として使用している面積割合、均等割合等又はこれらの組合せにより配分する。

送配電等業務指針一部変更の件

変更の概要は下記のとおりです。

記

1. 広域系統整備に関する規定の変更

1-1. 広域系統整備計画策定及び届出に関する変更

【該当条文：第31条、第33条、第41条、第44条、
第46条から第49条、第51条（変更）
別表6-1（削除）】

- ・電気供給事業者は、設備形成に係る委員会へ協力する旨規定

1-2. 広域系統整備交付金交付に関する変更

【該当条文：第53条の2（新設）】

- ・広域系統整備交付金交付の対象となる系統増強等を行う事業者は、系統増強等の費用の額を広域機関へ届け出る旨規定

2. 系統アクセスに関する規定の変更

【該当条文：第89条、93条、第120条の4、第121条の2、
第123条、第123条の2、第124条（変更）
第123の9条、附則（令和 年 月 日）第2条（新設）
第125条から第131条、
附則（平成28年4月1日）第5条（削除）】

- ・発電設備等の休廃止等により送電系統の連系可能量が10万kW以上増加することが確実に見込まれる場合、一般送配電事業者は、増加する連系可能量等を公表し、増加連系可能量を12か月間確保する旨規定
- ・リプレース案件系統連系募集プロセスを廃止し、発電設備等の休廃止等を起因として電源接続案件一括検討プロセスを開始等する旨規定

3. 災害復旧費用の相互扶助に関する規定の変更

【該当条文：送配電等業務指針第267条の6（新設）】

- ・一般送配電事業者及び送電事業者は、災害等扶助交付金の交付を申請することができる旨規定

以上

変 更 前（変更点に下線）	変 更 後（変更点に下線）
平成27年4月28日施行 令和 年 月 日変更 送配電等業務指針	平成27年4月28日施行 令和 年 月 日変更 送配電等業務指針

変 更 前 (変更点の下線)		変 更 後 (変更点の下線)
(変更履歴) 平成27年4月28日施行 平成27年8月31日変更 平成28年4月1日変更 平成28年7月11日変更 平成28年10月18日変更 平成29年4月1日変更 平成29年9月6日変更 平成30年6月29日変更 平成30年10月1日変更 平成31年4月1日変更 令和元年7月1日変更 令和元年12月11日変更 令和2年2月1日変更 令和2年3月30日変更 令和2年4月1日変更 令和2年7月8日変更 令和2年10月1日変更		(変更履歴) 平成27年4月28日施行 平成27年8月31日変更 平成28年4月1日変更 平成28年7月11日変更 平成28年10月18日変更 平成29年4月1日変更 平成29年9月6日変更 平成30年6月29日変更 平成30年10月1日変更 平成31年4月1日変更 令和元年7月1日変更 令和元年12月11日変更 令和2年2月1日変更 令和2年3月30日変更 令和2年4月1日変更 令和2年7月8日変更 令和2年10月1日変更 令和 年 月 日変更

変 更 前（変更点に下線）		変 更 後（変更点に下線）	
(目的) 第1条 この送配電等業務指針（以下「本指針」という。）は、電気事業法（昭和39年法律第170号、以下「法」という。）第28条の40第3号及び第28条の45の規定に基づき、一般送配電事業者及び送電事業者が行う託送供給の業務その他の変電、送電及び配電に係る業務の実施に関する基本的な事項等を定め、その適正かつ円滑な運用を図ることを目的とする。	(目的) 第1条 この送配電等業務指針（以下「本指針」という。）は、電気事業法（昭和39年法律第170号、以下「法」という。）第28条の40第1項第3号及び第28条の45の規定に基づき、一般送配電事業者及び送電事業者が行う託送供給の業務その他の変電、送電及び配電に係る業務の実施に関する基本的な事項等を定め、その適正かつ円滑な運用を図ることを目的とする。		
(供給区域需要の想定) 第4条 （略） 2 一般送配電事業者は、供給区域需要の想定に当たっては、本機関が業務規程第22条第2項に基づき公表する経済見通しその他の情報、直近の需要動向、需要の実績、供給区域の個別事情その他に需要想定を行うに当たり必要となる事項を考慮しなければならない。 3 （略）	(供給区域需要の想定) 第4条 （略） 2 一般送配電事業者は、供給区域需要の想定に当たっては、本機関が業務規程第22条第2項の規定により公表する経済見通しその他の情報、直近の需要動向、需要の実績、供給区域の個別事情その他適切に需要想定を行うに当たり必要となる事項を考慮しなければならない。 3 （略）		
(小売需要の想定の検証) 第7条 小売電気事業者等は、第5条第2項及び第3項に準じ、小売需要の実績と需要想定の間について比較し、その差異について検証を行う。 2 （略）	(小売需要の想定の検証) 第7条 小売電気事業者等は、第5条第2項及び第3項の規定に準じて、小売需要の実績と需要想定の間について比較し、その差異について検証を行う。 2 （略）		
(供給計画の案の提出) 第8条 （略） 2 電気事業者は、業務規程第26条第1項に基づき、本機関から供給計画の案の見直しを受け、見直後の供給計画の案を提出する場合には、本機関に対し、見直しを行った箇所について説明しなければならない。	(供給計画の案の提出) 第8条 （略） 2 電気事業者は、業務規程第26条第1項の規定により、本機関から供給計画の案の見直しの要請を受け、見直し後の供給計画の案を提出する場合には、本機関に対し、見直しを行った箇所について説明しなければならない。		
(供給計画の案の調整等における考慮事項) 第13条 （略） 一 （略） ア 供給計画における需要想定と業務規程第23条第1項に基づき提出を受けた需要想定との間の相違の有無及び程度 イ～カ （略） 二～四 （略）	(供給計画の案の調整等における考慮事項) 第13条 （略） 一 （略） ア 供給計画における需要想定と業務規程第23条第1項の規定により提出を受けた需要想定との間の相違の有無及び程度 イ～カ （略） 二～四 （略）		
(供給計画の取りまとめ等に関する本機関への協力) 第15条 電気事業者は、業務規程第26条第1項及び第28条第1項に基づき、提出した供給計画の案又は供給計画の根拠及び考え方を聴取されたときは、速やかにこれに応じなければならない。 2 電気供給事業者は、業務規程第28条第3項に基づき、本機関から需給バランス評価に当たって、必要な情報の提供その他の協力を求められたときには、速やかにこれに応じなければならない。	(供給計画の取りまとめ等に関する本機関への協力) 第15条 電気事業者は、業務規程第26条第1項及び第28条第1項の規定により、提出した供給計画の案又は供給計画の根拠及び考え方を聴取されたときは、速やかにこれに応じなければならない。 2 電気供給事業者は、業務規程第28条第3項の規定により、本機関から需給バランス評価に当たって、必要な情報の提供その他の協力を求められたときには、速やかにこれに応じなければならない。		
(マニユアルの遵守等) 第15条の3 市場参加資格事業者は、本機関が業務規程第32条の4に基づき作成する容量市場システムマニユアル及び業務規程第32条の5に基づき策定する容量市場業務マニユアルを遵守しなければならない。	(マニユアルの遵守等) 第15条の3 市場参加資格事業者は、本機関が業務規程第32条の4の規定により作成する容量市場システムマニユアル及び業務規程第32条の5の規定により策定する容量市場業務マニユアルを遵守しなければならない。		
(容量オークションの参加条件) 第15条の4 業務規程第32条の2第1項第1号に基づき本機関が実施するメインオークションの参加条件は、次の各号のいずれかに掲げるとおりとする（ただし、実需給年度において電源入札等その他制度から補填金等を得ている電源及び供給区域の供給力に計上できない電源は除く。）。	(容量オークションの参加条件) 第15条の4 業務規程第32条の2第1項第1号の規定により本機関が実施するメインオークションの参加条件は、次の各号のいずれかに掲げるとおりとする（ただし、実需給年度において電源入札等その他制度から補填金等を得ている電源及び供給区域の供給力に計上できない電源は除く。）。		

変 更 前（変更点に下線）		変 更 後（変更点に下線）	
一 次のアからエのいずれかに該当する電源により、期待容量が1,000キロワット以上の安定的な供給力を提供する事業者又はその取次を業として行う事業者（以下「安定電源提供者」という。）であること。 ア～エ（略） 二（略） 三 次のアからウまでのいずれかに該当する電源又は特定抑制依頼（電気事業法施行規則第1条第8号に定める。）等により、期待容量が1,000キロワット以上の供給力（同一供給区域に属する複数の電源等を組み合わせる場合を含む。）を提供する事業者（ただし、前号ア又はイに該当する電源及びそれら電源のみを組み合わせる事業者を除く。以下「発動指令電源提供者」という。）であること。 ア～ウ（略） 2 業務規程第32条の2第2号に基づき本機関が実施する追加オークションの参加条件は、次の各号のいずれかに掲げるとおりとする（ただし、実需給年度において電源入札等その他制度から補填金等を得ている電源及び供給区域の供給力に計上できない電源は除く。）。 一 業務規程第32条の2第2号アに基づき調達オークションを実施する場合 次のアからウまでのいずれかの事業者であって、同アからウに記載する条件を満たしていること。 ア 前項第1号から第3号のいずれかに該当する事業者 調達オークションの実需給年度を対象とするメインオークションに応札し、落札できなかつたこと、又は、新設等やむを得ない事由により当該調達オークションの実需給年度を対象とするメインオークションに参加できなかったこと（ただし、前項第3号に該当する事業者は実効容量を確定している者に限る。）。 イ～ウ（略） 二 業務規程第32条の2第2号イに基づきリリースオークションを実施する場合 前項第1号から第3号のいずれかに該当する事業者が当該リリースオークションの実需給年度を対象とするメインオークションで落札し、容量提供事業者になっていること（ただし、前項第3号に該当する事業者は実効容量を確定している者に限る。）。	（メインオークションにおける容量提供事業者の募集の手順） 第15条の7（略） 一 メインオークション募集要綱の策定及び公表 本機関は、業務規程第32条の12に基づき、メインオークション募集要綱を策定し、公表する。 二 メインオークション需要曲線の策定及び公表 本機関は、業務規程第32条の13に基づき、メインオークション需要曲線を策定し、公表する。 三・四（略） （容量確保契約の変更又は解約に応じる義務） 第15条の11 容量提供事業者は、業務規程第32条の19第3項に基づき、本機関から容量確保契約の変更又は解約の要請を受けた場合は、これに応じなければならない。	（電源等リストの登録の申込み） 第15条の13（略） （略） 供給力確認対象事業者は、電源等リストの作成に当たっては、業務規程第32条の24第3項に基づき本機関が作成した様式を使用しなければならない。	（メインオークションにおける容量提供事業者の募集の手順） 第15条の7（略） 一 メインオークション募集要綱の策定及び公表 本機関は、業務規程第32条の12の規定により、メインオークション募集要綱を策定し、公表する。 二 メインオークション需要曲線の策定及び公表 本機関は、業務規程第32条の13の規定により、メインオークション需要曲線を策定し、公表する。 三・四（略） （容量確保契約の変更又は解約に応じる義務） 第15条の11 容量提供事業者は、業務規程第32条の19第3項の規定により、本機関から容量確保契約の変更又は解約の要請を受けた場合は、これに応じなければならない。

変 更 前（変更点に下線）		変 更 後（変更点に下線）	
4（略）		4（略）	
（実効性テストの手順） 第15条の15（略） 一（略） 二 実効性テストの実施 テスト対象事業者は、前号に基づき本機関に報告した実施日程において、実効性テストを実施する。 三（略） 2（略） 3 テスト対象事業者は、第1項第3号の実効性テスト結果を記録するに当たっては、業務規程第32条の29第2項に基づき本機関が作成した様式を使用しなければならない。	（実効性テストの手順） 第15条の15（略） 一（略） 二 実効性テストの実施 テスト対象事業者は、前号の規定により本機関に報告した実施日程において、実効性テストを実施する。 三（略） 2（略） 3 テスト対象事業者は、第1項第3号の実効性テスト結果を記録するに当たっては、業務規程第32条の29第2項の規定により本機関が作成した様式を使用しなければならない。	（実効性テストの手順） 第15条の15（略） 一（略） 二 実効性テストの実施 テスト対象事業者は、前号の規定により容量提供事業者に対して実施するアセスメントは、次の各号に掲げるとおりとする。 一～四（略） 五 需給状況と容量提供事業者の特性に応じた供給力の確保状況及び提供実績の確認 実需給年度中に容量提供事業者に対して、次のアからウまでの手順により行う。 ア～ウ（略） 2（略） 3 一般送配電事業者は、本機関が行うアセスメントへ協力するため、業務規程第32条の20第3項に基づき、本機関から関係する供給区域の容量提供事業者情報の提供を受ける。	（アセスメント） 第15条の17 本機関が業務規程第32条の34の規定により容量提供事業者に対して実施するアセスメントは、次の各号に掲げるとおりとする。 一～四（略） 五 需給状況と容量提供事業者の特性に応じた供給力の確保状況及び提供実績の確認 実需給年度中に容量提供事業者に対して、次のアからウまでの手順により行う。 ア～ウ（略） 2（略） 3 一般送配電事業者は、本機関が行うアセスメントへ協力するため、業務規程第32条の20第3項の規定により、本機関から関係する供給区域の容量提供事業者情報の提供を受ける。
（差替先電源等情報の登録の条件） 第15条の18（略） 2（略） 3 前2項にかかわらず、次の各号に掲げる差替先電源等提供者は、当該各号に掲げる条件を満たさなければ、差替先電源等情報の登録の申込みを行うことができないものとする。 一・二（略） 4（略）	（差替先電源等情報の登録の条件） 第15条の18（略） 2（略） 3 前2項にかかわらず、次の各号に掲げる差替先電源等提供者は、当該各号に掲げる条件を満たさなければ、差替先電源等情報の登録の申込みを行うことができないものとする。 一・二（略） 4（略）	（差替先電源等情報の登録条件） 第15条の18（略） 2（略） 3 前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる差替先電源等提供者は、当該各号に掲げる条件を満たさなければ、差替先電源等情報の登録の申込みを行うことができないものとする。 一・二（略） 4（略）	（差替先電源等情報の登録条件） 第15条の18（略） 2（略） 3 前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる差替先電源等提供者は、当該各号に掲げる条件を満たさなければ、差替先電源等情報の登録の申込みを行うことができないものとする。 一・二（略） 4（略）
（電源入札等の基本要件の記載事項） 第18条（略） 一（略） 二 電源入札等の対象となる電源維持運用業務の内容 三 電源入札等の対象となる電源（発電用電気工作物の建設を行う事業者を募集する場合は除く。） 四 電源入札等の対象となる電源が具備すべき周波数調整機能等の条件 五 電源維持運用者が供給力を提供すべき量及び期間 六（略） 七 電源維持運用者となる条件 八～十二（略）	（電源入札等の基本要件の記載事項） 第18条（略） 一（略） 二 電源入札等の対象となる電源維持運用業務の内容 三 電源入札等の対象となる電源（発電用電気工作物の建設を行う事業者を募集する場合は除く。） 四 電源入札等の対象となる電源が具備すべき周波数調整機能等の条件 五 電源維持運用者が供給力を提供すべき量及び期間 六（略） 七 電源維持運用者となる条件 八～十二（略）	（電源入札等の基本要件の記載事項） 第18条（略） 一（略） 二 電源入札等の対象となる電源等維持運用業務の内容 三 電源入札等の対象となる電源等（発電用電気工作物の建設を行う事業者を募集する場合は除く。） 四 電源入札等の対象となる電源等が具備すべき周波数調整機能等の条件 五 電源等維持運用者が供給力を提供すべき量及び期間 六（略） 七 電源等維持運用者となる条件 八～十二（略）	（電源入札等の基本要件の記載事項） 第18条（略） 一（略） 二 電源入札等の対象となる電源等維持運用業務の内容 三 電源入札等の対象となる電源等（発電用電気工作物の建設を行う事業者を募集する場合は除く。） 四 電源入札等の対象となる電源等が具備すべき周波数調整機能等の条件 五 電源等維持運用者が供給力を提供すべき量及び期間 六（略） 七 電源等維持運用者となる条件 八～十二（略）

変 更 前（変更点に下線）		変 更 後（変更点に下線）	
（電源入札等の応募者の条件） 第19条 電気供給事業者は、次の各号に掲げる要件を全て充足する場合に限り、業務規程第38条に基づく本機関の募集に対して応募することができる。 一 発電用電気工作物を維持し、運用することができる技術力があること。 二 電源維持運用業務にかかる費用（電源入札補填金は除く。）を負担する意思及び能力があること。 三～五 （略） （電源入札等の応募者の指定） 第20条 業務規程第38条第2項に基づき本機関から電源入札等の応募者の指定を受けた電気事業者は、特別な理由のない限り、電源入札等に応募しなければならない。 2 （略） （電源維持運用者の募集の手順） 第21条 電源維持運用者の募集の手順は次の各号に掲げるとおりとする。 一 電源入札等の開始の公表 本機関は、業務規程第36条第3項により電源入札等を開始した場合には、電源入札等の開始について公表する。 二 募集要綱の策定・公表 本機関は、電源入札等の基本要件を踏まえ、募集スケジュール、電源入札等を行う供給区域、電源入札等の対象となる電源維持運用業務の内容、同業務の実施期間、電源入札等の方式、電源入札等に応札する条件、電源入札等補填金の交付条件、電源維持運用者の電気の販売に関する条件その他必要な事項を定めた募集要綱を策定し、公表する。なお、本機関は、募集要綱の策定に当たっては、原則として会員の意見を聴取するとともに、業務規程第5条第2項に基づき、公表する内容を検討するものとする。 三・四 （略）	（電源入札等の応募者の条件） 第19条 電気供給事業者は、次の各号に掲げる要件を全て充足する場合に限り、業務規程第38条に基づく本機関の募集に対して応募することができる。 一 発電用電気工作物を維持し、運用することができる技術力があること。 二 電源維持運用業務にかかる費用（電源入札補填金は除く。）を負担する意思及び能力があること。 三～五 （略） （電源入札等の応募者の指定） 第20条 業務規程第38条第2項に基づき本機関から電源入札等の応募者の指定を受けた電気事業者は、特別な理由のない限り、電源入札等に応募しなければならない。 2 （略） （電源維持運用者の募集の手順） 第21条 電源維持運用者の募集の手順は次の各号に掲げるとおりとする。 一 電源入札等の開始の公表 本機関は、業務規程第36条第3項により電源入札等を開始した場合には、電源入札等の開始について公表する。 二 募集要綱の策定・公表 本機関は、電源入札等の基本要件を踏まえ、募集スケジュール、電源入札等を行う供給区域、電源入札等の対象となる電源維持運用業務の内容、同業務の実施期間、電源入札等の方式、電源入札等に応札する条件、電源入札等補填金の交付条件、電源維持運用者の電気の販売に関する条件その他必要な事項を定めた募集要綱を策定し、公表する。なお、本機関は、募集要綱の策定に当たっては、原則として会員の意見を聴取するとともに、業務規程第5条第2項に基づき、公表する内容を検討するものとする。 三・四 （略）	（応募者の評価項目） 第22条 （略） 一～三 （略） 四 事業の実現性 供給力提供可能時期、工程遅延リスク、建設・修繕等の実現性、燃料調達の実現性 五～八 （略） （落札者の電源維持運用業務の報告） 第23条 電源維持運用者は、本機関が定めた期日において、定期的に、発電用電気工作物の新增設又は再起動に向けた工程、供給力の提供状況その他の本機関が定める電源維持運用業務の内容を報告しなければならない。 （調整力の確保） 第25条 （略） 一般送配電事業者が調整力を確保する際には、業務規程第181条により公表された調整力の水準、要件等の内容や実際に想定される需給変動のリスクの大きさを踏まえるものとする。 （広域系統整備委員会への協力） 第31条 電気供給事業者は、広域系統整備委員会の要請に基づき、広域系統整備委員会の運営に関し	（電源入札等の応募者の条件） 第19条 電気供給事業者は、次の各号に掲げる要件を全て充足する場合に限り、業務規程第38条の規定による本機関の募集に対して応募することができる。 一 発電用電気工作物を維持し、運用すること<u>その他の供給能力の確保</u>ができる技術力があること。 二 電源等維持運用業務にかかる費用（電源入札補填金は除く。）を負担する意思及び能力があること。 三～五 （略） （電源入札等の応募者の指定） 第20条 業務規程第38条第2項の規定により本機関から電源入札等の応募者の指定を受けた電気供給事業者は、特別な理由のない限り、電源入札等に応募しなければならない。 2 （略） （電源等維持運用者の募集の手順） 第21条 電源等維持運用者の募集の手順は次の各号に掲げるとおりとする。 一 電源入札等の開始の公表 本機関は、業務規程第36条第3項の規定により電源入札等を開始した場合には、電源入札等の開始について公表する。 二 募集要綱の策定・公表 本機関は、電源入札等の基本要件を踏まえ、募集スケジュール、電源入札等を行う供給区域、電源入札等の対象となる電源等維持運用業務の内容、同業務の実施期間、電源入札等の方式、電源入札等に応札する条件、電源入札等補填金の交付条件、電源等維持運用者の電気の販売に関する条件その他必要な事項を定めた募集要綱を策定し、公表する。なお、本機関は、募集要綱の策定に当たっては、原則として会員の意見を聴取するとともに、業務規程第5条第2項の規定により、公表する内容を検討するものとする。 三・四 （略）

変 更 前（変更点に下線）		変 更 後（変更点に下線）	
て協力しなければならぬ。		関する常設の委員会（以下「設備形成に係る委員会」という。）の要請に基づき、<u>設備形成に係る委員会</u>の運営に関して協力しなければならない。	
（本機関の発議による計画策定プロセスの検討開始要件） 第 3 3 条 業務規程第 5 1 条第 1 号に<u>基づく</u>、計画策定プロセスの検討開始要件は次の各号に掲げるとおりとする。ただし、業務規程第 5 2 条第 2 項に掲げる場合には、計画策定プロセスの検討を開始しない。 一 （略） 二 （略） ア （略） イ 市場取引状況 卸電力取引所が運営する前日スポット取引において、過去 1 年間に市場分断処理（約定処理（約定処理の結果、地域間の売買約定量の積算量が連系統の空容量を超過し、当該空容量を制約条件として再度約定処理を行うことをいう。）を行った商品の数が、過去 1 年間の総商品数の 2 0 % 以上となった場合 ウ～カ （略） 2 （略） 3 本機関は、次の各号に掲げる要件については、第 1 項により計画策定プロセスを開始したか否かにかわらず、次の各号に掲げる頻度で要件適否の状況を取りまとめ、<u>広域系統整備委員会</u>に報告するとともに公表する。 一・二 （略） 4 本機関は、第 1 項第 2 号オの要件に基づき、計画策定プロセスを開始するか否かの確認を行った場合は、その結果を一般送配電事業者及び契約申込みを行った系統連系希望者に通知する。なお、第 9 1 条第 1 項第 2 号から第 3 号の報告に伴う結果の通知を受けた一般送配電事業者は、対象となる系統連系希望者にその旨通知する。		（本機関の発議による計画策定プロセスの検討開始要件） 第 3 3 条 業務規程第 5 1 条第 1 号に<u>規定する</u>計画策定プロセスの検討開始要件は次の各号に掲げるとおりとする。ただし、業務規程第 5 2 条第 2 項に掲げる場合には、計画策定プロセスの検討を開始しない。 一 （略） 二 （略） ア （略） イ 市場取引状況 卸電力取引所が運営する翌日取引において、過去 1 年間に市場分断処理（約定処理の結果、地域間の売買約定量の積算量が連系統の空容量を超過し、当該空容量を制約条件として再度約定処理を行うことをいう。）を行った商品の数が、過去 1 年間の総商品数の 2 0 % 以上となった場合 ウ～カ （略） 2 （略） 3 本機関は、次の各号に掲げる要件については、第 1 項の<u>規定</u>により計画策定プロセスを開始したか否かにかわらず、次の各号に掲げる頻度で要件適否の状況を取りまとめ、<u>設備形成に係る委員会</u>に報告するとともに公表する。 一・二 （略） 4 本機関は、第 1 項第 2 号オの要件に基づき、計画策定プロセスを開始するか否かの確認を行った場合は、その結果を一般送配電事業者及び契約申込みを行った系統連系希望者に通知する。なお、第 9 1 条第 1 項第 2 号から第 3 号までの報告に伴う結果の通知を受けた一般送配電事業者は、対象となる系統連系希望者にその旨通知する。 （広域系統整備に関する提起を行うことができる電気供給事業者） 第 3 4 条 電気供給事業者は、次の各号に掲げる要件を満たす場合に、<u>広域系統整備に関する提起を行う</u>ことができる。 一 安定供給に関する提起 一般送配電事業者であること。 二 広域的取引の環境整備に関する提起 次のアからウまでを満たしていること。 ア～ウ （略） 三 電源設置に関する提起 次のアからエまでを満たしていること。 ア～エ （略） 2 （略） （広域系統整備に関する提起等） 第 3 5 条 （略） 一～三 （略） 四 供給先として希望する一般送配電事業者の供給エリア 五 （略） 2 広域系統整備に関する提起を行なった電気供給事業者（以下「検討提起者」という。）のうち、前条第 1 項第 2 号又は第 3 号の提起を行った電気供給事業者は、本機関が業務規程第 5 7 条第 1 項に<u>基づき</u>、広域的な電力取引により、計画策定プロセスの検討の対象となる広域連系統の利用を拡大しようとする電気供給事業者を募集する場合において、当該募集に応募することができる。この場合	

変 更 前（変更点に下線）		変 更 後（変更点に下線）	
いて、当該電気供給事業者が当該募集に応募しないときは、広域系統整備に関する提起を取り下げたものとみなす。 3 検討提起者は、本機関が業務規程第59条に基づき受益者及び費用負担割合を決定するまでの間は、合理的な理由が認められる場合に限り、次の各号に掲げる行為を行うことができる。 一～五 （略）	いて、当該電気供給事業者が当該募集に応募しないときは、広域系統整備に関する提起を取り下げたものとみなす。 3 検討提起者は、本機関が業務規程第59条に基づき受益者及び費用負担割合を決定するまでの間は、合理的な理由が認められる場合に限り、次の各号に掲げる行為を行うことができる。 一～五 （略）	において、当該電気供給事業者が当該募集に応募しないときは、広域系統整備に関する提起を取り下げたものとみなす。 3 検討提起者は、本機関が業務規程第59条の規定により受益者及び費用負担割合を決定するまでの間は、合理的な理由が認められる場合に限り、次の各号に掲げる行為を行うことができる。 一～五 （略）	
		（電気供給事業者の提起による計画策定プロセスの開始手続） 第36条 業務規程第51条第2号の規定による計画策定プロセスの検討開始要件は次の各号に掲げるとおりとする。ただし、業務規程第52条第2項に掲げる場合には、計画策定プロセスの検討を開始しない。 一 （略） 二 広域的取引の環境整備及び電源設置に関する提起 次のアからウまでを満たすこと。 ア （略） イ 検討提起者が、本機関が業務規程第59条の規定により決定する費用負担割合による費用負担の意思を有しており、それを裏付ける財務的能力を有していること。 ウ （略）	
		（国の要請に基づく計画策定プロセスの開始手続） 第37条 本機関は、国から広域系統整備に関する検討の要請を受けた場合に、業務規程第51条第3号に基づき、計画策定プロセスを開始するものとする。 （計画策定プロセスの進め方の決定） 第38条 （略） 一・二 （略） 三 検討スケジュール 計画策定プロセスの進め方の決定から業務規程第60条の規定による広域系統整備計画の決定までの期間 2～4 （略） （基本要件等の決定） 第39条 （略） 2 （略） 一 検討提起者の意見（業務規程第51条第2号に基づき計画策定プロセスを開始した場合に限る。） 二 国の要請の内容（業務規程第51条第3号に基づき計画策定プロセスを開始した場合に限る。） 三 （略） 3 （略） （電気供給事業者の募集及び応募等の手続） 第40条 本機関は、広域系統整備の基本要件及び受益者の範囲の検討に際し、増強ニーズの探索、増強容量の検討その他の目的から必要であると認める場合は、業務規程第57条に基づき、広域的な電力取引により、当該計画策定プロセスの検討の対象となる流通設備の利用を拡大しようとする電気供給事業者を募集する。 （略） （略） 一～三 （略）	

変 更 前（変更点に下線）		変 更 後（変更点に下線）	
四 供給先として希望する一般送配電事業者の供給エリア 五 （略） 4 （略） 5 応募事業者は、本機関が業務規程第59条に基づき<u>受益者及び費用負担割合を決定するまでの間</u>は、合理的な理由が認められる場合に限り、次の各号に掲げる行為を行うことができる。 一～五 （略）	（実施案等の募集の要否の決定） 第41条 本機関は、広域系統整備の基本要件を決定する際に、<u>広域系統整備委員会の意見を踏まえ、実施案及び事業実施主体の募集を行うか否かを決定する。</u> （実施案等の募集の実施） 第43条 本機関は、第41条に基づき<u>実施案及び事業実施主体の募集を行うと決定した場合</u>には、次の各号に掲げる手順にしたがって、実施案及び事業実施主体の募集を行う。 一 （略） 二 公募要綱の策定・公表 本機関は、第39条により決定した広域系統整備の基本要件を踏まえ、応募資格、必要な増強容量、広域系統整備が必要となる時期、広域系統整備の方策、実施案の提出期限、実施案及び事業実施主体の選定スケジュール、実施案及び事業実施主体の評価方法、実施案の記載事項その他事項を定めた公募要綱を策定し、公表する。なお、本機関は、公募要綱の策定に当たっては、必要に応じ会員の意見を聴取するとともに、業務規程第5条第2項に基づき、公表する内容を検討するものとする。 三 （略） 四 応募資格の審査 本機関は、前号により応募意思を表明した事業者について、前条の応募資格者に該当すること及び<u>その他公募要綱で定める応募資格を満たすことを確認する。</u> 五 応募意思を有する事業者が不在の場合の対応 本機関は、前号による確認の結果、応募資格を満たす事業者（以下「有資格事業者」という。）がない場合には、実施案の募集を取り止める。この場合には、広域系統整備の基本要件に定めた工事概要に基づき、当該工事により設置する電線路等の接続先となる電線路等を維持及び運用する一般送配電事業者又は送電事業者の中から実施案の提出を求める事業者を選定し、実施案の提出を求める。ただし、本機関が、広域系統整備の基本要件に照らし、他の一般送配電事業者又は送電事業者に実施案の提出を求めることが適切と判断した場合には、当該一般送配電事業者又は送電事業者に対して、実施案の提出を求める。 六 （略） 七 応募に必要な情報の提供 本機関は、有資格事業者から、実施案の作成のために、次のアからキまでに掲げる情報の依頼があった場合には、本機関が実施案の作成のために必要であると認める範囲において、関係する電気供給事業者から情報の提出を受け、当該有資格応募者に当該情報を提供する。この場合には、本機関は、有資格応募者に対して、開示した情報に関する守秘義務を課し、目的外利用を禁止するた め、別途誓約書の提出を求めるものとする。 ア～キ （略） 八 実施案の提出	四 供給先として希望する一般送配電事業者の供給区域 五 （略） 4 （略） 5 応募事業者は、本機関が業務規程第59条の規定により<u>受益者及び費用負担割合を決定するまでの間</u>は、合理的な理由が認められる場合に限り、次の各号に掲げる行為を行うことができる。 一～五 （略）	（実施案等の募集の要否の決定） 第41条 本機関は、広域系統整備の基本要件を決定する際に、<u>設備形成に係る委員会の意見を踏まえ、実施案及び事業実施主体の募集を行うか否かを決定する。</u> （実施案等の募集の実施） 第43条 本機関は、第41条の規定により<u>実施案及び事業実施主体の募集を行うと決定した場合</u>には、次の各号に掲げる手順にしたがって、実施案及び事業実施主体の募集を行う。 一 （略） 二 公募要綱の策定・公表 本機関は、第39条の規定により決定した広域系統整備の基本要件を踏まえ、応募資格、必要な増強容量、広域系統整備が必要となる時期、広域系統整備の方策、実施案の提出期限、実施案及び事業実施主体の選定スケジュール、実施案及び事業実施主体の評価方法、実施案の記載事項その他必要な事項を定めた公募要綱を策定し、公表する。なお、本機関は、公募要綱の策定に当たっては、必要に応じ会員の意見を聴取するとともに、業務規程第5条第2項の規定により、公表する内容を検討するものとする。 三 （略） 四 応募資格の審査 本機関は、前号の規定により応募意思を表明した事業者について、前条の応募資格者に該当すること<u>その他公募要綱で定める応募資格を満たすことを確認する。</u> 五 応募意思を有する事業者が不在の場合の対応 本機関は、前号の規定による確認の結果、応募資格を満たす事業者（以下「有資格事業者」という。）がない場合には、実施案の募集を取り止める。この場合には、本機関は、広域系統整備の基本要件に定めた工事概要に基づき、当該工事により設置する電線路等の接続先となる電線路等を維持し、及び運用する一般送配電事業者又は送電事業者の中から実施案の提出を求める事業者を選定し、実施案の提出を求める。ただし、本機関が、広域系統整備の基本要件に照らし、他の一般送配電事業者又は送電事業者に実施案の提出を求めることが適切と判断した場合には、当該一般送配電事業者又は送電事業者に対して、実施案の提出を求める。 六 （略） 七 応募に必要な情報の提供 本機関は、有資格事業者から、実施案の作成のために、次のアからキまでに掲げる情報の提供の依頼があった場合には、本機関が実施案の作成のために必要であると認める範囲において、関係する電気供給事業者から情報の提出を受け、当該有資格応募者に当該情報を提供する。この場合には、本機関は、有資格応募者に対して、開示した情報に関する守秘義務を課し、目的外利用を禁止するため、別途誓約書の提出を求めるものとする。 ア～キ （略） 八 実施案の提出

変 更 前（変更点に <u>下線</u> ）		変 更 後（変更点に <u>下線</u> ）	
有資格事業者は、実施案を提出する場合には、第2号の公募要綱に記載した提出期限までに本機関に提出する。なお、本機関は、有資格応募者から一切の応募が無かった場合には、第5号に <u>準じ</u> 、一般送配電事業者又は送電事業者に対して、実施案の提出を求める。	有資格事業者は、実施案を提出する場合には、第2号の公募要綱に記載した提出期限までに本機関に提出する。なお、本機関は、有資格応募者から一切の応募が無かった場合には、第5号の <u>規定</u> に <u>準じて</u> 、一般送配電事業者又は送電事業者に対して、実施案の提出を求める。	有資格事業者は、実施案を提出する場合には、第2号の公募要綱に記載した提出期限までに本機関に提出する。なお、本機関は、有資格応募者から一切の応募が無かった場合には、第5号の <u>規定</u> に <u>準じて</u> 、一般送配電事業者又は送電事業者に対して、実施案の提出を求める。	
		（実施案の募集を行わない場合の手続） 第44条 本機関は、実施案の募集を行うことが合理的でないと認める場合は、その理由を踏まえ、 <u>広域系統整備委員会</u> の検討を踏まえ、有資格事業者の中から実施案の提出を求める事業者を決定する。 2 前項に <u>基づき</u> 実施案の提出を求められた事業者は、本機関が定める期限までに、実施案を策定し、本機関に提出しなければならない。	
有資格事業者は、実施案を提出する場合には、第2号の公募要綱に記載した提出期限までに本機関に提出する。なお、本機関は、有資格応募者から一切の応募が無かった場合には、第5号に <u>準じ</u> 、一般送配電事業者又は送電事業者に対して、実施案の提出を求める。	有資格事業者は、実施案を提出する場合には、第2号の公募要綱に記載した提出期限までに本機関に提出する。なお、本機関は、有資格応募者から一切の応募が無かった場合には、第5号に <u>準じ</u> 、一般送配電事業者又は送電事業者に対して、実施案の提出を求める。	（実施案及び事業実施主体の評価方法） 第46条 （略） 2 本機関は、実施案の評価において、経済性、系統の安定性、若しくは事業実現性等を向上させ、又は、提出された実施案について適正な比較評価を行うために必要であると認めた場合には、 <u>設備形成に係る委員会</u> の検討を踏まえ、当該実施案の応募者との間で実施案の修正に関する協議を行う。ただし、軽微な修正については、 <u>設備形成に係る委員会</u> の検討を経ることなく、修正協議を行うことができる。 3 実施案の応募者は、前項の協議による場合を除き、実施案の内容を修正することはできない。ただし、実施案を改善する場合であって、 <u>設備形成に係る委員会</u> において認められたときは、この限りでない。 4 （略）	
		（費用負担割合の決定） 第47条 広域系統整備に要する費用は、受益者が受益の程度に応じて費用を負担することを原則とし、本機関は、法令及び費用負担ガイドラインその他の国の国が定める指針に基づき、広域系統整備の費用負担割合を決定する。 2 本機関は、前項の検討の結果、広域系統整備に要する費用の負担を求めることが適当であると認め、 <u>た全ての電気供給事業者（以下「費用負担候補者」という。）</u> に対して検討結果を示し、 <u>設備形成に係る委員会</u> へのオプゾバーとしての招聘、書面による意見聴取その他適宜の方法で個別に意見を求めなければならない。 3 本機関は、 <u>設備形成に係る委員会</u> において費用負担候補者の意見を踏まえた検討を行い、費用負担割合の案を決定の上、費用負担候補者に通知する。 4 本機関は、前項の <u>規定</u> において通知した費用負担割合の案に対し、全ての費用負担候補者から書面による同意を得た場合に、費用負担割合を決定する。なお、費用負担候補者が第35条第2項又は第40条第5項により提起又は応募を取り下げた場合その他費用負担の意思がないことが明らかとなった場合は、当該費用負担候補者を除外の上、前各項の <u>規定</u> に <u>準じて</u> 、再度、費用負担割合を検討する。	
別表6－1 広域系統整備の効果と受益者（費用負担者）に関する考え方の例（※）		（削る）	
	広域系統整備の効果	受益者（費用負担者）	
一般負担部分における受益	流通設備事故時における周波数の安定性の向上	・周波数安定性が向上する供給区域の需要者	受益を得る需要者が存する

変 更 前（変更点に <u>下線</u> ）				変 更 後（変更点に <u>下線</u> ）	
者と費用負担者の例	大規模災害によって特定の供給区域における供給力の不足が発生した場合における、広域的な供給力の確保	・広域的な供給力の確保が可能になる供給区域の需要者	供給区域の一般配電事業者で分担		
	送電線のルートを複数化することにより、送電線の１ルートが断絶した場合に周波数維持のために発生する需要の遮断の回避	・需要の遮断が回避される供給区域の需要者			
	連系線を通じた電力の融通を見込むことによる特定の供給区域において確保すべき予備力の削減	・供給区域内に確保する予備力を削減できる供給区域の需要者			
	電圧を安定させる装置等の設置による電圧安定性の確保	・電圧安定性が確保される供給区域の需要者			
		・約定価格が高い供給区域の需要者			
特定負担部分における受益者と費用負担者の例	卸電力取引所における供給区域間の約定価格差の解消又は減少	・約定価格が高い供給区域が連系線の片側に限らない場合は、全国的なメリットがあるため全供給区域の需要者（ただし、連系線で他の供給区域と接続されていない供給区域の需要者は除く。）	当該の個別の電力取引を行う事業者		
	個別の安定的な電力取引の確保	・当該の個別の電力取引により裨益する事業者（電力系統の状況に応じ、安定供給や広域的な電力取引の活性化の観点を考慮する。）			
		・当該の電源の設置に伴う広域的な取引により裨益する事業者（電力系統の状況に応じ、安定供給や広域的な電力取引の活性化の観点を考慮する。）			
	他の供給区域に電気を供給する電源設置の制約の解消	当該の電源を設置する者又は当該の電源から受電する者			
※ 広域系統整備の効果が複数認められる場合はそれらを複合的に勘案の上、受益者を決定する。					
（費用負担割合の検討結果に不服がある場合）					
第４８条 前条第３項による通知内容（前条第４項なお書に基づき再検討後のものを含む。）に不服がある費用負担候補者は、本機関に対して、不服の内容及び理由を明らかにした上で、費用負担割合の再検討を要請することができる。					
第４８条 前条第３項の規定による通知内容（前条第４項後段の規定による再検討後のものを含む。）に不服がある費用負担候補者は、本機関に対して、不服の内容及び理由を明らかにした上で、費用負担割合の再検討を要請することができる。					
第４８条 前条第３項の規定による通知内容（前条第４項後段の規定による再検討後のものを含む。）に不服がある費用負担候補者は、本機関に対して、不服の内容及び理由を明らかにした上で、費用負担割合の再検討を要請することができる。					
第４８条 前条第３項の規定による通知内容（前条第４項後段の規定による再検討後のものを含む。）に不服がある費用負担候補者は、本機関に対して、不服の内容及び理由を明らかにした上で、費用負担割合の再検討を要請することができる。					
第４８条 前条第３項の規定による通知内容（前条第４項後段の規定による再検討後のものを含む。）に不服がある費用負担候補者は、本機関に対して、不服の内容及び理由を明らかにした上で、費用負担割合の再検討を要請することができる。					
第４８条 前条第３項の規定による通知内容（前条第４項後段の規定による再検討後のものを含む。）に不服がある費用負担候補者は、本機関に対して、不服の内容及び理由を明らかにした上で、費用負担割合の再検討を要請することができる。					
第４８条 前条第３項の規定による通知内容（前条第４項後段の規定による再検討後のものを含む。）に不服がある費用負担候補者は、本機関に対して、不服の内容及び理由を明らかにした上で、費用負担割合の再検討を要請することができる。					
第４８条 前条第３項の規定による通知内容（前条第４項後段の規定による再検討後のものを含む。）に不服がある費用負担候補者は、本機関に対して、不服の内容及び理由を明らかにした上で、費用負担割合の再検討を要請することができる。					
第４８条 前条第３項の規定による通知内容（前条第４項後段の規定による再検討後のものを含む。）に不服がある費用負担候補者は、本機関に対して、不服の内容及び理由を明らかにした上で、費用負担割合の再検討を要請することができる。					
第４８条 前条第３項の規定による通知内容（前条第４項後段の規定による再検討後のものを含む。）に不服がある費用負担候補者は、本機関に対して、不服の内容及び理由を明らかにした上で、費用負担割合の再検討を要請することができる。					
第４８条 前条第３項の規定による通知内容（前条第４項後段の規定による再検討後のものを含む。）に不服がある費用負担候補者は、本機関に対して、不服の内容及び理由を明らかにした上で、費用負担割合の再検討を要請することができる。					
第４８条 前条第３項の規定による通知内容（前条第４項後段の規定による再検討後のものを含む。）に不服がある費用負担候補者は、本機関に対して、不服の内容及び理由を明らかにした上で、費用負担割合の再検討を要請することができる。					
第４８条 前条第３項の規定による通知内容（前条第４項後段の規定による再検討後のものを含む。）に不服がある費用負担候補者は、本機関に対して、不服の内容及び理由を明らかにした上で、費用負担割合の再検討を要請することができる。					
第４８条 前条第３項の規定による通知内容（前条第４項後段の規定による再検討後のものを含む。）に不服がある費用負担候補者は、本機関に対して、不服の内容及び理由を明らかにした上で、費用負担割合の再検討を要請することができる。					
第４８条 前条第３項の規定による通知内容（前条第４項後段の規定による再検討後のものを含む。）に不服がある費用負担候補者は、本機関に対して、不服の内容及び理由を明らかにした上で、費用負担割合の再検討を要請することができる。					
第４８条 前条第３項の規定による通知内容（前条第４項後段の規定による再検討後のものを含む。）に不服がある費用負担候補者は、本機関に対して、不服の内容及び理由を明らかにした上で、費用負担割合の再検討を要請することができる。					
第４８条 前条第３項の規定による通知内容（前条第４項後段の規定による再検討後のものを含む。）に不服がある費用負担候補者は、本機関に対して、不服の内容及び理由を明らかにした上で、費用負担割合の再検討を要請することができる。					
第４８条 前条第３項の規定による通知内容（前条第４項後段の規定による再検討後のものを含む。）に不服がある費用負担候補者は、本機関に対して、不服の内容及び理由を明らかにした上で、費用負担割合の再検討を要請することができる。					
第４８条 前条第３項の規定による通知内容（前条第４項後段の規定による再検討後のものを含む。）に不服がある費用負担候補者は、本機関に対して、不服の内容及び理由を明らかにした上で、費用負担割合の再検討を要請することができる。					
第４８条 前条第３項の規定による通知内容（前条第４項後段の規定による再検討後のものを含む。）に不服がある費用負担候補者は、本機関に対して、不服の内容及び理由を明らかにした上で、費用負担割合の再検討を要請することができる。					
第４８条 前条第３項の規定による通知内容（前条第４項後段の規定による再検討後のものを含む。）に不服がある費用負担候補者は、本機関に対して、不服の内容及び理由を明らかにした上で、費用負担割合の再検討を要請することができる。					
第４８条 前条第３項の規定による通知内容（前条第４項後段の規定による再検討後のものを含む。）に不服がある費用負担候補者は、本機関に対して、不服の内容及び理由を明らかにした上で、費用負担割合の再検討を要請することができる。					
第４８条 前条第３項の規定による通知内容（前条第４項後段の規定による再検討後のものを含む。）に不服がある費用負担候補者は、本機関に対して、不服の内容及び理由を明らかにした上で、費用負担割合の再検討を要請することができる。					
第４８条 前条第３項の規定による通知内容（前条第４項後段の規定による再検討後のものを含む。）に不服がある費用負担候補者は、本機関に対して、不服の内容及び理由を明らかにした上で、費用負担割合の再検討を要請することができる。					
第４８条 前条第３項の規定による通知内容（前条第４項後段の規定による再検討後のものを含む。）に不服がある費用負担候補者は、本機関に対して、不服の内容及び理由を明らかにした上で、費用負担割合の再検討を要請することができる。					
第４８条 前条第３項の規定による通知内容（前条第４項後段の規定による再検討後のものを含む。）に不服がある費用負担候補者は、本機関に対して、不服の内容及び理由を明らかにした上で、費用負担割合の再検討を要請することができる。					
第４８条 前条第３項の規定による通知内容（前条第４項後段の規定による再検討後のものを含む。）に不服がある費用負担候補者は、本機関に対して、不服の内容及び理由を明らかにした上で、費用負担割合の再検討を要請することができる。					
第４８条 前条第３項の規定による通知内容（前条第４項後段の規定による再検討後のものを含む。）に不服がある費用負担候補者は、本機関に対して、不服の内容及び理由を明らかにした上で、費用負担割合の再検討を要請することができる。					
第４８条 前条第３項の規定による通知内容（前条第４項後段の規定による再検討後のものを含む。）に不服がある費用負担候補者は、本機関に対して、不服の内容及び理由を明らかにした上で、費用負担割合の再検討を要請することができる。					
第４８条 前条第３項の規定による通知内容（前条第４項後段の規定による再検討後のものを含む。）に不服がある費用負担候補者は、本機関に対して、不服の内容及び理由を明らかにした上で、費用負担割合の再検討を要請することができる。					
第４８条 前条第３項の規定による通知内容（前条第４項後段の規定による再検討後のものを含む。）に不服がある費用負担候補者は、本機関に対して、不服の内容及び理由を明らかにした上で、費用負担割合の再検討を要請することができる。					
第４８条 前条第３項の規定による通知内容（前条第４項後段の規定による再検討後のものを含む。）に不服がある費用負担候補者は、本機関に対して、不服の内容及び理由を明らかにした上で、費用負担割合の再検討を要請することができる。					
第４８条 前条第３項の規定による通知内容（前条第４項後段の規定による再検討後のものを含む。）に不服がある費用負担候補者は、本機関に対して、不服の内容及び理由を明らかにした上で、費用負担割合の再検討を要請することができる。					
第４８条 前条第３項の規定による通知内容（前条第４項後段の規定による再検討後のものを含む。）に不服がある費用負担候補者は、本機関に対して、不服の内容及び理由を明らかにした上で、費用負担割合の再検討を要請することができる。					
第４８条 前条第３項の規定による通知内容（前条第４項後段の規定による再検討後のものを含む。）に不服がある費用負担候補者は、本機関に対して、不服の内容及び理由を明らかにした上で、費用負担割合の再検討を要請することができる。					
第４８条 前条第３項の規定による通知内容（前条第４項後段の規定による再検討後のものを含む。）に不服がある費用負担候補者は、本機関に対して、不服の内容及び理由を明らかにした上で、費用負担割合の再検討を要請することができる。					
第４８条 前条第３項の規定による通知内容（前条第４項後段の規定による再検討後のものを含む。）に不服がある費用負担候補者は、本機関に対して、不服の内容及び理由を明らかにした上で、費用負担割合の再検討を要請することができる。					
第４８条 前条第３項の規定による通知内容（前条第４項後段の規定による再検討後のものを含む。）に不服がある費用負担候補者は、本機関に対して、不服の内容及び理由を明らかにした上で、費用負担割合の再検討を要請することができる。					
第４８条 前条第３項の規定による通知内容（前条第４項後段の規定による再検討後のものを含む。）に不服がある費用負担候補者は、本機関に対して、不服の内容及び理由を明らかにした上で、費用負担割合の再検討を要請することができる。					
第４８条 前条第３項の規定による通知内容（前条第４項後段の規定による再検討後のものを含む。）に不服がある費用負担候補者は、本機関に対して、不服の内容及び理由を明らかにした上で、費用負担割合の再検討を要請することができる。					
第４８条 前条第３項の規定による通知内容（前条第４項後段の規定による再検討後のものを含む。）に不服がある費用負担候補者は、本機関に対して、不服の内容及び理由を明らかにした上で、費用負担割合の再検討を要請することができる。					
第４８条 前条第３項の規定による通知内容（前条第４項後段の規定による再検討後のものを含む。）に不服がある費用負担候補者は、本機関に対して、不服の内容及び理由を明らかにした上で、費用負担割合の再検討を要請することができる。					
第４８条 前条第３項の規定による通知内容（前条第４項後段の規定による再検討後のものを含む。）に不服がある費用負担候補者は、本機関に対して、不服の内容及び理由を明らかにした上で、費用負担割合の再検討を要請することができる。					
第４８条 前条第３項の規定による通知内容（前条第４項後段の規定による再検討後のものを含む。）に不服がある費用負担候補者は、本機関に対して、不服の内容及び理由を明らかにした上で、費用負担割合の再検討を要請することができる。					
第４８条 前条第３項の規定による通知内容（前条第４項後段の規定による再検討後のものを含む。）に不服がある費用負担候補者は、本機関に対して、不服の内容及び理由を明らかにした上で、費用負担割合の再検討を要請することができる。					
第４８条 前条第３項の規定による通知内容（前条第４項後段の規定による再検討後のものを含む。）に不服がある費用負担候補者は、本機関に対して、不服の内容及び理由を明らかにした上で、費用負担割合の再検討を要請することができる。					
第４８条 前条第３項の規定による通知内容（前条第４項後段の規定による再検討後のものを含む。）に不服がある費用負担候補者は、本機関に対して、不服の内容及び理由を明らかにした上で、費用負担割合の再検討を要請することができる。					
第４８条 前条第３項の規定による通知内容（前条第４項後段の規定による再検討後のものを含む。）に不服がある費用負担候補者は、本機関に対して、不服の内容及び理由を明らかにした上で、費用負担割合の再検討を要請することができる。					
第４８条 前条第３項の規定による通知内容（前条第４項後段の規定による再検討後のものを含む。）に不服がある費用負担候補者は、本機関に対して、不服の内容及び理由を明らかにした上で、費用負担割合の再検討を要請することができる。					
第４８条 前条第３項の規定による通知内容（前条第４項後段の規定による再検討後のものを含む。）に不服がある費用負担候補者は、本機関に対して、不服の内容及び理由を明らかにした上で、費用負担割合の再検討を要請することができる。					
第４８条 前条第３項の規定による通知内容（前条第４項後段の規定による再検討後のものを含む。）に不服がある費用負担候補者は、本機関に対して、不服の内容及び理由を明らかにした上で、費用負担割合の再検討を要請することができる。					
第４８条 前条第３項の規定による通知内容（前条第４項後段の規定による再検討後のものを含む。）に不服がある費用負担候補者は、本機関に対して、不服の内容及び理由を明らかにした上で、費用負担割合の再検討を要請することができる。					
第４８条 前条第３項の規定による通知内容（前条第４項後段の規定による再検討後のものを含む。）に不服がある費用負担候補者は、本機関に対して、不服の内容及び理由を明らかにした上で、費用負担割合の再検討を要請することができる。					
第４８条 前条第３項の規定による通知内容（前条第４項後段の規定による再検討後のものを含む。）に不服がある費用負担候補者は、本機関に対して、不服の内容及び理由を明らかにした上で、費用負担割合の再検討を要請することができる。					
第４８条 前条第３項の規定による通知内容（前条第４項後段の規定による再検討後のものを含む。）に不服がある費用負担候補者は、本機関に対して、不服の内容及び理由を明らかにした上で、費用負担割合の再検討を要請することができる。					
第４８条 前条第３項の規定による通知内容（前条第４項後段の規定による再検討後のものを含む。）に不服がある費用負担候補者は、本機関に対して、不服の内容及び理由を明らかにした上で、費用負担割合の再検討を要請することができる。					
第４８条 前条第３項の規定による通知内容（前条第４項後段の規定による再検討後のものを含む。）に不服がある費用負担候補者は、本機関に対して、不服の内容及び理由を明らかにした上で、費用負担割合の再検討を要請することができる。					
第４８条 前条第３項の規定による通知内容（前条第４項後段の規定による再検討後のものを含む。）に不服がある費用負担候補者は、本機関に対して、不服の内容及び理由を明らかにした上で、費用負担割合の再検討を要請することができる。					
第４８条 前条第３項の規定による通知内容（前条第４項後段の規定による再検討後のものを含む。）に不服がある費用負担候補者は、本機関に対して、不服の内容及び理由を明らかにした上で、費用負担割合の再検討を要請することができる。					
第４８条 前条第３項の規定による通知内容（前条第４項後段の規定による再検討後のものを含む。）に不服がある費用負担候補者は、本機関に対して、不服の内容及び理由を明らかにした上で、費用負担割合の再検討を要請することができる。					
第４８条 前条第３項の規定による通知内容（前条第４項後段の規定による再検討後のものを含む。）に不服がある費用負担候補者は、本機関に対して、不服の内容及び理由を明らかにした上で、費用負担割合の再検討を要請することができる。					
第４８条 前条第３項の規定による通知内容（前条第４項後段の規定による再検討後のものを含む。）に不服がある費用負担候補者は、本機関に対して、不服の内容及び理由を明らかにした上で、費用負担割合の再検討を要請することができる。					
第４８条 前条第３項の規定による通知内容（前条第４項後段の規定による再検討後のものを含む。）に不服がある費用負担候補者は、本機関に対して、不服の内容及び理由を明らかにした上で、費用負担割合の再検討を要請することができる。					
第４８条 前条第３項の規定による通知内容（前条第４項後段の規定による再検討後のものを含む。）に不服がある費用負担候補者は、本機関に対して、不服の内容及び理由を明らかにした上で、費用負担割合の再検討を要請することができる。					
第４８条 前条第３項の規定による通知内容（前条第４項後段の規定による再検討後のものを含む。）に不服がある費用負担候補者は、本機関に対して、不服の内容及び理由を明らかにした上で、費用負担割合の再検討を要請することができる。					
第４８条 前条第３項の規定による通知内容（前条第４項後段の規定による再検討後のものを含む。）に不服がある費用負担候補者は、本機関に対して、不服の内容及び理由を明らかにした上で、費用負担割合の再検討を要請することができる。					
第４８条 前条第３項の規定による通知内容（前条第４項後段の規定による再検討後のものを含む。）に不服がある費用負担候補者は、本機関に対して、不服の内容及び理由を明らかにした上で、費用負担割合の再検討を要請することができる。					
第４８条 前条第３項の規定による通知内容（前条第４項後段の規定による再検討後のものを含む。）に不服がある費用負担候補者は、本機関に対して、不服の内容及び理由を明らかにした上で、費用負担割合の再検討を要請することができる。					
第４８条 前条第３項の規定による通知内容（前条第４項後段の規定による再検討後のものを含む。）に不服がある費用負担候補者は、本機関に対して、不服の内容及び理由を明らかにした上で、費用負担割合の再検討を要請することができる。					
第４８条 前条第３項の規定による通知内容（前条第４項後段の規定による再検討後のものを含む。）に不服がある費用負担候補者は、本機関に対して、不服の内容及び理由を明らかにした上で、費用負担割合の再検討を要請することができる。					
第４８条 前条第３項の規定による通知内容（前条第４項後段の規定による再検討後のものを含む。）に不服がある費用負担候補者は、本機関に対して、不服の内容及び理由を明らかにした上で、費用負担割合の再検討を要請することができる。					
第４８条 前条第３項の規定による通知内容（前条第４項後段の規定による再検討後のものを含む。）に不服がある費用負担候補者は、本機関に対して、不服の内容及び理由を明らかにした上で、費用負担割合の再検討を要請することができる。					
第４８条 前条第３項の規定による通知内容（前条第４項後段の規定による再検討後のものを含む。）に不服がある費用負担候補者は、本機関に対して、不服の内容及び理由を明らかにした上で、費用負担割合の再検討を要請することができる。					
第４８条 前条第３項の規定による通知内容（前条第４項後段の規定による再検討後のものを含む。）に不服がある費用負担候補者は、本機関に対して、不服の内容及び理由を明らかにした上で、費用負担割合の再検討を要請することができる。					
第４８条 前条第３項の規定による通知内容（前条第４項後段の規定による再検討後のものを含む。）に不服がある費用負担候補者は、本機関に対して、不服の内容及び理由を明らかにした上で、費用負担割合の再検討を要請することができる。					
第４８条 前条第３項の規定による通知内容（前条第４項後段の規定による再検討後のものを含む。）に不服がある費用負担候補者は、本機関に対して、不服の内容及び理由を明らかにした上で、費用負担割合の再検討を要請することができる。					
第４８条 前条第３項の規定による通知内容（前条第４項後段の規定による再検討後のものを含む。）に不服がある費用負担候補者は、本機関に対して、不服の内容及び理由を明らかにした上で、費用負担割合の再検討を要請することができる。					
第４８条 前条第３項の規定による通知内容（前条第４項後段の規定による再検討後のものを含む。）に不服がある費用負担候補者は、本機関に対して、不服の内容及び理由を明らかにした上で、費用負担割合の再検討を要請することができる。					
第４８条 前条第３項の規定による通知内容（前条第４項後段の規定による再検討後のものを含む。）に不服がある費用負担候補者は、本機関に対して、不服の内容及び理由を明らかにした上で、費用負担割合の再検討を要請することができる。					
第４８条 前条第３項の規定による通知内容（前条第４項後段の規定による再検討後のものを含む。）に不服がある費用負担候補者は、本機関に対して、不服の内容及び理由を明らかにした上で、費用負担割合の再検討を要請することができる。					
第４８条 前条第３項の規定による通知内容（前条第４項後段の規定による再検討後のものを含む。）に不服がある費用負担候補者は、本機関に対して、不服の内容及び理由を明らかにした上で、費用負担割合の再検討を要請することができる。					
第４８条 前条第３項の規定による通知内容（前条第４項後段の規定による再検討後のものを含む。）に不服がある費用負担候補者は、本機関に対して、不服の内容及び理由を明らかにした上で、費用負担割合の再検討を要請することができる。					
第４８条 前条第３項の規定による通知内容（前条第４項後段の規定による再検討後のものを含む。）に不服がある費用負担候補者は、本機関に対して、不服の内容及び理由を明らかにした上で、費用負担割合の再検討を要請することができる。					
第４８条 前条第３項の規定による通知内容（前条第４項後段の規定による再検討後のものを含む。）に不服がある費用負担候補者は、本機関に対して					

変 更 前（変更点に下線）		変 更 後（変更点に下線）	
(広域系統整備計画の内容) 第49条（略） 一 流通設備の増強の必要性及び代替案との比較の考え方 二 増強する流通設備の容量及びその考え方 三 流通設備の増強の方法（増強又は新設の別、概略ルート）及びその考え方 四 概略工事費及びその考え方 五 流通設備の増強の完了時期 六 実施案及び事業実施主体の選定結果 七 受益者及びその考え方 八 増強費用の負担割合及びその考え方 九（略）	(広域系統整備計画の内容) 第49条（略） 一 広域系統整備計画の策定に係る検討の経緯及びその内容 二 整備又は更新をしようとする流通設備 三 流通設備の整備又は更新の方法 四 工事費の概算額、運転維持費の概算額及び費用負担の負担割合等及びその考え方 五 流通設備の整備又は更新の工事の完了の予定時期 六 事業実施主体 (削る) (削る) 七（略）	(計画策定プロセスの延長時の扱い) 第50条（略） 2 本機関は、検討提起者（ただし、提起を取り下げた者を除く。次条第3項において同じ。）又は第37条に基づき検討の要請者、応募事業者（ただし、応募を取り下げた者を除く。次条第3項において同じ。）及び費用負担候補者に対して、前項の新たなスケジュール及び中間報告を書面で通知する。	(広域系統整備計画の内容) 第49条（略） 一 広域系統整備計画の策定に係る検討の経緯及びその内容 二 整備又は更新をしようとする流通設備 三 流通設備の整備又は更新の方法 四 工事費の概算額、運転維持費の概算額及び費用負担の負担割合等及びその考え方 五 流通設備の整備又は更新の工事の完了の予定時期 六 事業実施主体 (削る) (削る) 七（略）
(計画策定プロセスの終了) 第51条（略） 一 第38条第1項に基づき、計画策定プロセスを継続する必要性がないと決定した場合 二・三（略） 四 その他広域系統整備委員会の検討に基づき、広域系統整備計画の策定を行うことが困難であると認められる場合 2 本機関は、前項第3号又は第4号にかかわらず、広域系統整備の基本要件や実施案を見直すこと等によって、広域系統整備計画の策定に至る見込みがある場合は、基本要件や実施案の見直し等を行った上で、第39条から前条に準じ、計画策定プロセスを継続する。 3 本機関は、計画策定プロセスを終了する場合には、検討提起者又は業務規程第51条第3号に基づく検討の要請者、応募事業者及び費用負担候補者の意見を聴取しなければならない。	(計画策定プロセスの終了) 第51条（略） 一 第38条第1項の規定により、計画策定プロセスを継続する必要性がないと決定した場合 二・三（略） 四 その他設備形成に係る委員会の検討に基づき、広域系統整備計画の策定を行うことが困難であると認められる場合 2 本機関は、前項第3号及び第4号の規定にかかわらず、広域系統整備の基本要件や実施案を見直すこと等によって、広域系統整備計画の策定に至る見込みがある場合は、基本要件や実施案の見直し等を行った上で、第39条から前条までの規定に準じて、計画策定プロセスを継続する。 3 本機関は、計画策定プロセスを終了する場合には、検討提起者又は業務規程第51条第3号の規定による検討の要請者、応募事業者及び費用負担候補者の意見を聴取しなければならない。	(広域系統整備計画決定後の情報提供) 第53条（略） 2 広域系統整備計画の進捗状況の確認は、業務規程第62条第1項に定めるところにより、前項により提出された情報に基づき、本機関が行う。	(広域系統整備計画決定後の情報提供) 第53条（略） 2 広域系統整備計画の進捗状況の確認は、業務規程第62条第1項の規定により、前項の規定により提出された情報に基づき、本機関が行う。
(新設)	(広域系統整備計画により設置等を行った流通設備の設置及び維持に要する費用の額の届出) 第53条の2 業務規程第61条の3の規定により届出を行った広域系統整備計画の事業実施主体は、法第28条の40第1項第5号の2に規定する交付金（以下「広域系統整備交付金」という。）の交付を受けることができる。 2 事業実施主体は、前項の広域系統整備交付金の交付を受けるに当たり、広域系統整備計画により設置等を行った流通設備の使用を開始した日の属する年度から当該流通設備の耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第1又は別表第2に掲げる耐用年数をいう。）の期間の末日の属する年度までの間、減価償却が行われる前年度に、広域系統整備計画ごとに当該流通設備を設置及び維持に要する費用の額を、毎年度、本機関に届け出なければならない。	(広域系統整備計画により設置等を行った流通設備の設置及び維持に要する費用の額の届出) 第53条の2 業務規程第61条の3の規定により届出を行った広域系統整備計画の事業実施主体は、法第28条の40第1項第5号の2に規定する交付金（以下「広域系統整備交付金」という。）の交付を受けることができる。 2 事業実施主体は、前項の広域系統整備交付金の交付を受けるに当たり、広域系統整備計画により設置等を行った流通設備の使用を開始した日の属する年度から当該流通設備の耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第1又は別表第2に掲げる耐用年数をいう。）の期間の末日の属する年度までの間、減価償却が行われる前年度に、広域系統整備計画ごとに当該流通設備を設置及び維持に要する費用の額を、毎年度、本機関に届け出なければならない。	(広域系統整備計画により設置等を行った流通設備の設置及び維持に要する費用の額の届出) 第53条の2 業務規程第61条の3の規定により届出を行った広域系統整備計画の事業実施主体は、法第28条の40第1項第5号の2に規定する交付金（以下「広域系統整備交付金」という。）の交付を受けることができる。 2 事業実施主体は、前項の広域系統整備交付金の交付を受けるに当たり、広域系統整備計画により設置等を行った流通設備の使用を開始した日の属する年度から当該流通設備の耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第1又は別表第2に掲げる耐用年数をいう。）の期間の末日の属する年度までの間、減価償却が行われる前年度に、広域系統整備計画ごとに当該流通設備を設置及び維持に要する費用の額を、毎年度、本機関に届け出なければならない。

変 更 前（変更点に <u>下線</u> ）		変 更 後（変更点に <u>下線</u> ）	
（流通設備の整備の前提となる諸条件） 第57条（略） 一～四（略） 五（略） ア（略） （ア） 次の（イ）から（エ）以外の場合 2回線とする。 （イ）～（エ）（略） イ（略） 六～九（略）	（送配電線の形態及びルートの方） 第59条（略） 一・二（略） 三 送配電線のルート 次の各号に掲げる事項（ただし、オ及びカに<u>掲げる事項</u>については、地中送配電線を設置する場合に限る。）を考慮の上、送配電線のルートを決定する。 ア～カ（略）	（電力系統の性能に関する基準） 第61条 一般送配電事業者は、流通設備の設備形成を行う場合は、供給支障及び発電支障の発生を抑制又は防止するため、電力系統が第63条から第65条に定める基準（以下「電力系統性能基準」という。）を充足するよう設備形成を行わなければならない。	
		（送電事業者が流通設備の整備を行う場合） 第67条 送電事業者は、流通設備の整備を行う場合、第54条から第66条を準用する。ただし、送電事業者の業務と関連しないものはこの限りではない。	
		（詳細事項の公表） 第68条 一般送配電事業者は、第54条から第66条の考え方に基づき、流通設備の整備に関する詳細事項を定め、公表するものとする。	
		（本機関に対する事前相談及び接続検討の申込み） 第71条 前条にかかわらず、特定系統連系希望者は、本機関に対して、事前相談及び接続検討の申込みを行うことができる。ただし、申込先となる一般送配電事業者が同一の法人又は親子法人等である系統連系希望者は、特定発電設備等に関係する事前相談又は接続検討については、本機関に申し込まなければならない。	
		（接続検討の申込み） 第79条（略） 一（略） 二 発電設備等の全部若しくは一部又は付帯設備の変更（更新を含み、以下、この条及び次条において「発電設備等の変更」という。）を行う場合。ただし、変更前の当該発電設備等が最新の系統連系技術要件（託送供給等約款別冊で定める系統に連系する設備に関する技術要件をいう。以下同じ。）に適合するときであって、次のア又はイに該当するときは除く。 ア（略） イ <u>次条に基づき</u>、一般送配電事業者が接続検討を不要と判断したとき 三・四（略）	
		（接続検討の申込み） 第79条（略） 一（略） 二 発電設備等の全部若しくは一部又は付帯設備の変更（更新を含み、以下、この条及び次条において「発電設備等の変更」という。）を行う場合。ただし、変更前の当該発電設備等が最新の系統連系技術要件（託送供給等約款別冊で定める系統に連系する設備に関する技術要件をいう。以下同じ。）に適合するときであって、次のア又はイの<u>規定</u>に該当するときは除く。 ア（略） イ <u>次条の規定により</u>、一般送配電事業者が接続検討を不要と判断したとき 三・四（略）	

変 更 前（変更点に下線）		変 更 後（変更点に下線）	
2（略）		2（略）	
（発電設備等の変更に伴う接続検討の要否確認） 第80条（略）		（発電設備等の変更に伴う接続検討の要否確認） 第80条（略）	
2 前項にかかわらず、特定系統連系希望者については、本機関に対して、接続検討の要否確認を行うことができる。ただし、経済産業大臣から一般送配電事業の許可を受けている系統連系希望者又は一般送配電事業者が親子法人等である系統連系希望者が、特定発電設備等に係る接続検討の要否の確認を希望する場合は、本機関に対し、要否の確認を行わなければならない。		2 前項の規定にかかわらず、特定系統連系希望者については、本機関に対して、接続検討の要否確認を行うことができる。ただし、経済産業大臣から一般送配電事業の許可を受けている系統連系希望者又は一般送配電事業者が親子法人等である系統連系希望者が、特定発電設備等に係る接続検討の要否の確認を希望する場合は、本機関に対し、要否の確認を行わなければならない。	
3～5（略）		3～5（略）	
（接続検討の検討料） 第83条（略）		（接続検討の検討料） 第83条（略）	
一（略）		一（略）	
二 第89条第1項第3号による接続検討で、検討料を支払った当初の接続検討の回答日から1年以内に受け付けた接続検討の申込みの場合		二 第89条第1項第3号の規定による接続検討で、検討料を支払った当初の接続検討の回答日から1年以内に受け付けた接続検討の申込みの場合	
2（略）		2（略）	
（接続検討の回答） 第85条（略）		（接続検討の回答） 第85条（略）	
2 一般送配電事業者は、前条第1項による検討結果が以下の条件に該当する場合には、前項の検討の回答書に、次の各号に記載する内容を明示しなければならない。		2 一般送配電事業者は、前条第1項の規定による検討結果が以下の条件に該当する場合には、前項の接続検討の回答書に、次の各号に記載する内容を明示しなければならない。	
一（略）		一（略）	
二 系統連系工事の規模等に照らし、対象となる送電系統が効率的な系統整備の観点等から電源接続案件一括プロセスの対象となる可能性がある場合 業務規程第72条第3項第2号に掲げる内容		二 系統連系工事の規模等に照らし、対象となる送電系統が効率的な系統整備の観点等から電源接続案件一括検討プロセスの対象となる可能性がある場合 業務規程第72条第3項第2号に掲げる内容	
三（略）		三（略）	
3（略）		3（略）	
4 一般送配電事業者は、前条第1項による検討結果が、第2項第1号に掲げる条件に該当せず、かつ、第2項第2号に該当する場合には、業務規程第72条第3項第2号に準じて、系統連系希望者に対し、電源接続案件一括検討プロセスの対象となる可能性があること及び同プロセス開始に至る手続について、必要な説明を行う。		4 一般送配電事業者は、前条第1項の規定による検討結果が、第2項第1号に掲げる条件に該当せず、かつ、第2項第2号に該当する場合には、業務規程第72条第3項第2号に準じて、系統連系希望者に対し、電源接続案件一括検討プロセスに対し、電源接続案件一括検討プロセスの対象となる可能性があること及び同プロセス開始に至る手続について、必要な説明を行う。	
（接続検討の回答期間） 第86条（略）		（接続検討の回答期間） 第86条（略）	
一（略）		一（略）	
二 前号に該当しない場合 接続検討の申込みの受付日から3か月		二 前号の規定に該当しない場合 接続検討の申込みの受付日から3か月	
（発電設備等に関する契約申込みの保証金） 第88条の2（略）		（発電設備等に関する契約申込みの保証金） 第88条の2（略）	
2・3（略）		2・3（略）	
4（略）		4（略）	
一・二（略）		一・二（略）	
三 その他前各号に準じる正当な理由が生じたこと		三 その他前各号の規定に準じる正当な理由が生じたこと	

変 更 前（変更点に下線）		変 更 後（変更点に下線）	
(接続検討の申込みを行っていない場合等の取扱い) 第 8 9 条 第 8 8 条第 1 項にかかわらず、一般送配電事業者は、第 7 9 条第 1 項に掲げる場合において、次の各号に掲げるときは、発電設備等に関する契約申込みを受け付けず、接続検討の申込みその他の適切な対応を行うよう求めるものとする。 一～六 (略) (新設) 2 (略) 3 第 1 項第 2 号及び第 3 号にかかわらず、一般送配電事業者は、発電設備等に関する契約申込みの内容と接続検討の回答内容の差異又は接続検討の前提となる事実関係の変動が契約申込みに伴う技術検討の内容に影響を与えないことが明らかであると認める場合は、発電設備等に関する契約申込みを受け付けることができる。	(接続検討の申込みを行っていない場合等の取扱い) 第 8 9 条 第 8 8 条第 1 項にかかわらず、一般送配電事業者は、第 7 9 条第 1 項に掲げる場合において、次の各号に掲げるときは、発電設備等に関する契約申込みを受け付けず、接続検討の申込みその他の適切な対応を行うよう求めるものとする。 一～六 (略) (新設) 2 (略) 3 第 1 項第 2 号及び第 3 号の<u>規定</u>にかかわらず、一般送配電事業者は、発電設備等に関する契約申込みの内容と接続検討の回答内容の差異又は接続検討の前提となる事実関係の変動が契約申込みに伴う技術検討の内容に影響を与えないことが明らかであると認める場合は、発電設備等に関する契約申込みを受け付けることができる。	(計画策定プロセス開始の要否の確認) 第 9 1 条 一般送配電事業者は、次の各号に掲げる場合には、速やかに系統連系工事の概要等を本機関に報告し、業務規程第 5 1 条第 1 号に<u>基づき</u>、計画策定プロセスを開始されるか否かを確認しなければならぬ。 一 (略) 二 第 1 2 0 条の 4 第 1 項第 1 号により系統連系工事に広域連系系統の増強工事が含まれる続案件一括検討プロセスを開始する場合 三 (略) 2 (略) 3 一般送配電事業者は、本機関から計画策定プロセスを開始しない旨の通知を受領した後に、発電設備等に関する契約申込みに対する検討及び回答を行うものとし、第 3 3 条第 4 項による通知の受領前に行った回答は無効とする。	(接続検討の申込みを行っていない場合等の取扱い) 第 8 9 条 第 8 8 条第 1 項にかかわらず、一般送配電事業者は、第 7 9 条第 1 項に掲げる場合において、次の各号に掲げるときは、発電設備等に関する契約申込みを受け付けず、接続検討の申込みその他の適切な対応を行うよう求めるものとする。 一～六 (略) <u>七 第 1 2 0 条の 4 第 1 項第 5 号に掲げる場合</u> 2 (略) 3 第 1 項第 2 号及び第 3 号の<u>規定</u>にかかわらず、一般送配電事業者は、発電設備等に関する契約申込みの内容と接続検討の回答内容の差異又は接続検討の前提となる事実関係の変動が契約申込みに伴う技術検討の内容に影響を与えないことが明らかであると認める場合は、発電設備等に関する契約申込みを受け付けることができる。
(暫定的な容量確保の特例) 第 9 3 条 (略) 一 本機関から業務規程第 6 4 条、<u>第 9 1 条第 3 項、第 9 5 条第 2 項及び第 9 6 条第 3 項</u>の通知を受けた場合 当該通知の内容 二 第 1 2 0 条の 4 第 1 項に<u>基づき</u>電源接続案件一括検討プロセスを開始する場合 第 1 2 1 条の 2 第 1 項において定めた内容 (送電系統の容量確保の取消し) 第 9 4 条 一般送配電事業者は、次の各号に掲げる場合には、前 2 条に<u>基づき</u>暫定的に確保した送電系統の容量の全部又は一部を取り消すことができる。 一～五 (略) (発電設備等に関する契約申込みに対する検討) 第 9 5 条 一般送配電事業者は、発電設備等に関する契約申込みの受付後、第 8 4 条第 1 項に<u>準じ</u>、当該契約申込みに対する検討を実施する。 2 (略)	(暫定的な容量確保の特例) 第 9 3 条 (略) 一 本機関から業務規程第 6 4 条の通知を受けた場合 当該通知の内容 二 第 1 2 0 条の 4 第 1 項の<u>規定</u>により <u>電源接続案件一括検討</u>プロセスを開始する場合 第 1 2 1 条の 2 第 1 項において定めた内容 (送電系統の容量確保の取消し) 第 9 4 条 一般送配電事業者は、次の各号に掲げる場合には、前 2 条の<u>規定</u>により <u>暫定的に確保した送電系統の容量の全部又は一部を取り消すことができる</u>。 一～五 (略) (発電設備等に関する契約申込みに対する検討) 第 9 5 条 一般送配電事業者は、発電設備等に関する契約申込みの受付後、第 8 4 条第 1 項の<u>規定</u>に<u>準じて</u>、当該契約申込みに対する検討を実施する。 2 (略)	(暫定的な容量確保の特例) 第 9 3 条 (略) 一 本機関から業務規程第 6 4 条の通知を受けた場合 当該通知の内容 二 第 1 2 0 条の 4 第 1 項の<u>規定</u>により <u>電源接続案件一括検討</u>プロセスを開始する場合 第 1 2 1 条の 2 第 1 項において定めた内容 (送電系統の容量確保の取消し) 第 9 4 条 一般送配電事業者は、次の各号に掲げる場合には、前 2 条の<u>規定</u>により <u>暫定的に確保した送電系統の容量の全部又は一部を取り消すことができる</u>。 一～五 (略) (発電設備等に関する契約申込みに対する検討) 第 9 5 条 一般送配電事業者は、発電設備等に関する契約申込みの受付後、第 8 4 条第 1 項の<u>規定</u>に<u>準じて</u>、当該契約申込みに対する検討を実施する。 2 (略)	(計画策定プロセス開始の要否の確認) 第 9 1 条 一般送配電事業者は、次の各号に掲げる場合には、速やかに系統連系工事の概要等を本機関に報告し、業務規程第 5 1 条第 1 号に<u>基づき</u>、計画策定プロセスを開始されるか否かを確認しなければならぬ。 一 (略) 二 第 1 2 0 条の 4 第 1 項第 1 号の<u>規定</u>により系統連系工事に広域連系系統の増強工事が含まれる電源接続案件一括検討プロセスを開始する場合 三 (略) 2 (略) 3 一般送配電事業者は、本機関から計画策定プロセスを開始しない旨の通知を受領した後に、発電設備等に関する契約申込みに対する検討及び回答を行うものとし、第 3 3 条第 4 項の<u>規定</u>による通知の受領前に行った回答は無効とする。
(送電系統の容量の確定) 第 9 7 条 一般送配電事業者は、前条又は第 1 2 3 条の 4 の回答が系統連系希望者の希望する連系等を承諾する旨の回答（以下「連系承諾」という。）である場合には、連系承諾の通知時点をもって、第 9 2 条に<u>基づき</u>暫定的に確保した送電系統の容量を確定させる。	(送電系統の容量の確定) 第 9 7 条 一般送配電事業者は、前条又は第 1 2 3 条の 4 の回答が系統連系希望者の希望する連系等を承諾する旨の回答（以下「連系承諾」という。）である場合には、連系承諾の通知時点をもって、第 9 2 条の<u>規定</u>により暫定的に確保した送電系統の容量を確定させる。	(送電系統の容量の確定) 第 9 7 条 一般送配電事業者は、前条又は第 1 2 3 条の 4 の回答が系統連系希望者の希望する連系等を承諾する旨の回答（以下「連系承諾」という。）である場合には、連系承諾の通知時点をもって、第 9 2 条の<u>規定</u>により暫定的に確保した送電系統の容量を確定させる。	(送電系統の容量の確定) 第 9 7 条 一般送配電事業者は、前条又は第 1 2 3 条の 4 の回答が系統連系希望者の希望する連系等を承諾する旨の回答（以下「連系承諾」という。）である場合には、連系承諾の通知時点をもって、第 9 2 条の<u>規定</u>により暫定的に確保した送電系統の容量を確定させる。

変 更 前（変更点に下線）		変 更 後（変更点に下線）	
2 一般送配電事業者は、次の各号に掲げる事情が生じた場合には、前項によって<u>確定した送電系統の容量</u>を取り消す。 一・二 （略） 三 第105条第1項第2号から第5号に<u>基づき</u>連系承諾後に連系等を拒んだ場合 （発電設備等に関する契約申込みの回答期間） 第98条 （略） 一 （略） 二 前号に該当しない場合 契約申込みの受付日から6か月又は系統連系希望者と合意した期間	（発電設備等に関する契約申込みに対する検討結果が接続検討の回答と異なる場合の取扱い） 第99条 （略） 2・3 （略） 4 一般送配電事業者は、本機関が業務規程第97条第1項の<u>確認及び検証</u>により、検討結果が妥当であると判断し、その旨の通知を受けたときは、速やかに特定系統連系希望者に検討結果の回答を行わなければならない。ただし、第2項ただし書に行っている場合は、この限りでない。 （連系承諾後に連系等を拒むことができる場合） 第105条 （略） 一 第97条第2項第1号及び第2号に<u>基づき</u>送電系統の容量を取り消した場合 二～五 （略） 2 一般送配電事業者は、前項に<u>基づき</u>連系等を拒む場合には、その理由を系統連系希望者に、書面をもって、説明する。	（発電設備等系統アクセス業務における工事費負担金） 第106条 （略） 一 （略） 二 電源接続案件一括検討プロセスの場合 業務規程第80条に<u>基づき</u>本機関が定めた手続その他の事項（以下「電源接続案件一括検討プロセスの手続等」という。）にしたがって決定された金額 三 本機関が、業務規程第59条に<u>基づき</u>受益者間の費用負担割合を決定した場合 同決定に基づいて算出された金額 2 一般送配電事業者は、前項第1号に<u>基づく</u>工事費負担金の具体的な算出方法について定め、公表する。 （同一法人である一般送配電事業者が発電設備等の連系等を希望する場合） 第108条 系統連系希望者が、自らが維持及び運用を行う<u>発電設備等</u>について、一般送配電事業者として自らが運用する送電系統への連系等を希望する場合には、この節の規定は、「契約申込み」を「系統連系の申込み」と読み替えて適用する。ただし、第83条、第103条及び第111条は適用しない。	2 一般送配電事業者は、次の各号に掲げる事情が生じた場合には、前項の規定により<u>確定した送電系統の容量</u>を取り消す。 一・二 （略） 三 第105条第1項第2号から第5号までの<u>規定により</u>連系承諾後に連系等を拒んだ場合 （発電設備等に関する契約申込みの回答期間） 第98条 （略） 一 （略） 二 前号の<u>規定に</u>該当しない場合 契約申込みの受付日から6か月又は系統連系希望者と合意した期間 （発電設備等に関する契約申込みに対する検討結果が接続検討の回答と異なる場合の取扱い） 第99条 （略） 2・3 （略） 4 一般送配電事業者は、本機関が業務規程第97条第1項の<u>確認及び検証</u>により、検討結果が妥当であると判断し、その旨の通知を受けたときは、速やかに特定系統連系希望者に検討結果の回答を行わなければならない。ただし、第2項ただし書に行っている場合は、この限りでない。 （連系承諾後に連系等を拒むことができる場合） 第105条 （略） 一 第97条第2項第1号及び第2号の<u>規定により</u>送電系統の容量を取り消した場合 二～五 （略） 2 一般送配電事業者は、前項の<u>規定により</u>連系等を拒む場合には、その理由を系統連系希望者に、書面をもって、説明する。 （発電設備等系統アクセス業務における工事費負担金） 第106条 （略） 一 （略） 二 電源接続案件一括検討プロセスの場合 業務規程第80条の<u>規定により</u>本機関が定めた手続その他の事項（以下「電源接続案件一括検討プロセスの手続等」という。）にしたがって決定された金額 三 本機関が、業務規程第59条の<u>規定により</u>受益者間の費用負担割合を決定した場合 同決定に基づいて算出された金額 2 一般送配電事業者は、前項第1号の<u>規定による</u>工事費負担金の具体的な算出方法について定め、公表する。 （同一法人である一般送配電事業者が発電設備等の連系等を希望する場合） 第108条 系統連系希望者が、自らが維持し、及び運用する<u>発電設備等</u>について、一般送配電事業者として自らが運用する送電系統への連系等を希望する場合には、この節の規定は、「契約申込み」を「系統連系の申込み」と読み替えて適用する。ただし、第83条、第103条及び第111条の<u>規定は適用しない</u>。 （本機関が受け付けた事前相談に関する検討） 第110条 一般送配電事業者は、本機関が受け付けた事前相談に関して業務規程第69条第1項の<u>規定に基づく</u>依頼を受けた場合は、事前相談の検討を行い、本機関から特定系統連系希望者への回答予定日の5営業日前までに、本機関へ検討結果を提出しなければならない。

変 更 前（変更点に下線）		変 更 後（変更点に下線）	
2・3（略）		2・3（略）	
（本機関が受け付けた接続検討） 第112条 一般送配電事業者は、本機関が受け付けた接続検討に関して業務規程第71条第2項、業務規程第81条第2項及び業務規程第82条第2項に <u>基づく</u> 依頼を受けた場合は、接続検討を行い、本機関から特定系統連系希望者への回答予定日の7営業日前までに、本機関へ検討結果を提出しなければならぬ。		（本機関が受け付けた接続検討） 第112条 一般送配電事業者は、本機関が受け付けた接続検討に関して業務規程第71条第2項、業務規程第81条第2項及び業務規程第82条第2項の <u>規定による</u> 依頼を受けた場合は、接続検討を行い、本機関から特定系統連系希望者への回答予定日の7営業日前までに、本機関へ検討結果を提出しなければならぬ。	
2・3（略）		2・3（略）	
（本機関が受け付けた接続検討の要否確認） 第113条 一般送配電事業者は、本機関が受け付けた接続検討の要否確認に関して、業務規程第74条第1項に <u>基づく</u> 確認の依頼を受けた場合は、速やかに接続検討の要否について検討を行い、検討結果を本機関に提出しなければならない。		（本機関が受け付けた接続検討の要否確認） 第113条 一般送配電事業者は、本機関が受け付けた接続検討の要否確認に関して、業務規程第74条第1項の <u>規定による</u> 確認の依頼を受けた場合は、速やかに接続検討の要否について検討を行い、検討結果を本機関に提出しなければならない。	
2（略）		2（略）	
（同一法人である一般送配電事業者の需要設備への電気の供給を行う場合） 第119条 系統連系希望者が、一般送配電事業者として自らが運用する送電系統に連系している需要設備に対して、新たな電気の供給又は契約電力の増加等を希望する場合には、この節の規定は、「契約申込み」を「系統連系の申込み」と読み替えて準用する。ただし、前条は準用しない。		（同一法人である一般送配電事業者の需要設備への電気の供給を行う場合） 第119条 系統連系希望者が、一般送配電事業者として自らが運用する送電系統に連系している需要設備に対して、新たな電気の供給又は契約電力の増加等を希望する場合には、この節の規定は、「契約申込み」を「系統連系の申込み」と読み替えて準用する。ただし、前条の <u>規定は</u> 準用しない。	
（系統連系希望者による電源接続案件一括検討プロセス開始の申込み） 第120条（略） 2 前項にかかわらず、系統連系希望者は、次の各号に掲げる場合は、電源接続案件一括検討プロセスの申込みを行うことはできない。 一 系統連系工事に広域連系系統の増強工事が含まれる場合で、系統連系希望者が、業務規程第51条第2号に <u>基づき</u> 広域系統整備に関する提起を行っている場合 二・三（略）		（系統連系希望者による電源接続案件一括検討プロセス開始の申込み） 第120条（略） 2 前項の <u>規定にかかわらず</u> 、系統連系希望者は、次の各号に掲げる場合は、電源接続案件一括検討プロセスの申込みを行うことはできない。 一 系統連系工事に広域連系系統の増強工事が含まれる場合で、系統連系希望者が、業務規程第51条第2号の <u>規定により</u> 広域系統整備に関する提起を行っている場合 二・三（略）	
（電源接続案件一括検討プロセスの開始検討料） 第120条の3（略） 2（略） 3 開始検討料は、第83条に定める接続検討の検討料と同額とし、当該系統連系希望者の第122条に <u>基づく</u> 同プロセスにおける接続検討申込みに伴う検討料に充当する。 4（略）		（電源接続案件一括検討プロセスの開始検討料） 第120条の3（略） 2（略） 3 開始検討料は、第83条に定める接続検討の検討料と同額とし、当該系統連系希望者の第122条の <u>規定による</u> 同プロセスにおける接続検討申込みに伴う検討料に充当する。 4（略）	
（電源接続案件一括検討プロセスの開始） 第120条の4（略） 一 一般送配電事業者が、第120条の2に <u>基づく</u> 申込みの受付後、当該申込みの対象となる送電系統について、効率的な系統整備の観点等から電源接続案件一括検討プロセスを開始することが必要と判断した場合 二（略） 三 本機関から業務規程第75条第1項に <u>基づき</u> 要請を受けた場合 四 本機関から業務規程第96条第1項に <u>基づき</u> 要請を受けた場合		（電源接続案件一括検討プロセスの開始） 第120条の4（略） 一 一般送配電事業者が、第120条の2の <u>規定による</u> 申込みの受付後、当該申込みの対象となる送電系統について、効率的な系統整備の観点等から電源接続案件一括検討プロセスを開始することが必要と判断した場合 二（略） 三 本機関から業務規程第75条第1項の <u>規定により</u> 要請を受けた場合 四 一般送配電事業者が、第124条第2項に掲げる期間において、過去の事前相談及び接続検討の申込状況等を踏まえ、連系等を行うことが見込まれる発電設備等の最大受電電力が既存の連系可能量を超過すると判断した場合 五 一般送配電事業者が、第124条第2項に掲げる期間において、発電設備等の休止又は廃止等の	

変 更 前（変更点に下線）	変 更 後（変更点に下線）
	手続（第107条に規定する手続により最大受電電力が減少された場合を含む。以下「休廃止等手続」という。）の対象となる送電系統を対象とする第88条第1項に規定する申込書類を受領した場合において、系統連系希望者間の情報取得の公平性の観点から電源接続案件一括検討プロセスを開始することが必要と判断した場合
2 一般送配電事業者は、第120条の2に基づく申込みの受付後、効率的な系統整備の観点等から電源接続案件一括検討プロセスを開始することが必要ない旨を判断した場合は、系統連系希望者に対し、その旨を通知するとともに必要な説明を行う。 3 一般送配電事業者は、第1項各号に基づき電源接続案件一括検討プロセスを開始する場合及び第2項に基づき同プロセスを開始しない場合は、本機関に対し、その旨及びその理由を報告する。 4 一般送配電事業者は、第1項第4号の場合は、第121条の2に準じて、必要事項を定め公表した上で募集対象となる送電系統への系統連系希望者の募集を省略し、第122条の3に基づく、接続検討の申込みに対する検討から実施することができ。	2 一般送配電事業者は、第120条の2の規定による申込みの受付後、効率的な系統整備の観点等から電源接続案件一括検討プロセスを開始することが必要ない旨を判断した場合は第1項第4号若しくは第5号の規定により電源接続案件一括検討プロセスを開始する場合は、系統連系希望者に対し、その旨を通知するとともに必要な説明を行う。 3 一般送配電事業者は、第1項各号の規定により電源接続案件一括検討プロセスを開始する場合及び第2項の規定により同プロセスを開始しない場合は、本機関に対し、その旨及びその理由を報告する。(削る)
(電源接続案件一括検討プロセスの手続等の遵守) 第121条 一般送配電事業者及び電源接続案件一括プロセスに参加する系統連系希望者は、電源接続案件一括検討プロセスの手続等にしたがうものとする。 (電源接続案件一括検討プロセスの前提条件の策定等) 第121条の2 一般送配電事業者は、電源接続案件一括検討プロセスの開始にあたって、同プロセスの対象となる送電系統の増強の概要、募集対象エリア、電源接続のために必要となる送電系統に暫定的に確保する容量その他の同プロセスの前提条件について検討を行い、これを定める。<u>ただし、第120条の4第1項第4号又は第5号の規定により、電源接続案件一括検討プロセスを開始するとき</u>は、同プロセスの対象となる送電系統の増強の概要についての検討を省略することができる。 2 (略)	(電源接続案件一括検討プロセスの手続等の遵守) 第121条 一般送配電事業者及び電源接続案件一括検討プロセスに参加する系統連系希望者は、電源接続案件一括検討プロセスの手続等にしたがうものとする。 (電源接続案件一括検討プロセスの前提条件の策定等) 第121条の2 一般送配電事業者は、電源接続案件一括検討プロセスの開始にあたって、同プロセスの対象となる送電系統の増強の概要、募集対象エリア、電源接続のために必要となる送電系統に暫定的に確保する容量その他の同プロセスの前提条件について検討を行い、これを定める。<u>ただし、第120条の4第1項第4号又は第5号の規定により、電源接続案件一括検討プロセスを開始するとき</u>は、同プロセスの対象となる送電系統の増強の概要についての検討を省略することができる。 2 (略)
(電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の回答) 第122条の4 一般送配電事業者は、前条第1項の検討が完了したときは、系統連系希望者に対し、第85条第1項に<u>準じ書面にて回答するとともに必要な説明を行う。</u> 2 (略)	(電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の回答) 第122条の4 一般送配電事業者は、前条第1項の検討が完了したときは、系統連系希望者に対し、第85条第1項の<u>規定に準じて書面にて回答するとともに必要な説明を行う。</u> 2 (略)
(系統連系希望者からの再接続検討の申込みの受付等) 第122条の8 一般送配電事業者は、前条第1項に基づく、募集対象となる送電系統への連系等を希望する系統連系希望者の再接続検討の申込みの受付を行う。 2～6 (略)	(系統連系希望者からの再接続検討の申込みの受付等) 第122条の8 一般送配電事業者は、前条第1項の<u>規定による募集対象となる送電系統への連系等を希望する系統連系希望者の再接続検討の申込みの受付を行う。</u> 2～6 (略)
(電源接続案件一括検討プロセスの保証金) 第122条の9 系統連系希望者は、第122条の7における再接続検討を申込み場合は、業務規程第82条の2に定める算定方法に応じた保証金を、速やかに支払い、保証金の支払後、一般送配電業者にその旨を通知しなければならない。ただし、保証金を要しない場合は除く。 2 系統連系希望者が支払った保証金は、当該系統連系希望者が負担する工事費負担金又は第123条に<u>基づき締結する工事費負担金の補償に関する契約に基づく補償金に充当する。</u> (略) 一 工事費負担金の額が、第122条の7第2項において<u>申告した負担可能上限額を上回る場合</u> 二～四 (略)	(電源接続案件一括検討プロセスの保証金) 第122条の9 系統連系希望者は、第122条の7の<u>規定により再接続検討を申込み場合は、業務規程第82条の2に定める算定方法に応じた保証金を、速やかに支払い、保証金の支払後、一般送配電事業者にその旨を通知しなければならない。ただし、保証金を要しない場合は除く。</u> 2 系統連系希望者が支払った保証金は、当該系統連系希望者が負担する工事費負担金又は第123条の<u>規定により締結する工事費負担金の補償に関する契約に基づく補償金に充当する。</u> 3 (略) 一 工事費負担金の額が、第122条の7第2項の<u>規定により申告した負担可能上限額を上回る場合</u> 二～四 (略)

変 更 前（変更点に <u>下線</u> ）		変 更 後（変更点に <u>下線</u> ）			
（電源接続案件一括検討プロセスにおける再継続検討の回答） 第122条の11 一般送配電事業者は、前条の検討が完了したときは、系統連系希望者に対し、第85条第1項に<u>準じ</u>書面にて回答するとともに必要な説明を行う。ただし、検討結果において工事費負担金が申告された負担可能上限額を超過する等の理由により連系等を行うことが不可能又は著しく困難となった者に対しては、その旨を回答する。 （電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込み） 第123条 第122条の11の回答を受領した系統連系希望者は、回答内容を踏まえ、募集対象となる送電系統への連系等を希望する場合には、一般送配電事業者に対し、電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込みを行わなければならない。 2 前項の申込みを行う系統連系希望者は、申込みに伴い、一般送配電事業者と工事費負担金の補償に関する契約を締結しなければならない。	（電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込みの受付） 第123条の2 一般送配電事業者は、前条の電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込みの申込書類を受領した場合には、申込書類に必要事項が記載されていることを確認の上、契約申込みを受け付ける。ただし、申込書類に不備がある場合には、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で契約申込みの受付を行う。 2～4 （略） 第123条の3 一般送配電事業者は、電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込みの受付後、第84条第1項に<u>準じ</u>、当該契約申込みに対する検討を実施する。 2 （略）	（電源接続案件一括検討プロセスの中止等） 第123条の8 （略） 2・3 （略） 4 一般送配電事業者は、業務規程第89条に<u>基づき</u>、本機関が電源接続案件一括検討プロセスの中止又は中断を要請した場合には、当該要請に従うものとする。 （新設）	（電源接続案件一括検討プロセスにおける再継続検討の回答） 第122条の11 一般送配電事業者は、前条の検討が完了したときは、系統連系希望者に対し、第85条第1項の規定に<u>準じて</u>書面にて回答するとともに必要な説明を行う。ただし、検討結果において工事費負担金が申告された負担可能上限額を超過する等の理由により連系等を行うことが不可能又は著しく困難となった者に対しては、その旨を回答する。 （電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込み） 第123条 第122条の11の<u>規定による回答又は</u>第123条の9の規定による通知を受領した系統連系希望者は、回答内容を踏まえ、募集対象となる送電系統への連系等を希望する場合には、一般送配電事業者に対し、電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込みを行わなければならない。 2 前項の規定により<u>申込みを行う</u>系統連系希望者は、申込みに伴い、一般送配電事業者と工事費負担金の補償に関する契約を締結しなければならない。ただし、<u>第123条の9の規定による通知を受領した</u>系統連系希望者が契約申込みを行う場合においては、その限りではない。		
			第3節 <u>リプレー스案件</u> 系統連系募集プロセス	第3節 <u>リプレー스案件</u> の对象となる資本関係及び契約関係）	
第124条 業務規程第90条第1項第2号に定めるリプレース対象事業者は、リプレース対象廃止計画を提出した発電事業者及び当該発電事業者と次の各号に掲げる資本関係又は契約関係を有する者とする。		第124条 一般送配電事業者は、休廃止等手続により、連系可能性が10万キロワット以上増加することが <u>確実に</u> 見込まれるときは、当該休廃止等手続により増加する連系可能性、増加する時期及び連系可能性が増加する送電系統を系統情報ガイドラインに基づき、速やかに自身のウェブサイトにおいて			

変 更 前（変更点に下線）		変 更 後（変更点に下線）
二 資本関係を有する者 次のア及びイに掲げる者 ア 当該発電事業者の親子法人等 イ 当該発電事業者の関連会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和３８年１１月２７日大蔵省令第５９号）第８条に定める者をいう。以下同じ。）並びに当該発電事業者の親子法人等の関連会社 二 契約関係を有する者 次のアからウに掲げる者 ア 当該発電事業者と新設発電設備等を共同で開発又は維持、運用する契約を締結し、又は、締結することを予定している電気供給事業者 イ 当該発電事業者と新設発電設備等から発電される電気を受給する契約（ＦＩＴ法に基づく特定契約を除く。）を締結し、又は、締結することを予定している電気供給事業者 ウ この号ア及びイに掲げる電気供給事業者と前号に掲げる資本関係がある者（新設）		<u>て公表する。</u> 2 前項の規定にかかわらず、一般送配電事業者は、この章の規定の適用については前項の規定により公表した日より１２か月が経過するまでの間は、休廃止等手続の対象となる発電設備等が休廃止等手続前における最大受電電力のまま連系され、稼働しているものとみなして取り扱う。ただし、休廃止等手続の対象となる送電系統を対象とする電源接続案件一括検討プロセスにおいてはこの限りではない。
（リプレースに該当する可能性がある場合の報告） 第１２５条 リプレース対象廃止計画を提出した発電事業者は、業務規程第９０条第１項第３号の場合に該当するときは、その旨を本機関に報告しなければならない。 （リプレースの該当性判断のための確認） 第１２６条 リプレース対象事業者及び関係する電気供給事業者は、業務規程第９０条第２項に基づき、本機関からリプレースの該当性を判断するために必要な事項の確認を受けた場合は、本機関が指定する期日までに、これに回答しなければならない。 2 リプレース対象事業者及び関係する電気供給事業者は、本機関が指定する期日までに、前項の回答ができない場合には、その理由を本機関に報告しなければならない。 （リプレースに係る系統アクセス情報の報告） 第１２７条 一般送配電事業者は、系統連系希望者から１０キロワット以上の発電設備等の停止若しくは発電抑制を前提とした発電設備等の接続検討の申込み又は契約申込みを受け付けた場合は、速やかに本機関に報告しなければならない。 （リプレース案件系統連系募集プロセスへの応募） 第１２８条 プロセス対象送電系統に対する系統連系希望者は、本機関が策定した募集要綱に従い、リプレース案件系統連系募集プロセスへ応募する。 （リプレース案件系統連系募集プロセスにおける契約申込み） 第１２９条 リプレース案件系統連系募集プロセスに応募した系統連系希望者は、業務規程第９５条の通知及び接続検討の回答を受けた場合において、発電設備等とプロセス対象送電系統との連系等を希望するときは、速やかに、一般送配電事業者に対し、契約申込みを行わなければならない。 （廃止を伴う新設発電設備等の契約申込みの制限） 第１３０条 リプレース対象事業者は、リプレース対象廃止計画を提出した発電事業者が、最大受電電力が１０キロワット以上のリプレース発電設備等を廃止する場合において、業務規程第９０条第１		第１２５条 削除 第１２６条 削除 第１２７条 削除 第１２８条 削除 第１２９条 削除 第１３０条 削除

変 更 前（変更点に下線）		変 更 後（変更点に下線）	
項第3号の場合に該当するときは、廃止日から12か月が経過するまでの間、リプレース案件系統連系募集プロセス（業務規程第96条に基づき、同プロセス後に電源接続案件募集プロセスが開始された場合を含む。）によらずに、新設発電設備等に関する契約申込みを行うことができない。ただし、次の各号に掲げるときはこの限りでない。 二 業務規程第90条第1項第2号ただし書に該当するとき 二 全国又は供給区域の需給状況等に鑑み、本機関が発電設備等の連系を認めると認めるとき			
（リプレース案件系統連系募集プロセスにおける廃止時期変更の制限） 第131条 リプレース対象廃止計画を提出した発電事業者は、リプレース案件系統連系募集プロセスが開始された場合は、やむを得ない理由が無い限り、リプレース発電設備等の廃止時期を繰り延べてはならない。 2 リプレース対象廃止計画を提出した発電事業者は、前項に掲げる場合において、発電設備等の廃止時期を繰り延べるときは、本機関にその理由を書面により提出しなければならない。		第131条 削除	
第4節 その他 （申込み・回答様式） 第133条 （略） 2 前項にかかわらず、系統連系希望者が、FIT法に定める特定契約及び接続供給契約又は振替供給契約を同時に申し込む場合の申込書及び回答書の様式については、各一般送配電事業者が自身のウェブサイトにおいて公表する。 （本機関の系統アクセス業務等への協力） 第136条 一般送配電事業者その他の電気供給事業者は、業務規程第103条及び第90条の規定に基づき、本機関から系統アクセス業務に係る情報提供その他の協力を求められた場合には、これに応じなければならない。 2 （略）		第3節 その他 （申込み・回答様式） 第133条 （略） 2 前項の規定にかかわらず、系統連系希望者が、FIT法に定める特定契約及び接続供給契約又は振替供給契約を同時に申し込む場合の申込書及び回答書の様式については、各一般送配電事業者が自身のウェブサイトにおいて公表する。 （本機関の系統アクセス業務等への協力） 第136条 一般送配電事業者その他の電気供給事業者は、業務規程第103条及び第90条の規定により、本機関から系統アクセス業務に係る情報提供その他の協力を求められた場合には、これに応じなければならない。 2 （略）	
（一般送配電事業者以外の者が維持・運用する電力設備の工事が含まれる場合の特則） 第137条 （略） 2 前項に基づき定める工事費負担金契約等の内容は第118条と異なる定めをすることを妨げない。		（一般送配電事業者以外の者が維持・運用する電力設備の工事が含まれる場合の特則） 第137条 （略） 2 前項の規定により定める工事費負担金契約等の内容は第103条及び第118条と異なる定めをすることを妨げない。	
（託送供給契約者による計画の提出） 第138条 （略） 2 （略） 一 （略） 二 調達計画 需要計画に対応した供給力の確保の計画（調達先（卸電力取引所における前日スポット取引及び1時間前取引による調達を含む。以下同じ。）ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、調達先の販売計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。ただし、事業者間で供給区域を跨いで行う電力調達に係る合意がある場合及び同一事業者により供給区域を跨いで行う電力調達がある場合には、週間計画以前は、当該電力調達に係る調達分ごとの計画値とする。）		（託送供給契約者による計画の提出） 第138条 （略） 2 （略） 一 （略） 二 調達計画 需要計画に対応した供給力の確保の計画（調達先（卸電力取引所における翌日取引及び1時間前取引による調達を含む。以下同じ。）ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、調達先の販売計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。ただし、事業者間で供給区域を跨いで行う電力調達に係る合意がある場合及び同一事業者により供給区域を跨いで行う電力調達がある場合には、週間計画以前は、当該電力調達に係る調達分ごとの計画値とする。）	
三 販売計画 販売先の調達計画に対応して販売する計画（販売先（卸電力取引所における前日スポット取引及び1時間前取引による販売を含む。以下同じ。）ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、販売先の販売計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。ただし、事業者間で供給区域を跨いで行う電力調達に係る合意がある場合及び同一事業者により供給区域を跨いで行う電力調達がある場合には、週間計画以前は、当該電力調達に係る調達分ごとの計画値とする。）		三 販売計画 販売先の調達計画に対応して販売する計画（販売先（卸電力取引所における翌日取引及び1時間前取引による販売を含む。以下同じ。）ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、販売先の販売計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。ただし、事業者間で供給区域を跨いで行う電力調達に係る合意がある場合及び同一事業者により供給区域を跨いで行う電力調達がある場合には、週間計画以前は、当該電力調達に係る調達分ごとの計画値とする。）	

変 更 前（変更点に下線）		変 更 後（変更点に下線）	
以降は、販売先の調達計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。ただし、事業者間で供給区域を跨いで行う電力販売に係る合意がある場合及び同一事業者により供給区域を跨いで行う電力販売がある場合には、週間計画以前は、当該電力販売に係る販売分ごとの計画値とする。） 3（略） 4 複数の託送供給契約者（自己等への電気の供給を行う者を除く。以下、この項及び次項において同じ。）が、託送供給契約に関する一般送配電事業者との協議及び託送供給の実施に関する事項についての権限を特定の託送供給契約者（以下「代表契約者」という。）に委任している場合においては、第1項にかかわらず、代表契約者が、当該複数の託送供給契約者の需要調達計画等を取りまとめ、需要調達計画等を提出しなければならない。 5（略）	（発電契約者並びに一般送配電事業者及び特定送配電事業者による計画の提出） 第139条（略） 2・3（略） 4 第2項第1号に<u>規定</u>にかかわらず、発電契約者は、次の各号に掲げる場合において、発電地点別又は発電機別ごとの発電の内訳の記載を求められたときは、これを発電計画に記載しなければならない。 一・二（略）	（再生可能エネルギーの発電計画に関する特例措置） 第140条（略） 一（略） ア（略） イ 一般送配電事業者は、この号アにより特例契約者等が作成した様式に、実需給日の前々日16時まで、特例発電計画に係る太陽光電源又は風力電源の発電計画の値を入力する。また、実需給日の前日6時まで、入力した値について見直し、再入力する。 二（略） 2 特例契約者等は、前項各号に<u>基づいて</u>一般送配電事業者が入力し、又は特例契約者等が作成し一般送配電事業者がその妥当性を確認した発電計画の内容にしたがって、実需給日の前日12時までに発電販売計画等を本機関に提出しなければならない。 3（略）	（特定送配電事業者による情報提出） 第142条（略） 2 特定送配電事業者は、前項により提出した資料に変更がある場合は、都度、変更した資料を本機関に提出しなければならない。 （追加資料の提出） 第143条（略） 2 託送供給契約者、発電契約者及び需要抑制契約者は、業務規程第110条又は前項の規定により、本機関又は一般送配電事業者から提出した計画その他の情報に対して、追加の資料の提出を求められた場合には、速やかにこれに応じなければならない。 （計画の変更） 第144条 託送供給契約者、発電契約者又は需要抑制契約者は、需要調達計画等、発電販売計画等又

変 更 前（変更点に下線）		変 更 後（変更点に下線）	
は需要抑制計画等に変更が生じた場合（本機関が業務規程第 1 0 9 条に基づき計画値を変更したことに伴い必要となる変更を含む。）、速やかに変更後の計画を本機関に提出しなければならない。 2 （略）	は需要抑制計画等に変更が生じた場合（本機関が業務規程第 1 0 9 条の規定により計画値を変更したことに伴い必要となる変更を含む。）、速やかに変更後の計画を本機関に提出しなければならない。 2 （略）	（本機関の指示又は要請に基づく精算） 第 1 4 7 条 業務規程第 1 1 1 条に<u>基づく</u>指示又は要請を受けた電気供給事業者は、業務規程第 1 2 3 条第 1 項及び第 2 項に定める協議において、本機関の指示又は要請に基づいて電気の供給、電気工作物の貸渡等を行った電気供給事業者の費用負担を勘案し、原則として、当該事業者が生じない合理的な額による精算を行う。 （電力系統の監視） 第 1 5 2 条 （略） 2 一般送配電事業者は、小売電気事業者等が、法第 2 条の 1 2 第 1 項に規定する必要な供給力（法第 2 7 条の 2 6 第 2 項において準用する場合を含む。）を確保していないと認められる場合、当該小売電気事業者等に対して、供給力を確保するよう要請することができる。 3・4 （略） （下げ調整力の活用） 第 1 7 3 条 一般送配電事業者は、電力設備の故障、需要予測又は発電予測の誤差等によって、供給区域の需要に対する電気の供給が余剰になると見込まれる場合は、次の各号に掲げる措置を講じる。 一 一般送配電事業者が調整力としてあらかじめ確保した次のアからウまでに掲げる方法 ア～ウ （略） 二 一般送配電事業者からオンラインで調整ができる次のアからウまでに掲げる方法 ア～ウ （略） （下げ調整力が不足する場合の措置） 第 1 7 4 条 （略） 一 一般送配電事業者からオンラインで調整できない次のアからウまでに掲げる方法（第 3 号から第 5 号まで及び第 7 号に掲げる方法を除く。） ア～ウ （略） 二～七 （略） 2 （略） （長周期広域周波数調整のための電力量及び時間の調整） 第 1 7 7 条 一般送配電事業者は、翌日の供給区域の下げ調整力不足又は下げ調整力の不足するおそれがある場合には、実需給日の前日 1 2 時以降において、本機関に対して、第 1 7 4 条第 1 項第 2 号のための電力量及び時間の調整を要請することができる。 2 （略） （実需給当日の長周期広域周波数調整の実施の手順） 第 1 7 8 条 前条第 1 項の要請を行った一般送配電事業者は、業務規程第 1 3 2 条に基づき、本機関により仮決定された長周期広域周波数調整のための電力量及び時間の通知を受けた場合には、実需給日の需給バランスに基づき、長周期広域周波数調整の要否を検討する。 2 前項の一般送配電事業者は、第 1 7 4 条第 1 項第 3 号から第 5 号までの出力抑制に必要な時間を考慮の上、原則として、ゲートクローズ後、前項の長周期広域周波数調整の要否を判断し、長周期広域周波数調整が必要である場合には、必要となる電力量及び時間を本機関に通知する。	
		（本機関の指示又は要請に基づく精算） 第 1 4 7 条 業務規程第 1 1 1 条に<u>基づく</u>指示又は要請を受けた電気供給事業者は、業務規程第 1 2 3 条第 1 項及び第 2 項に定める協議において、本機関の指示又は要請に基づいて電気の供給、電気工作物の貸渡等を行った電気供給事業者の費用負担を勘案し、原則として、当該事業者が生じない合理的な額による精算を行う。 （電力系統の監視） 第 1 5 2 条 （略） 2 一般送配電事業者は、小売電気事業者等が、法第 2 条の 1 2 第 1 項に規定する必要な供給力（法第 2 7 条の 2 6 第 2 項により準用する場合を含む。）を確保していないと認められる場合、当該小売電気事業者等に対して、供給力を確保するよう要請することができる。 3・4 （略） （下げ調整力の活用） 第 1 7 3 条 一般送配電事業者は、電力設備の故障、需要予測又は発電予測の誤差等によって、供給区域の需要に対する電気の供給が余剰になると見込まれる場合は、次の各号に掲げる措置を講じる。 一 一般送配電事業者が調整力としてあらかじめ確保した次のアからウに掲げる方法 ア～ウ （略） 二 一般送配電事業者からオンラインで調整ができる次のアからウに掲げる方法 ア～ウ （略） （下げ調整力が不足する場合の措置） 第 1 7 4 条 （略） 一 一般送配電事業者からオンラインで調整できない次のアからウに掲げる方法（第 3 号、第 4 号、第 5 号及び第 7 号に掲げる方法を除く。） ア～ウ （略） 二～七 （略） 2 （略） （長周期広域周波数調整のための電力量及び時間の調整） 第 1 7 7 条 一般送配電事業者は、翌日の供給区域の下げ調整力不足又は下げ調整力の不足するおそれがある場合には、実需給日の前日 1 2 時以降において、本機関に対して、第 1 7 4 条第 1 項第 2 号のための電力量及び時間の調整を要請することができる。 2 （略） （実需給当日の長周期広域周波数調整の実施の手順） 第 1 7 8 条 前条第 1 項の要請を行った一般送配電事業者は、業務規程第 1 3 2 条に<u>基づき</u>、本機関により仮決定された長周期広域周波数調整のための電力量及び時間の通知を受けた場合には、実需給日の需給バランスに基づき、長周期広域周波数調整の要否を検討する。 2 前項の一般送配電事業者は、第 1 7 4 条第 1 項第 3 号から第 5 号の出力抑制に必要な時間を考慮の上、原則として、ゲートクローズ後、前項の長周期広域周波数調整の要否を判断し、長周期広域周波数調整が必要である場合には、必要となる電力量及び時間を本機関に通知する。	
		（本機関の指示又は要請に基づく精算） 第 1 4 7 条 業務規程第 1 1 1 条に<u>基づく</u>指示又は要請を受けた電気供給事業者は、業務規程第 1 2 3 条第 1 項及び第 2 項に定める協議において、本機関の指示又は要請に基づいて電気の供給、電気工作物の貸渡等を行った電気供給事業者の費用負担を勘案し、原則として、当該事業者が生じない合理的な額による精算を行う。 （電力系統の監視） 第 1 5 2 条 （略） 2 一般送配電事業者は、小売電気事業者等が、法第 2 条の 1 2 第 1 項に規定する必要な供給力（法第 2 7 条の 2 6 第 2 項において準用する場合を含む。）を確保していないと認められる場合、当該小売電気事業者等に対して、供給力を確保するよう要請することができる。 3・4 （略） （下げ調整力の活用） 第 1 7 3 条 一般送配電事業者は、電力設備の故障、需要予測又は発電予測の誤差等によって、供給区域の需要に対する電気の供給が余剰になると見込まれる場合は、次の各号に掲げる措置を講じる。 一 一般送配電事業者が調整力としてあらかじめ確保した次のアからウに掲げる方法 ア～ウ （略） 二 一般送配電事業者からオンラインで調整ができる次のアからウに掲げる方法 ア～ウ （略） （下げ調整力が不足する場合の措置） 第 1 7 4 条 （略） 一 一般送配電事業者からオンラインで調整できない次のアからウに掲げる方法（第 3 号、第 4 号、第 5 号及び第 7 号に掲げる方法を除く。） ア～ウ （略） 二～七 （略） 2 （略） （長周期広域周波数調整のための電力量及び時間の調整） 第 1 7 7 条 一般送配電事業者は、翌日の供給区域の下げ調整力不足又は下げ調整力の不足するおそれがある場合には、実需給日の前日 1 2 時以降において、本機関に対して、第 1 7 4 条第 1 項第 2 号のための電力量及び時間の調整を要請することができる。 2 （略） （実需給当日の長周期広域周波数調整の実施の手順） 第 1 7 8 条 前条第 1 項の要請を行った一般送配電事業者は、業務規程第 1 3 2 条に<u>基づき</u>、本機関により仮決定された長周期広域周波数調整のための電力量及び時間の通知を受けた場合には、実需給日の需給バランスに基づき、長周期広域周波数調整の要否を検討する。 2 前項の一般送配電事業者は、第 1 7 4 条第 1 項第 3 号から第 5 号の出力抑制に必要な時間を考慮の上、原則として、ゲートクローズ後、前項の長周期広域周波数調整の要否を判断し、長周期広域周波数調整が必要である場合には、必要となる電力量及び時間を本機関に通知する。	
		（本機関の指示又は要請に基づく精算） 第 1 4 7 条 業務規程第 1 1 1 条の<u>規定による</u>指示又は要請を受けた電気供給事業者は、業務規程第 1 2 3 条第 1 項及び第 2 項に定める協議において、本機関の指示又は要請に基づいて電気の供給、電気工作物の貸渡等を行った電気供給事業者の費用負担を勘案し、原則として、当該事業者が生じない合理的な額による精算を行う。 （電力系統の監視） 第 1 5 2 条 （略） 2 一般送配電事業者は、小売電気事業者等が、法第 2 条の 1 2 第 1 項に規定する必要な供給力（法第 2 7 条の 2 6 第 2 項において準用する場合を含む。）を確保していないと認められる場合、当該小売電気事業者等に対して、供給力を確保するよう要請することができる。 3・4 （略） （下げ調整力の活用） 第 1 7 3 条 一般送配電事業者は、電力設備の故障、需要予測又は発電予測の誤差等によって、供給区域の需要に対する電気の供給が余剰になると見込まれる場合は、次の各号に掲げる措置を講じる。 一 一般送配電事業者が調整力としてあらかじめ確保した次のアからウまでに掲げる方法 ア～ウ （略） 二 一般送配電事業者からオンラインで調整ができる次のアからウまでに掲げる方法 ア～ウ （略） （下げ調整力が不足する場合の措置） 第 1 7 4 条 （略） 一 一般送配電事業者からオンラインで調整できない次のアからウまでに掲げる方法（第 3 号から第 5 号まで及び第 7 号に掲げる方法を除く。） ア～ウ （略） 二～七 （略） 2 （略） （長周期広域周波数調整のための電力量及び時間の調整） 第 1 7 7 条 一般送配電事業者は、翌日の供給区域の下げ調整力不足又は下げ調整力の不足するおそれがある場合には、実需給日の前日 1 2 時以降において、本機関に対して、第 1 7 4 条第 1 項第 2 号に<u>規定する長周期広域周波数調整のための電力量及び時間の調整を要請することができる。</u> 2 （略） （実需給当日の長周期広域周波数調整の実施の手順） 第 1 7 8 条 前条第 1 項の要請を行った一般送配電事業者は、業務規程第 1 3 2 条の<u>規定により</u>、本機関により仮決定された長周期広域周波数調整のための電力量及び時間の通知を受けた場合には、実需給当日の需給バランスに基づき、長周期広域周波数調整の要否を検討する。 2 前項の一般送配電事業者は、第 1 7 4 条第 1 項第 3 号から第 5 号までの出力抑制に必要な時間を考慮の上、原則として、ゲートクローズ後、前項の長周期広域周波数調整の要否を判断し、長周期広域周波数調整が必要である場合には、必要となる電力量及び時間を本機関に通知する。	

変 更 前（変更点に下線）		変 更 後（変更点に下線）	
3（略）		3（略）	
（下げ代不足を解消するための本機関に対する指示の要請） 第182条（略） 2 本機関は、前項の要請を受けた場合には、一般送配電事業者が第174条第1項第1号から第5号までの措置を講じた後に前項の指示を行う。ただし、下げ代不足を解消する緊急の必要性が認められる場合は、第174条の定めによらず、当該指示を行うことができる。 （発電契約者等に対する出力制御等を行った場合の説明） 第184条（略） 2 一般送配電事業者は、第174条第1項第1号から第5号及び第3号から第5号までに規定する出力抑制等を給電指令により行う際には、給電指令を受ける発電契約者等に対し、事前に、次の各号に掲げる事項について説明するとともに、当該事業者等と協議しなければならない。ただし、緊急時には事後速やかに説明を行えば足りるものとする。 一～三（略） 3（略）	（下げ代不足を解消するための本機関に対する指示の要請） 第182条（略） 2 本機関は、前項の要請を受けた場合には、一般送配電事業者が第174条第1項第1号から第5号までの措置を講じた後に前項の指示を行う。ただし、下げ代不足を解消する緊急の必要性が認められる場合は、第174条の定めによらず、当該指示を行うことができる。 （発電契約者等に対する出力制御等を行った場合の説明） 第184条（略） 2 一般送配電事業者は、第174条第1項第1号及び第3号から第5号までに規定する出力抑制等を給電指令により行う際には、給電指令を受ける発電契約者等に対し、事前に、次の各号に掲げる事項について説明するとともに、当該事業者等と協議しなければならない。ただし、緊急時には事後速やかに説明を行えば足りるものとする。 一～三（略） 3（略）	（下げ代不足を解消するための本機関に対する指示の要請） 第182条（略） 2 本機関は、前項の要請を受けた場合には、一般送配電事業者が第174条第1項第1号から第5号までの措置を講じた後に前項の指示を行う。ただし、下げ代不足を解消する緊急の必要性が認められる場合は、第174条の規定にかかわらず、当該指示を行うことができる。 （発電契約者等に対する出力制御等を行った場合の説明） 第184条（略） 2 一般送配電事業者は、第174条第1項第1号及び第3号から第5号までに規定する出力抑制等を給電指令により行う際には、給電指令を受ける発電契約者等に対し、事前に、次の各号に掲げる事項について説明するとともに、当該事業者等と協議しなければならない。ただし、緊急時には事後速やかに説明を行えば足りるものとする。 一～三（略） 3（略）	（下げ代不足を解消するための本機関に対する指示の要請） 第182条（略） 2 本機関は、前項の要請を受けた場合には、一般送配電事業者が第174条第1項第1号から第5号までの措置を講じた後に前項の指示を行う。ただし、下げ代不足を解消する緊急の必要性が認められる場合は、第174条の規定にかかわらず、当該指示を行うことができる。 （発電契約者等に対する出力制御等を行った場合の説明） 第184条（略） 2 一般送配電事業者は、第174条第1項第1号及び第3号から第5号までに規定する出力抑制等を給電指令により行う際には、給電指令を受ける発電契約者等に対し、事前に、次の各号に掲げる事項について説明するとともに、当該事業者等と協議しなければならない。ただし、緊急時には事後速やかに説明を行えば足りるものとする。 一～三（略） 3（略）
（発電契約者等に対する出力抑制を行った場合の本機関への報告） 第185条 一般送配電事業者は、発電契約者等に対し、第174条第1項第1号から第4号の出力抑制の給電指令を行った場合は、事後速やかに、本機関に前条第2項各号に掲げる事項の説明を行うとともに、これを裏付ける資料を提出しなければならない。 （下げ代不足時における短時間熱容量による運用容量の算出） 第196条 特定の供給区域において下げ代不足が見込まれる場合において、前条第2項第1号の流通設備の熱容量に基づき運用容量が定められているときは、同号ただし書にかかわらず、下げ代不足が見込まれる期間に限定して、潮流の値を短時間熱容量に基づき算出することができる。ただし、下げ代不足が見込まれる供給区域において給電指令により迅速かつ確実に出力抑制を行うことができる電源がある場合に限る。 （運用容量の算出断面） 第197条（略） 一・二（略） 三 第195条第2項第1号から第3号により運用容量が定まる場合 （承認を受けた電源等の取扱い） 第209条の2 業務規程第144条の2第2号の電源を有する承認電源等保有者は、翌々日の運用容量が公表された以降、発電に係る計画の変更はできないものとする。ただし、前日スポット取引へ影響が生じないのであれば発電に係る計画の変更はできる。また、前日スポット取引へ影響が生じる場合同じにおいて、次の各号の場合には、それぞれ当該各号に掲げる変更をすることができる。 一・二（略） 2 承認電源等保有者は、承認電源等に関し、業務規程第143条に基づき混雑処理がなされた場合であっても、混雑処理に伴う出力等の抑制を行うことを要しないものとする。 （承認内容に変更があった場合の取扱い） 第214条（略） 2 前項にかかわらず、業務規程第144条の2第2号に掲げる電源を有する承認電源等保有者は、承認内容を変更する年度の前々年度末までに、本機関に対して、当該承認内容の変更の申請を行わなければならない。	（発電契約者等に対する出力抑制を行った場合の本機関への報告） 第185条 一般送配電事業者は、発電契約者等に対し、第174条第1項第1号から第4号の出力抑制の給電指令を行った場合は、事後速やかに、本機関に前条第2項各号に掲げる事項の説明を行うとともに、これを裏付ける資料を提出しなければならない。 （下げ代不足時における短時間熱容量による運用容量の算出） 第196条 特定の供給区域において下げ代不足が見込まれる場合において、前条第2項第1号の流通設備の熱容量に基づき運用容量が定められているときは、同号ただし書にかかわらず、下げ代不足が見込まれる期間に限定して、潮流の値を短時間熱容量に基づき算出することができる。ただし、下げ代不足が見込まれる供給区域において給電指令により迅速かつ確実に出力抑制を行うことができる電源がある場合に限る。 （運用容量の算出断面） 第197条（略） 一・二（略） 三 第195条第2項第1号から第3号により運用容量が定まる場合 （承認を受けた電源等の取扱い） 第209条の2 業務規程第144条の2第2号の電源を有する承認電源等保有者は、翌々日の運用容量が公表された以降、発電に係る計画の変更はできないものとする。ただし、前日スポット取引へ影響が生じないのであれば発電に係る計画の変更はできる。また、前日スポット取引へ影響が生じる場合においても、次の各号の場合には、それぞれ当該各号に掲げる変更をすることができる。 一・二（略） 2 承認電源等保有者は、承認電源等に関し、業務規程第143条に基づき混雑処理がなされた場合であっても、混雑処理に伴う出力等の抑制を行うことを要しないものとする。 （承認内容に変更があった場合の取扱い） 第214条（略） 2 前項にかかわらず、業務規程第144条の2第2号に掲げる電源を有する承認電源等保有者は、承認内容を変更する年度の前々年度末までに、本機関に対して、当該承認内容の変更の申請を行わなければならない。	（発電契約者等に対する出力抑制を行った場合の本機関への報告） 第185条 一般送配電事業者は、発電契約者等に対し、第174条第1項第1号から第4号までの出力抑制の給電指令を行った場合は、事後速やかに、本機関に前条第2項各号に掲げる事項の説明を行うとともに、これを裏付ける資料を提出しなければならない。 （下げ代不足時における短時間熱容量による運用容量の算出） 第196条 特定の供給区域において下げ代不足が見込まれる場合において、前条第2項第1号の流通設備の熱容量に基づき運用容量が定められているときは、同号ただし書の規定にかかわらず、下げ代不足が見込まれる期間に限定して、潮流の値を短時間熱容量に基づき算出することができる。ただし、下げ代不足が見込まれる供給区域において給電指令により迅速かつ確実に出力抑制を行うことができる電源がある場合に限る。 （運用容量の算出断面） 第197条（略） 一・二（略） 三 第195条第2項第1号から第3号までの規定により運用容量が定まる場合 （承認を受けた電源等の取扱い） 第209条の2 業務規程第144条の2第2号の電源を有する承認電源等保有者は、翌々日の運用容量が公表された以降、発電に係る計画の変更はできないものとする。ただし、翌日取引へ影響が生じないのであれば発電に係る計画の変更はできる。また、翌日取引へ影響が生じる場合においても、次の各号の場合には、それぞれ当該各号に掲げる変更をすることができる。 一・二（略） 2 承認電源等保有者は、承認電源等に関し、業務規程第143条の規定による混雑処理がなされた場合であっても、混雑処理に伴う出力等の抑制を行うことを要しないものとする。 （承認内容に変更があった場合の取扱い） 第214条（略） 2 前項の規定にかかわらず、業務規程第144条の2第2号に掲げる電源を有する承認電源等保有者は、承認内容を変更する年度の前々年度末までに、本機関に対して、当該承認内容の変更の申請を行	（発電契約者等に対する出力抑制を行った場合の本機関への報告） 第185条 一般送配電事業者は、発電契約者等に対し、第174条第1項第1号から第4号までの出力抑制の給電指令を行った場合は、事後速やかに、本機関に前条第2項各号に掲げる事項の説明を行うとともに、これを裏付ける資料を提出しなければならない。 （下げ代不足時における短時間熱容量による運用容量の算出） 第196条 特定の供給区域において下げ代不足が見込まれる場合において、前条第2項第1号の流通設備の熱容量に基づき運用容量が定められているときは、同号ただし書の規定にかかわらず、下げ代不足が見込まれる期間に限定して、潮流の値を短時間熱容量に基づき算出することができる。ただし、下げ代不足が見込まれる供給区域において給電指令により迅速かつ確実に出力抑制を行うことができる電源がある場合に限る。 （運用容量の算出断面） 第197条（略） 一・二（略） 三 第195条第2項第1号から第3号までの規定により運用容量が定まる場合 （承認を受けた電源等の取扱い） 第209条の2 業務規程第144条の2第2号の電源を有する承認電源等保有者は、翌々日の運用容量が公表された以降、発電に係る計画の変更はできないものとする。ただし、翌日取引へ影響が生じないのであれば発電に係る計画の変更はできる。また、翌日取引へ影響が生じる場合においても、次の各号の場合には、それぞれ当該各号に掲げる変更をすることができる。 一・二（略） 2 承認電源等保有者は、承認電源等に関し、業務規程第143条の規定による混雑処理がなされた場合であっても、混雑処理に伴う出力等の抑制を行うことを要しないものとする。 （承認内容に変更があった場合の取扱い） 第214条（略） 2 前項の規定にかかわらず、業務規程第144条の2第2号に掲げる電源を有する承認電源等保有者は、承認内容を変更する年度の前々年度末までに、本機関に対して、当該承認内容の変更の申請を行

変 更 前 （変更点に下線）		変 更 後 （変更点に下線）	
ればならない。 3 （略） （緊急時の発電機の出力の調整） 第2 2 1 条 混雑が発生した連系線に隣接する供給区域の一般送配電事業者は、業務規程第1 4 3 条から第1 4 3 条の5までの規定に<u>基づく</u>混雑処理を行うまでの間の電力系統の安定性を確保するため、必要に応じ、当該連系線の潮流を抑制する相殺潮流が流れるよう一般送配電事業者からオンラインで調整がでる発電機の出力の調整を行う。 （作業停止計画の原案の提出） 第2 3 0 条 （略） 2 一般送配電事業者は、業務規程第1 5 7 条第2 項に<u>基づき</u>、本機関が発電計画提出者から提出を受けた電力設備の作業停止計画の原案の送付を受ける。 3 ・ 4 （略）	ればならない。 3 （略） （緊急時の発電機の出力の調整） 第2 2 1 条 混雑が発生した連系線に隣接する供給区域の一般送配電事業者は、業務規程第1 4 3 条から第1 4 3 条の5までの規定に<u>基づく</u>混雑処理を行うまでの間の電力系統の安定性を確保するため、必要に応じ、当該連系線の潮流を抑制する相殺潮流が流れるよう一般送配電事業者からオンラインで調整がでる発電機の出力の調整を行う。 （作業停止計画の原案の提出） 第2 3 0 条 （略） 2 一般送配電事業者は、業務規程第1 5 7 条第2 項の<u>規定により</u>、本機関が発電計画提出者から提出を受けた電力設備の作業停止計画の原案の送付を受ける。 3 ・ 4 （略） （本機関に対する作業停止計画の提出） 第2 3 2 条 一般送配電事業者は、第2 3 0 条第1 項又は第2 項の<u>規定により</u>、作業停止計画の原案を受け取ったときは、広域連系系統等の作業停止計画（当該一般送配電事業者の作業停止計画に関するものを含む。）を速やかに本機関に提出する。 （調整対象作業停止計画の原案の調整） 第2 3 3 条 （略） 2 一般送配電事業者は、必要に応じ、第2 3 0 条第3 項に<u>基づく</u>作業停止計画の原案の提出前に、事前調整を行うことができる。 （作業停止計画の調整案の提出・取りまとめ） 第2 3 4 条 作業停止計画提出者は、第2 3 0 条第1 項に<u>準じ</u>、業務規程第1 5 8 条第1 項及び前条の調整を踏まえ、別表1 2－1に定める期日までに、原案から調整された作業停止計画の調整案を提出する。 2 一般送配電事業者は、第2 3 0 条第2 項に<u>準じ</u>、本機関が発電計画提出者から提出を受けた電力設備の作業停止計画の調整案の送付を受ける。 3 一般送配電事業者は、前各項により、作業停止計画の調整案を受け取ったときは、第2 3 2 条に<u>準じ</u>、広域連系系統等の作業停止計画を本機関に提出する。 （作業停止計画の最終案の提出、承認） 第2 3 6 条 作業停止計画提出者は、第2 3 0 条第1 項に<u>準じ</u>、業務規程第1 6 0 条第2 項及び前条の調整を踏まえ、別表1 2－1に定める期日までに、調整案に対して最終調整された作業停止計画の最終案を提出する。 2 一般送配電事業者は、第2 3 0 条第2 項に<u>準じ</u>、本機関が発電計画提出者から提出を受けた電力設備の作業停止計画の最終案の送付を受ける。 3 一般送配電事業者は、前各項により作業停止計画の最終案を受け取ったときは、第2 3 2 条に<u>準じ</u>、広域連系系統等の作業停止計画を本機関に提出する。 4 一般送配電事業者は、第1 項及び第2 項により調整対象作業停止計画の最終案を受け取ったときは、これを承認する。 （承認された作業停止計画に関する情報の提供等） 第2 3 7 条 一般送配電事業者は、業務規程第1 6 2 条第1 項により、本機関が承認した広域連系系統等	わなければならない。 3 （略） （緊急時の発電機の出力の調整） 第2 2 1 条 混雑が発生した連系線に隣接する供給区域の一般送配電事業者は、業務規程第1 4 3 条から第1 4 3 条の5までの規定による混雑処理を行うまでの間の電力系統の安定性を確保するため、必要に応じ、当該連系線の潮流を抑制する相殺潮流が流れるよう一般送配電事業者からオンラインで調整がでる発電機の出力の調整を行う。 （作業停止計画の原案の提出） 第2 3 0 条 （略） 2 一般送配電事業者は、業務規程第1 5 7 条第2 項の<u>規定により</u>、本機関が発電計画提出者から提出を受けた電力設備の作業停止計画の原案の送付を受ける。 3 ・ 4 （略） （本機関に対する作業停止計画の提出） 第2 3 2 条 一般送配電事業者は、第2 3 0 条第1 項又は第2 項の<u>規定により</u>、作業停止計画の原案を受け取ったときは、広域連系系統等の作業停止計画（当該一般送配電事業者の作業停止計画に関するものを含む。）を速やかに本機関に提出する。 （調整対象作業停止計画の原案の調整） 第2 3 3 条 （略） 2 一般送配電事業者は、必要に応じ、第2 3 0 条第3 項の<u>規定による</u>作業停止計画の原案の提出前に、事前調整を行うことができる。 （作業停止計画の調整案の提出・取りまとめ） 第2 3 4 条 作業停止計画提出者は、第2 3 0 条第1 項の<u>規定に準じて</u>、業務規程第1 5 8 条第1 項及び前条の調整を踏まえ、別表1 2－1に定める期日までに、原案から調整された作業停止計画の調整案を提出する。 2 一般送配電事業者は、第2 3 0 条第2 項の<u>規定に準じて</u>、本機関が発電計画提出者から提出を受けた電力設備の作業停止計画の調整案の送付を受ける。（略） 3 一般送配電事業者は、前各項の<u>規定により</u>、作業停止計画の調整案を受け取ったときは、第2 3 2 条の<u>規定に準じて</u>、広域連系系統等の作業停止計画を本機関に提出する。 （作業停止計画の最終案の提出、承認） 第2 3 6 条 作業停止計画提出者は、第2 3 0 条第1 項の<u>規定に準じて</u>、業務規程第1 6 0 条第2 項及び前条の調整を踏まえ、別表1 2－1に定める期日までに、調整案に対して最終調整された作業停止計画の最終案を提出する。 2 一般送配電事業者は、第2 3 0 条第2 項の<u>規定に準じて</u>、本機関が発電計画提出者から提出を受けた電力設備の作業停止計画の最終案の送付を受ける。（略） 3 一般送配電事業者は、前各項の<u>規定により</u>作業停止計画の最終案を受け取ったときは、第2 3 2 条の<u>規定に準じて</u>、広域連系系統等の作業停止計画を本機関に提出する。 4 一般送配電事業者は、第1 項及び第2 項の<u>規定により</u>調整対象作業停止計画の最終案を受け取ったときは、これを承認する。 （承認された作業停止計画に関する情報の提供等） 第2 3 7 条 一般送配電事業者は、業務規程第1 6 2 条第1 項の<u>規定により</u>、本機関が承認した広域連系系統等	承認された作業停止計画に関する情報の提供等） 第2 3 7 条 一般送配電事業者は、業務規程第1 6 2 条第1 項の<u>規定により</u>、本機関が承認した広域連系系統等

変 更 前 （変更点に下線）		変 更 後 （変更点に下線）	
城連系系統等の作業停止計画の送付を受ける。 2 （略） （広域調整作業停止計画の調整案に対する再調整の申出） 第238条 広域連系系統等の作業停止計画により、発電計画に影響が生じる発電計画提出者は、業務規程第159条第3項に基づき共有された広域連系系統等の作業停止計画の調整案に対して、本機関による作業停止計画の再調整を申し出ることができる。 （作業停止計画の提出の省略） 第240条 （略） 2 前項により、作業停止計画提出者が作業停止計画の提出を省略した場合は、一般送配電事業者は、当該作業停止計画提出者の調整対象作業停止計画に変更がないものとして、当該作業停止計画の調整を行う。 （作業停止計画の変更及び追加） 第241条 作業停止計画提出者は、作業停止計画の年間計画又は月間計画の承認以降、需給状況及び系統状況の変化並びに突発的な設備異常等により、やむを得ない年間計画又は月間計画の変更（取りやめを含む。以下同じ。）又は追加（計画外の作業停止を含む。以下同じ。）がある場合には、その理由を付して、第230条第1項に準じて、変更後の作業停止計画（以下「作業停止変更計画」という。）を一般送配電事業者に提出する。 2 作業停止計画提出者は、作業停止計画の原案の提出から最終案の承認までの間であっても、当該事業者が最後に提出した作業停止計画の原案、調整案又は最終案の変更又は追加が必要となったときは、その理由を付して、第230条第1項に準じて、速やかに作業停止変更計画を一般送配電事業者に提出する。 3 一般送配電事業者は、前各項により広域連系系統等の作業停止変更計画を受け取った場合には、第232条に準じて、本機関に提出する。 4 一般送配電事業者は、調整対象の作業停止変更計画を受け取ったときは、第233条に準じて調整を行い、必要に応じ、作業停止変更計画の見直しを求める。 5 一般送配電事業者は、前項の調整後、調整対象の作業停止変更計画を第236条第4項に準じて承認する。	した広域連系系統等の作業停止計画の送付を受ける。 2 （略） （広域調整作業停止計画の調整案に対する再調整の申出） 第238条 広域連系系統等の作業停止計画により、発電計画に影響が生じる発電計画提出者は、業務規程第159条第3項の規定により共有された広域連系系統等の作業停止計画の調整案に対して、本機関による作業停止計画の再調整を申し出ることができる。 （作業停止計画の提出の省略） 第240条 （略） 2 前項の規定により、作業停止計画提出者が作業停止計画の提出を省略した場合は、一般送配電事業者は、当該作業停止計画提出者の調整対象作業停止計画に変更がないものとして、当該作業停止計画の調整を行う。 （作業停止計画の変更及び追加） 第241条 作業停止計画提出者は、作業停止計画の年間計画又は月間計画の承認以降、需給状況及び系統状況の変化並びに突発的な設備異常等により、やむを得ない年間計画又は月間計画の変更（取りやめを含む。以下同じ。）又は追加（計画外の作業停止を含む。以下同じ。）がある場合には、その理由を付して、第230条第1項の規定に準じて、変更後の作業停止計画（以下「作業停止変更計画」という。）を一般送配電事業者に提出する。 2 作業停止計画提出者は、作業停止計画の原案の提出から最終案の承認までの間であっても、当該事業者が最後に提出した作業停止計画の原案、調整案又は最終案の変更又は追加が必要となったときは、その理由を付して、第230条第1項の規定に準じて、速やかに作業停止変更計画を一般送配電事業者に提出する。 3 一般送配電事業者は、前各項の規定により広域連系系統等の作業停止変更計画を受け取った場合には、第232条の規定に準じて、本機関に提出する。 4 一般送配電事業者は、調整対象の作業停止変更計画を受け取ったときは、第233条の規定に準じて調整を行い、必要に応じ、作業停止変更計画の見直しを求める。 5 一般送配電事業者は、前項の調整後、調整対象の作業停止変更計画を第236条第4項の規定に準じて承認する。	（緊急時の作業停止計画の調整の省略） 第242条 一般送配電事業者及び電気供給事業者は、人身の安全又は設備保全上の理由により緊急を要する場合は、業務規程第157条から第166条まで及び第230条から第241条までの作業停止計画の調整の手続を行わず、直ちに関係する電力設備を停止することができる。 2 作業停止計画提出者は、前項の規定により電力設備が緊急停止した場合において、当該電力設備の停止が継続するときは、第230条第1項に準じて、速やかに調整対象の作業停止変更計画を一般送配電事業者に提出する。 3 一般送配電事業者は、前項の規定により広域連系系統等の作業停止変更計画を受け取ったときは、第232条に準じて、本機関に提出する。 （作業実施の手続） 第243条 一般送配電事業者及び作業を実施する電気供給事業者は、作業事故、供給支障等を生じさせることのないよう、第191条に定めるところにより、相互に協調して作業停止に伴う電力設備の運転を行わなければならない。 2～4 （略）	（緊急時の作業停止計画の調整の省略） 第242条 一般送配電事業者及び電気供給事業者は、人身の安全又は設備保全上の理由により緊急を要する場合は、業務規程第157条から第166条及び本指針第230条から第241条の作業停止計画の調整の手続を行わず、直ちに関係する電力設備を停止することができる。 2 作業停止計画提出者は、前項により電力設備が緊急停止した場合において、当該電力設備の停止が継続するときは、第230条第1項に準じて、速やかに調整対象の作業停止変更計画を一般送配電事業者に提出する。 3 一般送配電事業者は、前項において広域連系系統等の作業停止変更計画を受け取ったときは、第232条に準じて、本機関に提出する。

変 更 前（変更点に <u>下線</u> ）		変 更 後（変更点に <u>下線</u> ）	
（作業停止計画の調整における考慮事項） 第244条 本機関又は一般送配電事業者が、電力設備の作業停止計画の調整を行うに当たっては、次の各号に掲げる事項（一般送配電事業者が行う調整においては第11号を除く。）を考慮の上、行う。ただし、第1号から第6号に掲げる事項を重視及び優先するものとする。 一～十一 （略） 2 （略）	（低圧F I T電源及び低圧F I T卒業電源に関するスイッチング支援対象業務を行う場合） 第266条 （略） 2 前項にかかわらず、低圧F I T電源に関するスイッチング支援対象業務を行う場合は、第247条、第252条から第255条、第257条及び第259条から第261条までは適用せず、低圧F I T卒業電源に関するスイッチング支援対象業務を行う場合は、第247条、第252条、第253条、第255条第2項及び第3項並びに第257条は適用しない。 3 第1項にかかわらず、一般送配電事業者と電気の特定契約を締結している低圧F I T電源がF I T買取期間満了に伴うスイッチング支援対象業務を行う場合は、第247条及び第252条から第262条までは適用しない。	（作業停止計画の調整における考慮事項） 第244条 本機関又は一般送配電事業者が、電力設備の作業停止計画の調整を行うに当たっては、次の各号に掲げる事項（一般送配電事業者が行う調整においては第11号を除く。）を考慮の上、行う。ただし、第1号から第6号までに掲げる事項を重視及び優先するものとする。 一～十一 （略） 2 （略）	
		（低圧F I T電源及び低圧F I T卒業電源に関するスイッチング支援対象業務を行う場合） 第266条 （略） 2 前項の規定にかかわらず、低圧F I T電源に関するスイッチング支援対象業務を行う場合は、第247条、第252条から第255条まで、第257条及び第259条から第261条までは適用せず、低圧F I T卒業電源に関するスイッチング支援対象業務を行う場合は、第247条、第252条、第253条、第255条第2項及び第3項並びに第257条の規定は適用しない。 3 第1項の規定にかかわらず、一般送配電事業者と電気の特定契約を締結している低圧F I T電源がF I T買取期間満了に伴うスイッチング支援対象業務を行う場合は、第247条及び第252条から第262条までの規定は適用しない。	
		（緊急時の対応） 第267条 （略） 2・3 （略） 4 電気事業者に該当しない電気供給事業者は、防災に係る業務の遂行に関し、前各項の規定に準じて対応を行うよう努める。	
		（災害時連携計画の提出） 第267条の2 一般送配電事業者たる会員は、経済産業省令で定めるところにより、災害時連携計画を本機関に提出しなければならない。	
		（災害時連携計画の変更） 第267条の3 一般送配電事業者たる会員は、災害時連携計画を変更した時は、災害時連携計画の変更した事項を遅滞なく、本機関に提出しなければならない。	
（災害時連携計画の策定における留意事項） 第267条の4 一般送配電事業者たる会員は、本機関が公表する災害時連携計画の確認における考慮事項に留意し、災害時連携計画を策定しなければならない。 （災害時連携計画の検討等に関する本機関への協力） 第267条の5 一般送配電事業者たる会員は、業務規程第176条の4第1項に基づき、提出した災害時連携計画の根拠及び考え方を聴取されたときは、速やかにこれに応じなければならない。 （新設） （新設）	（電力需給等に関する情報の本機関への提出） 第268条 （略） 一 （略） 二 電圧に関する実績 自らの供給区域において、施行規則第39条に基づき電圧を測定した地点数	（災害時連携計画の策定における留意事項） 第267条の4 一般送配電事業者は、本機関が公表する災害時連携計画の確認における考慮事項に留意し、災害時連携計画を策定しなければならない。 （災害時連携計画の検討等に関する本機関への協力） 第267条の5 一般送配電事業者は、業務規程第176条の4第1項の規定により、提出した災害時連携計画の根拠及び考え方を聴取されたときは、速やかにこれに応じなければならない。 第3節 災害等復旧費用の相互扶助 （災害等扶助交付金の交付申請） 第267条の6 一般送配電事業者及び送電事業者は、本機関に対し、災害等扶助交付金の交付を申請することができる。 （電力需給等に関する情報の本機関への提出） 第268条 （略） 一 （略） 二 電圧に関する実績 自らの供給区域において、施行規則第39条の規定により電圧を測定した地	

変 更 前（変更点に下線）		変 更 後（変更点に下線）	
並びに別表 1 6－1 の維持すべき値を逸脱した地点数及びその比率 三・四 （略）		点数並びに別表 1 6－1 の維持すべき値を逸脱した地点数及びその比率 三・四 （略）	
2 一般送配電事業者は、本機関の要請に応じ、法第 2 6 条第 3 項及び施行規則第 3 9 条に基づき記録し保存している周波数及び電圧の測定結果並びに電気関係報告規則第 3 条に基づき国へ報告した供給支障事故の情報その他本機関が前項の評価・分析に当たって必要となる情報を提供しなければならぬものとする。		2 一般送配電事業者は、本機関の要請に応じ、法第 2 6 条第 3 項及び施行規則第 3 9 条の規定により記録し保存している周波数及び電圧の測定結果並びに電気関係報告規則第 3 条の規定により国へ報告した供給支障事故の情報その他本機関が前項の評価・分析に当たって必要となる情報を提供しなければならぬものとする。	
（事業者コード等の申請） 第 2 6 9 条 （略） 2 （略） 3 本機関は、前各項により申請を受け付けた場合は、申請のあった事業者に対しコードを発行するとともに、その内容を一般送配電事業者に通知する。		（事業者コード等の申請） 第 2 6 9 条 （略） 2 （略） 3 本機関は、前各項の規定により申請を受け付けた場合は、申請のあった事業者に対しコードを発行するとともに、その内容を一般送配電事業者に通知する。	
附則 （平成 2 6 年度までに接続検討の回答を受領した発電設備等系統連系希望者による一般電気事業者に対する電源接続案件募集プロセス開始の申込みの扱い） 第 2 条 平成 2 6 年度までに接続検討の回答を受領した発電設備等系統連系希望者は、接続検討の回答における系統連系工事に広域連系系統の増強工事が含まれず、かつ、工事費負担金対象となる系統連系工事が第 1 1 1 条に定める規模以上となる場合には、第 7 6 条に準じて、一般電気事業者に対し電源接続案件募集プロセスの申込みを行うことができるものとする。		附則 （平成 2 6 年度までに接続検討の回答を受領した発電設備等系統連系希望者による一般電気事業者に対する電源接続案件募集プロセス開始の申込みの扱い） 第 2 条 平成 2 6 年度までに接続検討の回答を受領した発電設備等系統連系希望者は、接続検討の回答における系統連系工事に広域連系系統の増強工事が含まれず、かつ、工事費負担金対象となる系統連系工事が第 1 1 1 条に定める規模以上となる場合には、第 7 6 条の規定に準じて、一般電気事業者に対し電源接続案件募集プロセスの申込みを行うことができるものとする。	
（平成 2 7 年度供給計画の案及び供給計画の本機関への提出） 第 3 条 特定電気事業者及び特定規模電気事業者は、業務規程第 2 3 条及び同規程附則第 4 条に基づき平成 2 7 年度供給計画の案を本機関へ提出する際は、本機関が定め、本機関のウェブサイトにおいて公表する様式に基づき、電子データで提出するものとする。 2 特定電気事業者及び特定規模電気事業者が前項により本機関へ提出する供給計画の案及び経済産業大臣に届けなければならない供給計画は、次の各号に定める期限までに本機関に提出するものとする。 一・二 （略）		（平成 2 7 年度供給計画の案及び供給計画の本機関への提出） 第 3 条 特定電気事業者及び特定規模電気事業者は、業務規程第 2 3 条及び同規程附則第 4 条の規定により平成 2 7 年度供給計画の案を本機関へ提出する際は、本機関が定め、本機関のウェブサイトにおいて公表する様式に基づき、電子データで提出するものとする。 2 特定電気事業者及び特定規模電気事業者が前項の規定により本機関へ提出する供給計画の案及び経済産業大臣に届けなければならない供給計画は、次の各号に定める期限までに本機関に提出するものとする。 一・二 （略）	
附則（平成 2 8 年 4 月 1 日） （同時同量に関する特別措置） 第 4 条 （略） 2 （略） 3 実同時同量の契約者は、業務規程第 1 3 7 条で定める送電可否判定において、同条第 1 項で連系線希望計画の一部を送電可能と判定する旨を希望したものとして取り扱う。 4・5 （略） （リブレース案件系統連系募集プロセスの適用） 第 5 条 本指針の第 7 章第 3 節は、費用負担ガイドラインの公表日（平成 2 7 年 1 1 月 6 日）以降に電力設備等の廃止に係る供給計画の届出を行った案件について、適用する。		附則（平成 2 8 年 4 月 1 日） （同時同量に関する特別措置） 第 4 条 （略） 2 （略） 3 実同時同量の契約者は、業務規程第 1 3 7 条で定める送電可否判定において、同条第 1 項で連系線希望計画の一部を送電可能と判定する旨を希望したものとして取り扱う。 4・5 （略）	
附則（平成 2 9 年 9 月 6 日） 施行期日 第 1 条 （略）		附則（平成 2 9 年 9 月 6 日） （施行期日） 第 1 条 （略）	

変 更 前（変更点に下線）		変 更 後（変更点に下線）	
2 前項にかかわらず、第33条、第138条から第139条の2まで、第197条から第228条までの、第233条、第238条、第244条及び第269条並びに附則第2条から第5条までの規定は、本機関の理事会の議決により定めた平成30年4月1日から1年以内の日（ただし、経済産業大臣の認可を受けた日以降の日に限る。）から施行する。	2 前項の規定にかかわらず、第33条、第138条から第139条の2まで、第197条から第228条までの、第233条、第238条、第244条及び第269条並びに附則第2条から第5条までの規定は、本機関の理事会の議決により定めた平成30年4月1日から1年以内の日（ただし、経済産業大臣の認可を受けた日以降の日に限る。）から施行する。	3（略）	3（略）
附則（平成30年6月29日） （発電制約量の調整） 第2条 一般送配電事業者は、広域連系システムの作業停止計画の調整において、 <u>第244条第2項に基づき、制約の対象として選定した発電機により定格容量比率按分した発電制約量及び制約の対象として選定した発電機を発電計画提出者へ通知する。エリアの需給状況等に応じて発電制約量を見直した場合も同様とする。</u>	附則（平成30年6月29日） （発電制約量の調整） 第2条 一般送配電事業者は、広域連系システムの作業停止計画の調整において、 <u>第244条第2項の規定により、制約の対象として選定した発電機により定格容量比率按分した発電制約量及び制約の対象として選定した発電機を発電計画提出者へ通知する。供給区域の需給状況等に応じて発電制約量を見直した場合も同様とする。</u>	2（略）	2（略）
3 発電計画提出者は、第1項により通知された発電制約量の調整を希望する場合は、発電制約量の通知を受けた一般送配電事業者に希望する発電制約量の調整内容を連絡する。	3 発電計画提出者は、第1項の規定により通知された発電制約量の調整を希望する場合は、発電制約量の通知を受けた一般送配電事業者に希望する発電制約量の調整内容を連絡する。	4～7（略）	4～7（略）
（発電制約量の調整の不調時の対応） 第3条 前条第2条第5項による発電制約量の調整が不調となった発電計画提出者は、本機関より再調整の依頼を受けた場合は、発電制約量の再調整を行う。	（発電制約量の調整の不調時の対応） 第3条 前条第2条第5項の規定による発電制約量の調整が不調となった発電計画提出者は、本機関より再調整の依頼を受けた場合は、発電制約量の再調整を行う。	2・3（略）	2・3（略）
附則（令和元年7月1日） （施行期日） 第1条（略） 2 前項にかかわらず、第15条の2から第15条の19まで、第17条、第139条及び第269条の規定は、2019年7月1日から2021年3月31日の範囲内において本機関の理事会の議決により定める日（ただし、経済産業大臣の認可を受けた日以降の日に限る。）から施行する。	附則（令和元年7月1日） （施行期日） 第1条（略） 2 前項の規定にかかわらず、第15条の2から第15条の19まで、第17条、第139条及び第269条の規定は、2019年7月1日から2021年3月31日の範囲内において本機関の理事会の議決により定める日（ただし、経済産業大臣の認可を受けた日以降の日に限る。）から施行する。	附則（令和元年12月11日） （施行期日） 第1条（略） 2 前項の規定にかかわらず、第15条の4の規定は、経済産業大臣の認可を受けた日から令和3年3月31日の範囲内において本機関の理事会の議決により定める日から施行する。	附則（令和元年12月11日） （施行期日） 第1条（略） 2 前項の規定にかかわらず、第15条の4の規定は、経済産業大臣の認可を受けた日から令和3年3月31日の範囲内において本機関の理事会の議決により定める日から施行する。
3 第1項にかかわらず、第140条の規定は、令和2年4月1日から施行する。	3 第1項の規定にかかわらず、第140条の規定は、令和2年4月1日から施行する。	4 第1項にかかわらず、第79条、第135条、第135条の2、 <u>第174条の規定は、令和2年4月1日、経済産業大臣の認可を受けた日又は一般送配電事業者による系統連系技術要件の変更が経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。</u>	4 第1項の <u>規定</u> にかかわらず、第79条、第80条、第135条、第135条の2及び <u>第174条の規定は、令和2年4月1日、経済産業大臣の認可を受けた日又は一般送配電事業者による系統連系技術要件の変更が経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。</u>
（系統連系技術要件の適用） 第2条 本指針の第135条により定める系統連系技術要件は、前条第4項の施行期日以降に系統アクセスにおける契約申込みを行う案件及び電源接続案件募集プロセスにおいて入札を行う案件について、適用する。	（系統連系技術要件の適用） 第2条 本指針の第135条の規定により定める系統連系技術要件は、前条第4項の施行期日以降に系統アクセスにおける契約申込みを行う案件及び電源接続案件募集プロセスにおいて入札を行う案件について、適用する。		
附則（令和2年3月30日）	附則（令和2年3月30日）		附則（令和2年3月30日）

変 更 前（変更点の下線）	変 更 後（変更点の下線）
（値差精算権利に係る申請） 第 3 条 （略） 2 特定負担計画対象者は、前項に<u>基づき申請した内容に変更が生じた場合、本機関に変更申請を行わなければならない。</u>	（値差精算権利に係る申請） 第 3 条 （略） 2 特定負担計画対象者は、前項の<u>規定により申請した内容に変更が生じた場合、本機関に変更申請を行わなければならない。</u>
附則（令和 2 年 7 月 8 日） （施行期日） 第 1 条 （略） 2 前項にかかわらず、第 3 3 条、第 8 8 条、第 8 5 条、第 8 8 条、第 8 8 条の 2、第 8 9 条、第 9 3 条、第 9 7 条、第 1 0 0 条、第 1 0 1 条、第 1 0 2 条、第 1 0 6 条、第 1 1 2 条、第 1 2 0 条から第 1 2 3 条の 8 まで、<u>第 1 3 0 条の規定は、令和 2 年 1 0 月 1 日、経済産業大臣の認可を受けた日又は全ての一般送配電事業者による電源接続案件一括検討プロセスの導入に関する託送供給等約款の変更の効力が生じた日のいずれか遅い日から施行する。</u> 3 第 1 項にかかわらず、第 2 6 条から第 3 0 条の 2 までの規定は、令和 3 年 4 月 1 日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。	附則（令和 2 年 7 月 8 日） （施行期日） 第 1 条 （略） 2 前項の<u>規定にかかわらず、第 3 3 条、第 8 3 条、第 8 8 条、第 8 5 条、第 8 8 条、第 8 8 条の 2、第 8 9 条、第 9 1 条、第 9 3 条、第 9 7 条、第 1 0 0 条、第 1 0 1 条、第 1 0 2 条、第 1 0 6 条、第 1 1 2 条、第 1 2 0 条から第 1 2 3 条の 8 まで及び第 1 3 0 条の規定は、令和 2 年 1 0 月 1 日、経済産業大臣の認可を受けた日又は全ての一般送配電事業者による電源接続案件一括検討プロセスの導入に関する託送供給等約款の変更の効力が生じた日のいずれか遅い日から施行する。</u> 3 第 1 項の<u>規定にかかわらず、第 2 6 条から第 3 0 条の 2 までの規定は、令和 3 年 4 月 1 日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。</u>
（新設）	附則（令和 年 月 日） （施行期日） 第 1 条 本指針は、<u>経済産業大臣の認可を受けた日から施行する。</u> （リブレース案件系統連系募集プロセスに関する経過措置） 第 2 条 業務規程附則（令和 年 月 日）第 3 条第 1 項の規定により、本機関からリブレース該当性判断を行っている案件の通知を受けた一般送配電事業者は、<u>当該通知を休廃止等手続とみなして、改正後の送配電等業務指針の規定を適用する。</u> 2 この送配電等業務指針の施行の際現にリブレース案件系統募集プロセスを開始している案件については、<u>改正後の送配電等業務指針の規定にかかわらず、なお従前の例による。</u>

